法學博士末廣重雄著

北米の日本人

東京　二松堂藏版

序

日露戰爭後日米關係は急轉直下甚しく險惡となつた。其の原因の一たる移民問題は明治三十九年の學童問題以來幾多の波瀾があつた末遂に昨年加州土地法の制定を見るに至つた。衝突に衝突を重ねた結果從來吾人が米國及米國人に對して有した溫情は今や全く冷却して日米國交の阻隔すること大戰爭前の英獨關係と擇ぶところがない。此儘に進み行けば日米戰爭は殆んど必至の勢である。

日米國交の禍根たる移民問題は如何なるものであるか。平和的に解決するの方法がないであらうか。戰爭

著者昨年夏日本人狀態調査の爲米國太平洋沿岸諸州、加奈陀のブリチッシ、コロンビア州を巡遊し南下して墨西哥に赴き今年一月歸朝した。此の旅行中ホノル、の永瀧總領事桑港の沼野總領事熊崎領事牛島氏藤平氏青木氏乾氏矢野氏ロスアンゼルスの若林氏エルモンテの龜岡氏クローヴイスの粟屋氏ポートランドの井田領事阿部氏シアトルの高橋領事岡田氏ヴアンクーヴアーの堀領事山崎氏メキシユの安達公使高木氏荒井氏米國、加奈多、墨西哥各地の在住諸氏が或は視察の便宜を供せられ或は調査に助力を與へられたるは予の深く感謝する

を賭してまでも米國と爭ふべきものであらうか吾人の深く考量せねばならぬ大問題である。此書が本問題の研究に多少たりとも資するところあらば予の滿足之に過ぐるものがない。

大正三年十二月

末廣重雄

北米の日本人目次

ところである。此の機會に於て滿腔の敬意を諸氏に向つて表する。

目次終

北米の日本人

法學博士　末廣重雄著

第一章　米國の排日

第一節　加州の排日

第一款　在住日本人の經濟上の地位

日本人が移民として初めて渡米したのは約五十年前のことであるが、明治二十三年頃から段々在住者の數が殖え、日露戰爭後には更に激增するやうになつた。在米（布哇を除く）日本人人口增加の大勢を見るに、明治元年には六人、明治二十三年には二千三百人、明治三十七年には五萬三千七百六十四人、最も多いのが明治四十一年で十萬三千六百八十三人、大正二年が少し

の事業との競爭は未だ激甚でない。日本人の主たる事業は何であるかと云へば農業である。農業に關係のある者は日本人の半數以上を占め、其の生産するところは一ヶ年約五千六百萬圓で、加州農産物總價格の約六分を占め、其の經營する農業地の面積は總計約二十八萬英加(一英加は約我が四段)に上つて居る。日本人の經營する農業が最近如何に發展したかを見るに、明治三十三年には農業地(所有地、現金借地、歩合及請負耕作地を合せて)總面積は僅かに四千六百九十八英加であつたが、明治三十八年には六萬一千八百五十八英加となり、大正二年には二十八萬千六百八十七英加になつて居る、卽ち十三年間に農業地面積が六十四倍になつた譯で、非常なる發展と云はねばならぬ。

最近の調査に依れば、加州に於て日本人の所有する農業地面積は二萬九千七百三十五英加、其の現在價格約八百萬圓である(所有宅地は千二百四十一筆(ロット)其の現在價格は約三百四十萬圓)。最も多く土地を所有する日本人は五千三百英加が第一で、次が三千三百英加、多數は百八十英加

下つて九萬五千四百八十三人に達して居る(米國に關する統計は重に日米年鑑第十號に依る)。其の内大正二年加州在住日本人人口は五萬九千七百五十五人で、在米日本人の約六割二分五厘に當つて居る。

加州在住日本人の經濟上の地位は何んなものであるか。漁業、商業及雜營業、農業の三つに分けて少しく述べて見やう。第一に日本人の漁業は非常に盛で、加州魚市場を左右する位な勢力がある。然し事業其のものが本來小さなものであるから、其の經營者は二百人餘一ヶ年の漁獲高九十萬圓に過ぎぬ。次ぎに商業及雜營業を見るに、最近一ヶ年の賣上げ又は收入總額は約五千八百萬圓に上り、其の經營者は約四千四百人である。其の內で白人を相手とする者は、美術雜貨商、洗濯業、洋食店、理髮店、下宿屋等で、最近南加州地方では歐洲下等移民の增加に連れて、日本人の此等の營業が漸々發展する傾向があるけれども、全體から見ると日本人の經營する商業及雜營業は、日本人を華客とする部分が、約七割を占めて居て、白人の經營する同種

額は實に非常なものである。氏は米國西部の馬鈴薯市場を左右する勢力があつて、ジョージ、シマの名は白人の間に喧傳せられて居る。此の如く日本人の農業は中々盛であるけれども、決して樂々と今日の成功を得た譯ではない、皆七顚八倒苦心慘澹たる徑路を經て來て、在住者中苟くも成功者を以て目せらるゝ人々は、何れも立志傳中の人物となるだけの値のある人である。加州に於ける日本人の發展の徑路を見るに、資本を携へて來て事業に着手した者は殆ど一人もない、何れも日本を出る時は裸一貫、加州に到着して先づ勞働者となり隨分苦戰奮鬪したものである。殊にフレスノ地方が未だ發達せぬ時分此の地方で葡萄摘みをした人々の如きは、實に日中は華氏百二十度の炎天の下、焦付くやうに熱い砂地の上に屈んで十數時間働き、夜分は無果樹の下に露營して奮鬪したのである。勞働して多少の貯蓄が出來ると、一轉して請負又は歩合耕作者となり、進んでは現金借地を爲し、漸く貯た金を以て土地を買入れて地主となつた次第である。斯かる徑路

以下の小地主である。地方別にすれば、フレスノの七千二百三十七英加が筆頭第一である。加州以外で日本人の所有する土地は、ネバタ州では農業地の所有者は皆無、宅地は二十筆。ユタ州では農業地九百三英加、宅地十二筆。コロラド州では農業地六百四英加、宅地九十六筆。アリゾナ州では農業地百二十八英加、宅地五筆。オレゴン州では農業地四千九百七十六英加。ワシントン州では農業地五百二十五英加である。

日本人が耕作する農産物の種類は、北加州では馬鈴薯、アスパラガス、豆、野菜、玉葱、果物、中部加州では葡萄、果物、南加州では野菜、苺、砂糖大根、沿岸地方では苺、砂糖大根等が重なものである。日本人の生産する主要農産物の價格を、一々加州全部の同種農産物の價格と比較して見るに、セロリーは九割、苺は八割五分、雑果物は四割六分、馬鈴薯は四割一分を占めて居るから、此等農産物に關しては日本人は市場に於て大なる勢力を有つて居る譯である。有名なる牛島馬鈴薯王が作る薯は加州に於て品質第一と稱せられ、其の産

は殆ど其の跡を絶つたけれども、社會上尙種々なる形式に於て日本人排斥が行はれて居る。尤も地方に依つて同じくない。南加州は北加州に比較して餘程排日的傾向が少い。更に兎角都會に多くして田舍に少い。是は田舍の人が質朴正直である許りでなく、日本人と白人との間の接近を促す機會が比較的に多く、兩者の關係が都會に於けるよりも親善であるからであらう。排斥の爲第一に日本人の困ることは、下宿屋貸部屋の得難いことである。加州に長逗留をする者が或は下宿或は貸部屋の必要を感じ、新聞の廣告を見て或る家に出掛け來意を通じても、隨分劒もほろゝの挨拶をして斷はられることがある。甚しきに至ては「アイ・ドント・ウォント・ジャップ」(日本人には用がない)と頭ごなしに跳ねつけられて仕舞ふことがある。更に予が南加州ロス、アンゼルスで聞いたことであるが、或る日本人が貸部屋の廣告を見て、先方へ借受けたいと云ふことを電話で交渉した、貸部屋をする家の主婦が電話口へ出て快よく承諾して吳れたけれども、其の人が私は

を蹈で來たのであるから、日本人が農業上に發展して地主になつたのは僅かに最近十年來のことで、漸く近頃其の所有地の代金を完濟した者が少くない。昨年秋加州土地法が實施された當時、橫濱正金銀行から特別に貸出した三十萬圓の內で、年賦拂で支拂中であつた代金を一時に拂込む爲使つた部分が少くない。此の如く漸く地主が出來た。約二萬九千英加の土地が日本人のものとなつた許りで、加州の農業上に於ける日本人の發展は是からであるところへ、加州土地法が昨年八月十日から實施されて、日本人の農業は一大頓挫を來した。如何にも殘念千萬である。

第二款　排日の形式

街上に於て、日本人に瓦礫や、腐つた玉子や、嚙りかけの果物を投げつけたり、鐵拳を下すが如きことは桑港地震後に甚しく、當時地震硏究の爲加州に出張した大森博士さへ此の厄に罹つたことがあつた。今日は斯かる暴漢

トせられる危險があるさうである。日本人に地面を賣らぬは此處許りではない、一昨々年エルクグローブ附近の地主連は彼等の有する不動産を、亞細亞人種に屬する者に賣らぬ決議をした。詰り加州土地法を待たず、或る地方では日本人は土地を買ひ入れることが出來なかつた。非賣同盟を結ぶは地主の勝手とは云ひながら、迫害を蒙る日本人にとつては癪に障る次第である。

桑港其の他の都會の一流の旅館料理店では日本人を以て好華客とし、其處のボーイは、日本人のお客が纒頭に氣前を見せる者が多いから、否氣前を見せたくなくとも排斥の厄に罹らぬ爲氣前を見せるから、日本人大明神と低頭平身して優遇するけれども、二流以下の旅館料理店に至つては日本人を拒絶するのもあるし、拒絶しなくとも、食卓に着いても給仕をしてくれぬことが屢次ある。酒屋の如きも隨分日本人を排斥する店があつて、日本人に全く酒を賣らぬことがある、酒を賣つても麥酒一杯に十圓取られた日本

日本人であるがお差支はないかと念を押して見ると、日本人ならば斷ると無愛嬌の返事であつた。其の人は多年米國に居て英語が非常に流暢であるから、定めし主婦は日本人であることに氣が付かなかつたのであらう。一旦は快よく且喜んで貸部屋を承諾したけれども、日本人であることを知るに及んで、民族的偏見の爲態度を一變して仕舞つたに相違ない。借家も亦頗る困難である。土地家屋の買入に至ては一層困難である。加州土地法發布前でも、既に實際日本人に對して土地家屋を賣らぬ地方があつた。例へば牛島馬鈴薯王が桑港の對岸バークレーと云ふところで住宅を買入れた時に、近所隣の非常な反對を受けたさうである。又昨年バークレーに於て賣出中であつた市街宅地には、「千九百三十年までは亞弗利加人、モンゴリア人及日本人所生の者は、此の土地を買ひ又は借受くることを得ず」と云ふ條件が附いて居て、若し此の條件に背いて、日本人に地面を賣る者がある時は、賣主も買人の日本人も附近の食料品屋及其の他の商店からボイコッ

しては全く日本人の入場を拒絶し、然らざるも上等席を賣らぬことがある。公衆の出入する場所例へば劇場で、日本人を排斥するのは日本人にも罪がある。日本人の或る者は劇場に赴く時に、日本流に一杯きこしめし、ほろ醉機嫌で出掛ける、場内で熟柿臭い匂ひをプン〳〵させ、醉つた元氣で周圍構はず大聲で友達と話をして、觀客の妨げをする者があるさうであるが、米國人から見ると非常に無作法な紳士らしからぬことである。自然觀客が斯う云ふ種類の人と席を共にすることを好まぬから、劇場は營業の必要上日本人を斷ることになるのである。斯樣に日本人にも惡いところがあることを殘念ながら認めねばならぬが、一體米國人が民族的偏見の爲日本人を劣等視する結果、排斥することが少くないのであるから、日本人にとつては不愉快千萬なことである。

日本人と米國人との結婚に關しても亦排日が行はれて居る。我が國でも、白人と結婚した者は、其の父母、朋友から面白からざる感情を以て迎へら

人があることを聞いた。日本人の經營する寫眞業の如き、技術が上手で直段が安いから、お客さんは隨分澤山あるけれども、多くはコソ〳〵人目を憚つて來るやうで、中には寫眞師の姓名を寫眞に入れることを斷る者があるさうである。寫眞師日本人某氏の話に依れば、お客が來て氏の顏を眺めて後、「アイ・アム・イン・ゼ・ロング・プレース」(飛んでもないところへ來た)と捨臺詞をして歸る奴があるさうである。日本人の洋食店も隨分流行する。米國北部で開業して居る人から聞いた話であるが、白人の客が入口の戶を排して入らうとして、其の店が日本人の經營して居ることを見ると、あゝジャップの店かと憎まれ口を叩きながら歸つて仕舞ふ者が往々あるさうである。桑港の水泳場、浴場は全く日本人を客とせぬ。理髮店も同樣、日本人が白人の店に行き、上衣やカラーを外し椅子に腰を掛けて順番の來るのを待つて居ても、何時までも仕事をして呉れぬ、聞けば理髮職人の組合規約に依て日本人を客とせぬさうである。其の他加州の劇場、寄席、活動寫眞場等で、時と

た男女に體刑又は罰金刑、又は双方を併課し、此の結婚に關係した人々、例へば牧師等に對しても重い制裁が設けてある。更に所謂内縁の夫婦となり同棲することを禁ずる州もある。上掲加州民法第六十條は明治三十八年に改正されたもので、舊規定にはモンゴリア人の文字はなかつたが、同年桑港に起つた日本人學童問題に刺戟せられて法律を改正し、日本人や支那人を黑人の仲間に入れることにした。加州其の他米國大平洋沿岸地方の雜婚希望者は、從來ワシントン州ヴアンクーバー市に赴き、同地の裁判所に結婚許可を申請する者が少くなかつたから、昨年同地方選出ワシントン州元老院議員フレンチと云ふ無粹な男が、「日本人、支那人又ハモンゴリア人種ニ屬スル者ト白人種ニ屬スル者トノ間ノ結婚ヲ禁止ス」と云ふ法案を元老院に提出したが、幸にして否決となつた。

米國の東部及南部で白人が黑人等有色人を排斥することは西部の日本人排斥以上である、白人の黑人排斥は今更のことでない。白人の野獸性を

れ、中には此れが爲親子義絶した者もあるさうで、日本人にも此の點に關し白人に對して偏見のあることは爭はれぬが、加州に於ては一層甚だしく、日本人を劣等視するところの感情は、日本人と白人との結婚を禁ずる法律となつて現はれて居る。加州民法第六十條に白人と黑人、モンゴリア人、及ミユラット―(白人と黑人の間に生れた者)との結婚は不法にして無效なるものであると規定してある。戀愛神聖の白人國に不似合千萬な法律ではあるまいか。尤も相愛する間柄になつた日白人は、此の非人情的の法律の爲加州では結婚が出來ぬけれども、日白人の結婚を禁ぜぬ他の州に行けば無造作に結婚することが出來るから、大した不自由はないけれども、如何にも不都合千萬な、如何にも野蠻な法律と云はねばならぬ。斯かる法律のあることを見ても如何に民族的偏見が加州に於て猛烈であるかゞ分る。

白人と有色人との間の結婚を禁ずる法律のあるのは加州許りでない、同種の法律を有する州及縣の數は約三十ある。或る州及縣では禁を犯し

は紐育の大富豪であるけれども、社會上誠に愍むべき地位にあつて、上流社會の俱樂部に加入することが出來ぬさうである。其の他猶太人及黑人に對して旅館、料理店、カフヱー店、劇場、寄席、浴場等は、種々なる口實の下に彼等を排斥して居る。餘りに排斥が激烈であるから、斯かる民族的偏見に本く社會上の差別的待遇を禁ずる法律を設けて居る州がある。紐育州でも從來あつた此種の法律を昨年九月に改正して、人種、宗敎、皮膚の色の相違の爲、旅館、料理店、カフヱー店、劇場、寄席等が差別的待遇をする時は、主人又は番頭は被害者に對し損害賠償を爲す義務があると同時に、罰金若は體刑又は二者を併課せられることになつた。此の法律は紐育州内の何人でも保護するのであるから、日本人も之に均霑する譯である。此の法律が果して十分實行せらるゝか頗る疑問であるけれども、兎に角紐育州に於ける黑人、ジユデア人等は、差別的待遇に對し法律上保護されることになつたのである。加州にも之に類似した法律がある、卽ち旅館汽船及汽車は旅客の何人たる

露骨に表白するリンチ（私刑）は、年々數は減ずるさうであるけれども尙行はれて居る。其の他白人の横暴に對する反抗の爲、白人と黑人の間に屢々大葛藤を生じ、流血の慘狀を呈することがある。昨年の秋にも一騷動が米國の東部で持ち上つた。バルチモア市で黑人の一家族が白人街へ引越した、ところが近所の白人は彼等白人獨占のものと考へて居る場所へ、黑人が侵入して來たのを見て大に憤激し、其の黑人の家に瓦礫を投じた。黑人の方でも白人の亂暴に立腹し、多數集つて白人の家に投石して復讐をした。結局白黑人の大衝突となり、終に市は市の安全の爲、白人と黑人の衝突を避ける爲、白黑人の住居を離隔する命令を發したさうである。其の他黑人に對する白人の迫害は言語同斷である。聞くところに依れば紐育の白人は猶太人に對しても非常に偏見を懷いて居る。日露戰爭の折に我が國に同情して多額の軍事公債を引受け、最近には我が國の對獨宣戰を憤り、所有の日本公債全部を賣拂つて我が國と緣を絕つた、獨逸生れのジユデア人シッフ

ことが出來ぬ。白人と黒人とを一つの鎖に繋ぐは大の禁物である。學校で差別的待遇をすることも珍らしくない、加州公立學校の有色人排斥は後に述べる。曾て我が國に來遊したハーヴアード大學總長エリオット博士の如きも、學校に於ける有色人排斥に贊成する一人であつて、曾て「目下ハーヴアードには五千の白人學生に對し僅々三十の黑人學生あるだけで、後者は殆ど人の注意を惹ぬから宜しいが、若し白黑同數であるか、又は黑人が比較的多數であるならば隔離の必要がある」と云つたことがある。尊敬すべき紳士たるエリオット博士すらこんな調子である、加州の政治屋連が日本人を排斥するのは少しも怪しむに足らぬ。

州の法律中差別的待遇をすることを禁ずるものもあるけれども、又明に差別的待遇を命じ又は之を許すものも少くない。差別を命ずると同時に白黑人に均一の待遇、便宜、利益を與ふべきことを命じて居ることもあるけれども(例へば汽車、電車、學校等に關して)、實際上殆んど空文に歸して

を問はず、正當なる理由なしには其の宿泊、輸送を拒絶することを得ぬ(加州刑法第三百六十五條)拒絶する者には制裁がある。日本人も此の規定の保護を受けるから、若し今後旅館等が日本人を排斥し、部屋が空いて居てもお生憎樣を喰はすやうな不都合がある場合には、此の規定を楯に取て、主人や番頭をうんと威かしてやるが宜しい。

米國に於て黑人やジュデア人殊に前者が迫害を受けるとは實に甚しい。唯旅館、料理店、カフェー店、劇場、寄席、汽車、電車、馬車等が差別的待遇をする許りでない、其の他理髮店、靴磨き、玉突店等が同じく毛嫌をするのは未だ聞えて居るが、墓地、寺院までが之を眞似ねるに至つては驚かざるを得ぬ、白人の道德心や宗敎心の如何なる者なるか推して知るべしである。

米國南部諸州では白黑の差別は監獄に至るまで行はれ、部屋を別にするは勿論のこと、ベッド、布團、食卓を始め一切の道具は、白人用と、黑人用と別別に準備してある、一度黑人の使用に供したものは白人の使用に供する

發見の記念祭があつて、當日桑港全市は非常に立派な裝飾をしてお祭騷ぎをした。其の節桑港の在米日本人會は桑港市役所の依賴に依り、ユニオンスクエア公園の裝飾を引受けたが、日本人大工が働いて居る間は、市役所から手助けの爲遣はした白人大工は仕事をせぬ、白人大工が仕事をする間は日本人大工は退て仕事を休んで居らねばならぬ爲、豫定通りに仕事が捗取らず、在米日本人會の役員を非常に困らしたことがある。桑港では其の他種々日本人に對する迫害がある。今日桑港に於て中々盛にやつて居る日本人の靴屋は、曾て猛烈なる迫害を受けたことがある。桑港地震後には日本人洋食店も一時隨分迫害を受けた。暴徒連は我が洋食店の店先に群集し、白人客が食事に來るのを邪魔して、營業に非常なる妨害を加へた。洋食店の主人連は相談の上、直接に或は總領事の手を經て警察の保護を請求した。巡査の派遣はあつたけれども、食事時暴徒が來て邪魔するやうな時には、巡査は何處へか行つて仕舞つて居らぬ。暴徒が其の目的を達して散じ

居るやうである(差別的待遇に關することに就てはStephenson―Race Distinctions in American Law 參照)

白人の黑人に對する迫害は南部に於て最も甚だしい。本年三月米國元老院に提出された、黑人の選擧被選擧權剝奪を目的とする米國憲法補則第十五條廢止法案は、殆ど南部諸州選出議員全體の贊成を得た。結局否決になつたけれども、議員總數の約五分の一の贊成者があつたことに依て、米國文明の裏面の或るものを知ることが出來る。

白人勞働者が暴力を以て其の競爭者たる日本人勞働者を放逐し、勞働に從事するを得ざらしむることは、加州を始め其の他の州にも屢次例のあることである。桑港附近に於ては勞働者の勢力極めて强大、排日感情も亦極めて猛烈であるから、種々なる勞働組合は日本人に對してボイコットを行ひ、又日本人勞働者の加入を拒絕して居る。此等勞働組合員の日本人排斥は極端なところまで行はれて居る。昨年秋桑港にポートラ祭と云ふ桑港

人洗濯業者の開山とも云ふべき人である。約十五年前に桑港に居を移した後、ボイラー使用の有利なるを見て其の使用を出願したが、市參事會が之を許可せぬから訴訟を提起した。其の後十五年間ボイラー使用の權利を得るが爲苦戰奮鬪し、財を費すこと巨萬、入獄すること數十回に及ぶも尚屈せず爭うて居る。氏の不屈不撓の精神は實に懦夫をして起たしむるものがある。兎角日本人は根氣がないと云ふ非難があるけれども、氏の如きは權利の爲には如何なる苦痛を嘗め、如何なる犧牲を供しても鬪爭する大勇猛心があることを、米國の眞中で示すもので、大に人意を強うするに足るのである。我が洗濯業者に對する迫害は此の如く十數年來引續いて居るけれども、迫害もさしたる效果がないから、最近に至つて日本洗濯業者排斥同盟會も稍々排日に倦み、迫害も頗る下火となつて來たやうである。

此の如く日本人は非常に不愉快な周圍の裡に、激烈なる迫害の下に、屈せず撓まず奮鬪を續け發展をした。是を見た加州の排日派は更に新しい迫

た頃になると、巡査連はノコ〳〵何處からか出て來ると云ふ有樣で、一向何の役にも立たぬ。洋食店主人連は大に困つた結果、勞働組合の親分株に六百圓の袖の下を贈つて漸く迫害を免れたさうである。

桑港、オークランド地方に於ける我が洗濯業者に對する迫害に至つては最も甚だしい、あらゆる手段を講じて我が洗濯業者の營業妨害をして居る。洗濯業に必要なる器具、器械類の買入れの邪魔をすること始めとして、監視員を設けて絕えず日本人洗濯業者の華客先を調べ、或は印刷物を配附し或は人を派して日本人との取引を斷絕せん事を請求し、今日でも尙運動を續けて居る。更に桑港の白人洗濯業同盟は市參事會を動かして、蒸氣洗濯に必要なるボイラーの使用を日本人に禁止せしめ、激烈なる妨害を繼續し來つた。我が洗濯業者中排斥の的となつたは、桑港日本人會々長塚本松之助氏である。氏は衆議院議員井上角五郎氏等と共に米國へ渡航し、其の初めは農業に志したが、約二十年前に洗濯業を開業し、實に米國に於ける日本

排斥協會と改稱した會が組織せられ、日本人排斥運動が愈々組織的になつた。當時桑港の市政は勞働派の支配の下にあつたので排斥は益々激烈、遂に明治三十九年には學童問題が起り、之と交換されて移民轉航禁止となり、之と前後して紳士的協約成立し、排斥派は是に於て殆んど日本移民入國反對の目的を達することになつた。

此の如くにして日本人の入國に對する制限が出來た、排日派は之を以て滿足したであらうか。否、更に一歩を進めて、現在加州に適法に入國し居住する日本人に對して迫害を加へ、彼等の事業を根柢から覆へし、加州から驅逐することを目的として新しい運動に着手した。此れが爲日本人に對して歐洲移民と同一の權利特權を與へず、差別的待遇の下に日本人を苦しめることになつた。此の差別的待遇の第一に現れたのが彼の學童問題で、日本人學童を米國の公立學校から排斥して、支那人學童等と一緒に隔離學校で敎育を授けやうとするのであるから、明に差別的待遇である。

害を案出した、新しい迫害と云ふのは立法的手段に依る迫害である。西米戰爭後加州の急激なる發展に伴うて、多數の日本人は直接に我が國から、又は西米戰爭のあつた年に米國の領土となつた布哇から渡航した。是に於て日本移民の無制限なる入國は危險であると云ふ理由で排斥が始まつた、實に明治三十三年のことである。同年の五月桑港に市民大會があつて、外交官以外の一切の日本人排斥の爲、法律の制定又は其の他の必要なる手段を取るべきことを、米國議會に勸告する旨の決議をした。翌明治三十四年加州議會は、日本移民の制限を希望すると云ふ建議書を米國議會に提出して、ソロ〳〵日本人排斥が具體的になつて來た。明治三十六年及明治三十七年には日本人が太平洋沿岸に於て非常に多數になつたから、之に刺戟せられて米國太平洋沿岸に勢力のある桑港のクロニクル新聞は、明治三十八年二月二十五日以後連日、日本人の多數入國の危險を論じて日本人排斥の必要を絕叫した。同年勞働派を基礎とし、日韓人排斥協會、後に亞細亞人

年春桑港に起つた大震災後の混雜に乘じて、十月一日學務局は日本人學童を悉く隔離學校に入學せしむべきことを決議し、卽時勵行することにした。當時日本人學童の數は僅かに九十三人、一面から見れば事件は些細のやうであるけれども、更に他の一面から見れば甚だしい恥辱である。在住日本人の間に大反對運動が起り、我が政府は日米通商航海條約第一條に依て抗議した。次で米國政府と州權尊重を主張する加州政府との間に衝突を惹起し、米國憲法上の大問題となつて天下の耳目を惹いた。米國政府は遂に桑港學務局等を相手取つて起訴したが、判決のない內に、翌年春移民轉航禁止と交換的に桑港學務局は日本人學童隔離命令を取消し、年齡等に制限を附して日本人學童の復校を許すことになつて、問題は無事に解決されたのである。

次に起つたのが日本人不動產所有禁止問題で、明治四十年に初めて加州議會に現れた。不動產所有禁止法案は明治四十二年及明治四十四年の加

有色人學童を隔離することは加州に限らぬ。アラバマ州を始め約二十州の憲法は隔離を命じ、アリゾナ州等では隔離を許して居る、加州も其の一である。加州に於ける有色人學童隔離は約半世紀前に始まつたことである。現行法たる加州學校法第十節第千六百六十二條に「學校委員ハ………印度人兒童、モンゴリア人又ハ支那人ノ所生ノ爲、隔離學校を設クルコトヲ得、而シテ此ノ學校カ建設セラレシ時ハ印度人、支那人又ハモンゴリア人兒童ヲ、自餘ノ如何ナル學校ニモ入學セシムルコトヲ得ス」とある。此の規定に依り從來支那人は排斥せられたけれども、日本人はモンゴリア人でないと云ふことで、公立學校に入學することを許されて居た。然るに明治三十八年五月六日桑港學務局は、學校の生徒過多を妨止し、且つ白人學童がモンゴリア人學童に接觸するを避けしむる目的を以て、日支兩國學童の爲隔離學校を設立するの決心を宣言する決議を通過したけれども、其の後約一年間は何等の措置も取らなかつた。然るに翌

抗議、米國政府の注意を顧みず、加州知事ジョンソンは五月十九日之に署名し、愈々加州々法として昨年八月十日から實施されることになつた。加州在住日本人の經濟上殊に其の農業上の地位に大打擊を加ふる外國人不動產所有禁止法(以下簡單に加州土地法と稱へる)と云ふのは是である。

第三款　加州土地法

第一項　加州土地法の內容

加州土地法は先づ外國人を米國々法の下に市民たるを得る者と然らざる者とに區別し、前者は米國市民同樣に不動產上の權利を取得、保有、使用、讓渡及相續するとを得(第一條)、後者は其の本國政府と米國政府との間に存在する現行條約規定の範圍內に於て、不動產上の權利を取得、保有、使用及讓渡することを得るのである(第二條)。(市民たるを得ざる外國人に對しては不動產の所有權だけでなく、不動產上の一切の權利を許さぬけれども敍述の

州議會にも現はれたけれども、或はローズヴェルト或はタフトの盡力に依て、何うやら斯うやら其の通過を妨止することが出來た。大正二年の議會には漁業、隔離學校、酒類販賣に關する排日的諸法案三十餘種と共に、外國人不動産所有禁止を目的とする數種の法案が四回目に提出された。上下兩院の代表案は雙方とも一般的排外案、卽ち一般外國人に對して不動産の所有を禁止することを目的とするものであつたが、歐洲資本家の激烈なる反對があつた爲、非常に修正を加へられ、日本人及東洋人だけに適用のある差別的のものとなつて仕舞つた。桑港大博覽會々社、商業會議所等の關係者を始め、或は正義人道の立場から、或は利益の立場から、日本人贔屓の人々は大に該法案通過の妨遏に努力して呉れたけれども其の效がなかつた。國務卿ブライアンは日米國交上重大なる危險ありとして加州の都サクラメントへ出馬し、幾度か加州議會の反省を促したけれども、議會は頑として動かず、大多數を以て可決した、實に昨年五月三日のことである。我が政府の

内の不動產を取得し得ぬ場合には、該不動產は公賣に附せられて唯其の賣却代金の分配を受るに過ぎぬ(第四條)。以上は加州土地法の不動產所有禁止に關する規定の大要である。

加州土地は其の他借地權(農業地)にも制限を設けて居る。加州民法第七百十七條に依れば借地權の存續期間は十五年を以て限とし、此の現定は從來一般外國人に適用せられ、日本人も亦此の規定に依て農業地の賃借を爲し來つたのである。然るところ加州土地法第二條に依り市民たるを得ざる外國人は、今後三年を超えざる期間に於てのみ之を爲し得ることになつた。第三條の法人及組合も亦借地權に關して同じ制限を蒙るやうになつたから、日本人は其の農業經營の上に非常なる制限を受け、大打擊を被ることになつたのである。

加州外國人不動產所有禁止法

第一條　合衆國々法ニ依リ合衆國市民タルヲ得ル總テノ外國人ハ州法

便宜上主として所有權に就て論ずることにする)。日本人は白人でも亞弗利加人でもない、米國歸化法上、歸化權がないと云ふ前提の下に、加州土地法は制定せられたのである。爾うして不動產の所有權に就ては、日米通商航海條約第一條に「家屋、製造所、倉庫及店舖を所有し云々」とあるけれども、土地の所有權に關しては一言するところもないから、加州土地法の立法者は此の缺陷に乘じたのである。次に加州又は他州若は外國法律に依て組織せられた法人又は組合にして、市民たるを得ざる外國人が其の社員の半數以上を占め、又は發行株式の過半數を所有するものは、此等社員又は株主の本國政府と米國政府との間に存在する現行條約規定の範圍內だけで、不動產上の權利を取得、保有、使用、讓渡することを得るのである(第三條)。若し市民たるを得ざる外國人又は第三條の法人又は組合が、今後加州土地法の規定に違反して不動產を取得したならば總て之を沒收せられる。遺產處分の場合に、相續人又は受遺者が市民たるを得ざる外國人たるの故を以て、加州

以テ本州内ニ於ケル土地ヲ賃借スルコトヲ得。

第四條　管轄裁判所ニ於テ遺産處分又ハ遺言執行ノ手續中當該相續人若ハ受遺者中ニ本法ノ規定ニ依リ本州內ノ不動產ヲ取得スルヲ得サル者アルトキハ裁判所ハ該不動產ヲ相續人又ハ受遺者間ニ分配セシメス不動產遺產處分賣拂ニ關スル法規ノ定ムル手續ニ依リ賣却ヲ命スヘク其賣却代金ハ相續人又ハ受遺者間ニ分配セラルヘシ。

第五條　第二條ニ揭クル外國人又ハ第三條ニ揭クル法人又ハ組合ニシテ將來本法ノ規定ニ反シ不動產ヲ取得シタルトキハ該不動產ハ沒收セラレ州に歸屬ス檢事總長ハ加州行政法第四百七十四條竝ニ民事訴訟第三節第八章ノ定ムルトコロニ依リ當該不動產ニ係ル沒收處分ノ判決ニ關シ必要ナル手續ヲ執ルヘシ當該不動產ノ州ニ歸屬スルハ右裁判決定ノ後タルヘシ。

將來外國人又ハ法人又ハ組合ニシテ既ニ設定セラレタル不動產上ノ擔

ニ他ノ規定無キ限合衆國市民ト同一ノ方法、及範圍ニ於テ本州内ニ於ケル不動産又ハ不動産上ノ利益ヲ取得、保有、使用、讓渡及相續スルコトヲ得。

第二條　第一條ニ掲クルモノニアラサル外國人ハ合衆國政府ト當該外國人ノ本國トノ間ニ存在スル現行條約ニ規定セラレタル方法、範圍、目的ニ於テノミ本州内ニ於ケル不動産又ハ不動産上ノ利益ヲ取得、保有、使用及讓渡スルコトヲ得又三年ヲ超エサル期間農業用ノ目的ヲ以テ本州内ニ於ケル土地ヲ賃借スルコトヲ得。

第三條　本州又ハ他州若ハ外國ノ法律ニ依リ組織セラレタル法人又ハ組合ニシテ其社員ノ多數カ第一條ニ特定セラレサル外國人ナルカ又ハ其發行株式ノ過半數カ此等外國人ノ所有ニ係ル場合ハ合衆國政府ト當該社員又ハ株主ノ本國トノ間ニ存在スル現行條約ニ規定セラレタル方法、範圍、目的ニ於テノミ本州内ニ於ケル不動産又ハ不動産上ノ利益ヲ取得、保有、使用及讓渡スルコトヲ得又三年ヲ超エサル期間農業用ノ目的ヲ

第七條　本法ノ規定ハ本州內ニ於ケル外國人ノ不動產ノ取得、保有及處分ニ關スル本州ノ法律制定權ニ何等ノ制限ヲ加フルモノニアラス。
第八條　本法ノ規定ニ抵觸スル法規ハ總テ之ヲ廢止ス。

昨年加州土地法と相前後して、米國の他の州でも日本人の農業經營に關係のある法律が出來た、或るものは日本人に有利であり、或るものは甚だしく不利である。第一はアリゾナ州の不動產所有に關する法律である。

アリゾナ州は一昨年外國人不動產所有禁止法を設けて、米國市民又は市民たるべき意志表示を爲したる者でなければ土地を所有し得ざることにしたが、昨年此の法律を改正して、市民にあらざる者又は市民たるべき意志表示を爲さゞる者が、發行株式の三割以上を所有する法人も亦土地を所有するを得ざることにした。此の法律は日本人排斥を目的としたものではない。同州在住日本人は其の數約五百、所有地約百三十英加、借地約四千英加で、其勢力未だ誠に微々たるものである。此の立法の目的は同州在住の

保權行使ノ結果當該不動産又ハ不動産上ノ利益ヲ取得シタル場合ハ右ノ財産カ當該所有者ニ屬スル限第二條、第三條及本條ハ之ヲ適用セラレサルヘシ。

第六條　第二條ニ掲クル外國人又ハ第三條ニ掲クル法人又ハ組合カ將來本法ノ現定ニ反シ不動産賃借權又ハ不動産ニ關スル其他ノ權利ヲ取得シタルトキハ州ニ沒收セラルヘシ檢事總長ハ第五條ノ規定ニ從ヒ沒收ノ判決及判決執行ノ處分ニ關シ必要ナル手續ヲ踐ムヘシ。

裁判所ハ先ツ當該賃借權又ハ其他ノ權利ノ價格ヲ評定シ右ノ金額ニ手續ニ要スル費用ヲ加算シタルモノヲ州ニ交付スルノ判決ヲ下シ而シテ後民事訴訟法第千二百七十一條規定ノ方法ニ依リ賃借權又ハ其他ノ權利ノ目的タル當該不動産ノ賣却ヲ命シ右賣却代金中ヨリ前記州ノ所有ニ屬スヘキ金額ヲ州金庫ニ交付シ殘額ハ裁判所之ヲ保管シ利益ノ順位ニヨリ利害關係人ニ之ヲ分配スヘシ。

を與へることを目的とする改正案が提出された。然るところ又之に對して市民たるを得る外國人に限つて土地所有權を與へ、市民たるを得ざる日本人等を差別的に取扱ふ趣意の修正案が出た。通過しては日本人に取て大打擊となるから、我が駐米大使の抗議が出で國務卿の盡力の結果大修正があつて、原則は舊の通りであるが、例外としてワシントン州內在住外國人一般に、住宅區域に限つて土地所有を許すことになつた。本年總選擧の際に、州選擧權者過半數の同意を經て確定的のものとなつたならば、日本人も市街宅地だけは買受けることが出來る筈であつた。然るところワシントン州でも最近排日的感情が意外に猛烈になつて、東洋人殊に日本人の利益となる此の改正に反對する者が多く、去る十一月三日の一般投票は、此の憲法改正を大々的多數を以て否決したさうである。

土地所有に關して日本人に有利なる立法をしたのはアイダホ州である。該州改正法律第三千五十八條に依れば、市民たると外國人たるとを問はず、

獨逸人及墨西哥人等が、廣大なる土地を所有することを防ぐ爲であるさうであるけれども、此等の人々卽ち獨逸人や墨西哥人には歸化權があるから、土地を所有したければ歸化さへすれば宜しい、誠に無造作なことであるから、此の制限は彼等に對して打擊とならぬ。日本人は之に反して歸化權がないから、側杖を喰つたに過ぎぬ者でありますから、最大の犧牲者となつた譯で迷惑千萬のことである。立法の目的は兎も角、日本人は今後此の法律の爲め加州同樣土地を所有することが出來ぬやうになつたから、農業上發展の將來を失つた譯である。

次にワシントン州の憲法に依れば、善意に歸化の意志表示を爲した外國人を除き、其の他の外國人は土地所有を禁ぜられて居る。然るに此の規定は該州に外國資本の投下を妨げ、該州の發展をして遲々たらしめたと云ふ理由で土地賣買業者が運動した結果、昨年の議會に、憲法の此の禁止規定を改め、歸化の意志表示を爲した者と否とを問はず一般外國人に、土地所有權

加州土地法の起草者加州檢事總長ウエッブは、昨年八月桑港パレース・ホテルに催されたコンモンウエルス倶樂部晝餐會に臨み、加州土地法制定の趣意を長々と述べ、其の辯護を試みた。其の一節に於て氏は、千八百八十七年のコロンビア區等に適用される外國人不動産所有禁止に關する米國法を引用して、該法律は米國の市民にあらざる者、又は市民たるべき意志を表示せざる外國人に對し、コロンビア區を始め他の諸區に於て不動産の所有を禁じて居るが、加州土地法が市民たるを得ざる外國人に不動産所有を禁ずると意味は全く同一である、該法律と加州土地法との間には何等の差異もないと論じ、更に米國諸州の立法例を引用して、加州土地法が採用する外國人の區別の標準は加州獨創のものでないと辯解し、加州土地法は外國人不動産所有禁止に關する他州の法律と全く一致し調和するものである、使用する言葉は違ふけれども、最終の目的は實際上全く同一であると云つて居る。一應尤であるけれども、予の見るところは結局氏と違つて居る。市

何人たりとも動産又は不動産を取得、保有及處分することを得るのである。然るに此の原則に對して日本人に不利な例外規定があつた、卽ち第二千六百九條に、市民たるを得ざる外國人は、本州内に於て土地及一切の不動産上の權利を取得することを得ずとある。次に第二千六百十條に、米國に於て出生せざる支那人及モンゴリア人種に屬する人は、本條及前條の規定に依り土地及一切の不動産上の權利を取得するを得ずとある。此の例外規定の爲從來日本人は差別的待遇を受け、土地所有が出來なかつた。昨年此の法律を改正し、第二千六百九條及第二千六百十條を削除したから、其の結果日本人も第三千五十八條に依て土地所有權を得ることになつて、一般白人と均等なる待遇を受けるやうになつたことは、該州に於ける日本人の發展の爲大に賀すべきことである。

第二項　加州土地法の批評

があつたけれども今日は皆廢止して居る。千八百八十七年の米國法及諸州法律と、加州土地法とは似て非なるものである。氏が兩者の一致調和を主張するは全く詭辯を弄するものである。

更に加州土地法が市民たるを得ざる外國人に對して不動産相續を禁止することも、氏の辯明に反して米國現行法に類例のないとである(但し相續した不動産上の權利を一定期間に處分することを命ずる立法例はある)。

加州土地法に依れば、米國生れの子を有たぬ日本人が死亡した時は、死者が生前に所有して居た土地は(日米通商航海條約第一條に依り日本人は米國で建物を所有することは出來る)公賣に附せられ、其の賣却代金を相續人に交附するに止まつて、土地其のものを相續することを許さぬ。凡そ自ら額に汗して得た財物を子孫に傳へたいのは人情である、加州土地法は此の人情を全く無視するものである。更に加州土地法は米國文明の根柢を破壞するものである。試みに加州に於て土地を所有し、此處に居住する日本

民たる意志表示を爲した者は現に準市民となつた者で、其の意志表示を爲さゞる者に比較して米國市民に近づいた者である、此等の者に對しては不動産の所有以外に、市民に與へるところの幾多の權利特權を認めて居る州がある位である。然るところ市民たるを得る者でも未だ市民たるべき意志表示を爲さゞる外國人は、日本人の如く市民たるを得ざる者と外國人たることに於て全く同一である。米國法及諸州の法律が市民たるべき意志表示を爲した者と、市民たるを得る外國人であつて未だ市民たるべき意志表示を爲さゞる者を區別して、前者には不動産所有を許し、後者には市民たるを得ざる者同樣其の所有を禁ずるは十分理由あることである。之に反して加州の如く外國人を市民たるを得る者と然らざる者とに區別して、不動産所有の許否を定むるは全然非合理的で、予が加州土地法を差別的なり不都合なりと云ふのは、特に此の點を理由とするのである。此の區別は米國の現行法上例のないことで、過去に於ては一二此の種の區別を爲した州

氏曰く、日本は絶對に外國人に土地所有を禁じて居るではないか、今や加州に於て同種の法律を制定せんとするに方り、此れが爲日米國際關係を阻碍するとか、日本から文句を云はれるとか、彼是れ非難を受ける理由はないではないかと。然るところ我が國が外國人に對して土地所有を禁ずるのは最早過去のことである、先年斯かる舊思想に基く法律を廢止し、文明國の最近立法例を學んで、相互主義の下に外國人に土地所有を許すことにしたのであるが、舊法でも加州土地法の如く不都合のものでない、禁止は一般的で總ての外國人に對して土地所有を禁止して居たのである。加州が一切の外國人に對して平等に土地所有を禁止するならば、一言不平を云ふ理由はないが、白人に對して土地所有を許しながら、日本人始め東洋人に對しては之を許さぬことが不都合である。（加州土地法が市民たるを得ざる日本人に對し、三年を超えざる期間を以て農業地の賃借權を附與することは、日米通商航海條約の範圍外の特權を與ふるものであることは米國政府の主張

人の一家族を想像して見やう。彼の所有し居住する其の土地は彼の家族と離るべからざる關係があつて、其の土地にある一草一木乃至は一介の土石も悉く廣い意味のホームの一部分である。然るに今主人が死亡すれば法律の冷酷な手は、忽ち遺族を其の住慣れた土地から退去せしめるのである。(米國法上建物と其の敷地とは全く別物を爲すものと假定して……第三章・第二節・第二款參照)何と悲慘のことではないか。由來米國人はホームの神聖を以て米國文明の誇とし、日本人にホームの觀念が乏しいことを排日の一口實として居るにも拘はらず、加州土地法を以て米國人自らの誇とするものを、日本人から奪ひ去らうとするのである。矛盾、大矛盾である。予は斯かる法律を制定した加州人及之に贊成した米國人の文明及道德を疑はざるを得ぬ。

ウエツブ許りでない、加州知事ジヨンソンも亦昨年四月二十日、加州土地法案に對する氏の立場を辯護する爲發した宣言中に詭辯を弄して居る。

第三項　加州土地法の影響

加州土地法の影響は、該法に依る土地所有禁止と、借地權(農業地)制限の二つに別けて說明する必要がある。

(一)土地所有禁止の影響。　土地所有禁止は日本人の既得の權利には影響がない、現在日本人が所有して居る約二萬九千英加の土地は、所有者が存命する限無事である。　然しながら現所有者は其の土地を市民たるを得ざる外國人たる日本人に賣却することも、遺贈し相續せしめることも出來ぬ。所有者が死んだ時米國生れの子がないならば、其の土地は公賣に附せられ、受遺者又は相續人が其の賣却代金を受くるに過ぎぬから、自然日本人が現在所有する土地の價格の下落を免れぬ。　日本人が加州土地法に依て受ける物質上の損害は極めて大きいと云はねばならぬ。　日本人中僅かの資本を以て農業に着手し、暫時の間に意外の發展をした人が少くない、其れには

通りである(加州問題に關する日米交渉顛末參照)。然し市民たるを得る外國人は、加州の民法の規定に依り十五年を超えざる期間に於て借地を爲し得るに、日本人は之を三年に制限せられたことは全然差別的であつて、是亦默々に附する能はざるところである)。

加州土地法と我が法律とは根本に於て考が違つて居る。廢物になつた我が外國人土地所有權に關する法律を以て加州土地法を辯護するは、氏の我が法律に對する知識の缺乏を示すものでなければ、苦し紛れに詭辯を弄するに過ぎぬものと見るの外はない。文明各國中土地所有權に關して外國人の間に差別的待遇をするものは、米國以外には藥にしたくもない。內外人間の差別的待遇さへ撤廢されんとする傾向になつて居る今日、加州土地法の如きものを制定したことは、實に二十世紀文明の恥辱である。

昨年加州土地法實施の日までに設立された土地會社の數百四十二、其の所有地面積は一萬二百四十九英加で、日本人の所有地總面積の約三分の一に當る。

此等土地會社の株券を、日本人間に轉々賣買することは適法のことである許りでなく、史に今後と雖米國市民又は市民たるを得る外國人と共に組合か會社を組織すれば、土地を取得することが出來るけれども、各自土地を私有することゝは根本的に考へが違ふから、日本人の農業は加州土地法に依て、精神的にも大打擊を加へられた。

(二)借地權(農業地)存續期間を、三年に制限せられた影響も亦頗る大なるものである。此の影響は耕作物の種類に依て同一でない、或る耕作物に取つては三年で十分であるが、耕作物の性質上是非共三年以上を要するものがある。苺、アスパラガス、葡萄等日本人の耕作物中主要のものは皆後者に屬するから、三年に制限せられたことは、此等の耕作者に取つて大なる打擊と

色々遣方もあるが、未開墾の廉い地面を買ひ、荊棘を開いて葡萄樹其の他色々の果樹の植付をして立派な土地にする。買手が附き次第買つた直段の數倍で之を賣却し、得たところの金で更に廉い地面を買つて改良を施し、何回も此の方法を繰返へして利益を得、資産を作つた者があるが、土地所有禁止になつた以上、此の方法は最早不可能となつて仕舞つた。

以上は物質的影響の概略であるが、精神的影響も亦頗る大なるものがある。日本人の加州農業上の發展の徑路は前に述べた通りで、地主になつたのは誠に最近のことである。此等の者はほんの近年妻を迎へ、漸く永住の基礎を作つた許りのところである。米國生れの子のない者は、其の死亡と共に、折角額に汗して得た土地を公賣に附せられ、遺族に之を傳へることが出來ぬから、今後奮闘努力する勇氣を失ひはしまひか。尤も加州土地法實施前に、或る土地所有者は其の所有土地を將來長く日本人の支配の下に保有する爲、土地會社を設立して、各自所有の土地を其の名義に移した。

分にあれば、三年の期間が滿了した時、引續いて其の土地を賃借することが出來るに相違ない。例へば苺耕作をするには少くとも四年間借地する必要がある、三年で其の土地を地主に返しては耕作が出來ぬ。若し三年の期間滿了後引續いて更に一年借地することが出來れば、法律は三年に制限しても一向差支がないけれども、三年の期間が滿了した時、隨分借地の競爭者が現れることがあらう。外國人の競爭者がある許りでなく、日本人の競爭者も現れるであらうから、期間滿了後借地を繼續し得ることが確でない。此の不安は苺の耕作を危險と感ぜしむるやうになるであらう。又個人單獨では法律上三年に制限せられたけれども、若し數人が共同的に、例へば五人が共同して最初の三年は甲の名で、引續いて次の三年は乙の名で、其の次の三年宛を丙丁戊の名で借地すれば、五人分即ち都合十五年までは契約することを得(加州民法第七百十七條)、法律上の制限を免れることが出來る。現に此の方法で長期の契約を締結した例があるけれども、總ての人に對して

なる譯である。今借地權制限の影響を知るには、是非とも先づ加州に普通行はれて居る借地契約の期間を調査して見ねばならぬ。南加州ロスアンゼルス市附近の借地契約は、一年、二年、三年、四年、五年の五種に別れて居て、五年以上七八年に亙るものは極めて稀である。其の步合を見るに三年の契約は七割、一年及二年の契約は約二割、三年以上五年以下の契約は約一割であるから、同市附近の農業者が借地權存續期間三年の規定の爲、影響を蒙る者は約一割に過ぎぬさうである(南加日本人會編纂加州排日問題眞相第六十頁參照)。其の他加州一般に行はれる借地期間の長短に就き、實は在米中取調べを各地に依賴したけれども終に其の報告を得ないから、借地權制限がどれだけ日本人の農業に影響があるかと云ふことを、正確に論ずることが出來ぬは遺憾である。北加州、沿岸地方等は南加州と大分事情を異にして居るから、借地權制限は大體に於て加州の借地農業家に、少なからぬ影響があるに相違ない。尤も法律上三年に制限せられても地主の信用さへ十

は無用である。

第四款　在住日本人の危險なる將來

第一項　借地權(農業地)剝奪の危險

加州土地法は市民たるを得ざる外國人に對して、僅かに三年の借地權を認めるに過ぎぬけれども、此の制限に對してすら尙不滿の者が少くない。昨年五月加州民主黨の領袖ベルは公開狀を發して、彼が土地法案に反對するのは、同法案が亞細亞人排斥の根本議に背反するからである、同法案は他に何等の制限なしに三年の借地權を許容して居るが、是は日本人を招て加州に來住せしめるものであると批難し、一層峻酷猛烈なる排日的土地法を制定するの必要を主張し。一體日本人排斥が加州選擧民一部の投票を得るに恰好の問題であることは、過去の支那人排斥と同一であるから、此の問題が政治上に利用せられ、民主黨卽ち知事ジョンソンの率ゐる進步黨に反

實行を望むことは六ヶ敷い。從て加州土地法が借地權存續期間を三年に制限したことは、日本人の農業に取つて頗る大なる打撃であると云はねばならぬ。

昨年の加州議會に於て日本人に對して土地所有を禁止し、借地權を三年に制限することに成功した排日派は、勢に乘じて、將來何時借地權を全然剝奪することあるやも測り難い有樣である。從て日本人は將來發展の望なきは勿論のこと、現在の事業を引續き經營し得るや否やが今日のところ不明であるから、不安の念を抱く者が少くない。然し米國憲法第十條に依り、州は契約上の義務を毀損する法律を制定することが出來ぬから、將來如何なる排日的法律が出來ても、契約に本く既得權を侵害される氣遣はない、若し之を侵害する法律が制定されたならば、憲法違反で無效である。故に昨年八月十日加州土地法の實施の日以前に結んだ長期の借地契約は、明年借地權剝奪の法律が成立しても、契約の期間滿了までは有效であるから、心配

の借地權に關する規定の削除を目的とする法案の提出あることは殆ど疑のないことである。米國政府が如何に我が國に對して同情を有つて居ても此の法案の提出を抑へる力のないことは予が斷言するを憚らざるところである。

此の借地權剝奪を目的とする法案に對しては、或は正義公道の立場から、或は經濟上の理由から、其の通過に反對する者があるであらう。昨年の議會に市民たるを得ざる外國人に對する借地權剝奪の提案があつた時、サクラメント、サンオーキン河盂地方の地主は、之を不利として反對運動をした結果、剝奪論も、二年又は一年にする論も否決となつて、三年に修正することが出來た。明年の議會でも此等地主は剝奪に反對するであらう。如何に成り行くかは勿論豫言し難いが、幸ひに明年の議會は無事に切拔けることが出來ても明々後年、更に其の二年後の議會では何うであらう、將來は全く暗黑で少しも樂觀することが出來ぬ。其の理由は巴奈馬運河が愈々開通

對する黨派が今後、反對黨の作つた加州土地法の不滿足不十分なることを攻撃するは少しも怪むに足らぬ次第である。本年十一月加州に於て知事及議員（米國議會及加州議會議員）選擧の時、從來排日運動の中心であつた勞働組合の聯合會は議員候補者に對して、市民たるを得ざる外國人に三年の借地權を許すの可否に就て質問書を發した。之に對して加州上下兩院議員候補者總數三百四十五名中、百八十三名、即ち約過半數は其の態度明白でなかつたが、百二十三名即ち總數の約三分の一は勞動派の主張即ち借地權剝奪に贊成し、反對を明言した者は僅か二十三名に過ぎなかつた。爾うして反對の態度を執つた此の二十三名の候補者は勞働派の激烈なる妨害を受けて全部落選したさうである。勞働派が東洋人勞働者排斥の宿望を達せんとて活躍する許りでない。今回の選擧に於て知事ジョンソンの率ゐる進歩黨も民主黨も、黨略上排日を標榜したことであるから、其の行掛上來春開會の加州議會には諸種の排日法案と共に、加州土地法第二條及第三條

の地方に吸收されて仕舞ふ許りでなく、東部から加州へ來るには汽車賃が普通百圓、夏期は時々鐵道會社が移民の爲特別割引することがあつて七十圓位のこともある、之に食費其の他雜費約二十圓を加へて九十圓乃至百二十圓となる。此の百圓內外の金は貧困なる移民に取つて大なる負擔であるから、懷中の都合は彼等が加州に來ることを容易に許さなかつた。然るに巴奈馬運河の開通は、歐洲移民の西部に來ることを妨げて居た原因を取除くことになつた。昨年來獨逸の二大汽船會社、卽ち漢堡亞米利加會社及北獨逸ロイド會社は巴奈馬運河開通を見込で、伊太利、露西亞、墺地利のダルマチア、巴爾幹半島諸國等、卽ち最近多數の移民を出す地方に於て、多數の乘客を得るが爲、運河經由加州行直航汽船の切符を分割拂込の方法を以て賣出して居た。其の運賃は僅か百圓內外で、南歐洲から紐育へ行く運賃と大差がない、此の廉い運賃を更に分割拂込の方法で支拂はすのであるから、多數の移民を集めることが出來たであらうと考へる。其の他定期航路とし

して歐洲から大勢の移民が加州に潮の如く入國するからである。

歐洲人に取つて米國は此の世の樂土である。亞米利加發見以來歐洲諸國民は、其の本國に於ける政治上宗敎上の迫害を免れて自由の天地を求めんが爲、或は經濟上の苦痛を脫して安樂なる生活を求めんが爲、移民として入國する者多く、米國は此等歐洲移民に依て建設せられたのである。爾來數百年今尙米國は每年多數の歐洲移民を吸收して居る。過去十ヶ年間の統計を見るに、移民の最も少なかつた明治四十二年ですら、一ヶ年間に約七十五萬人の入國者があつた。最も多數であつたのは明治四十年で約百二十八萬人に上つて居る、大正二年は明治四十年に次で多數の入國者があつて其の數は約百二十萬人であつた。從來移民の大多數は米國の東部に止つて、ロッキー山以西に來る者が少なかつた。東部が西部に比較して發達の早かつたのは此れが爲である。何故に大多數の移民が東部に止つたかと云へば、東部に於て勞働者の供給は今日尙不足を告げ、入國者の大部分は此

るのである。

此等南歐洲移民の多くは、甚だしく下等な移民である。米國東部に於ては既に多年、下等移民に對する排斥論があつて、其の無制限入國を許す時は、米國の文明、米國の共和政治に危害を生ずるから、選擇の上で入國を許さねばならぬと云ふ議論が起つて居る。米國議會に於て移民問題の喧しいは此れが爲である。米國の西部に於ても最近に、南歐洲及東歐洲移民問題が世間の注目を惹くやうになつて、其の無制限入國に反對する者が少くない。昨年の十一月ワシントン州シャトルに於て開かれた勞働黨の大會でも、對歐洲移民政策は重要問題の一であつた。該大會に於て、單に金儲けの爲に渡航し來り、又は生活の標準を低下するが如き下等移民は絶對に排斥すべきものであるとして、決議の一ヶ條を以て入國移民に對し敎育試驗の必要を認めた。此の如く太平洋沿岸に於て歐洲移民の問題が喧しくなつたから、自然排日熱が冷却するであらうと考へる者があるが、決して爾か樂觀す

て歐洲から巴奈馬運河を經由して、米國の太平洋沿岸へ航路を開く計畫を立てゝ居た有力な汽船會社がある、不定期航路として同線を經營すべく目論んで居たものもある。此等は皆往航には南歐洲から移民を米國へ太平洋沿岸及布哇方面に輸送し、復航には小麥や麥粉を積取らんとするものである、以上の計畫は一切戰爭の爲中止となつたが、定めし平和克復次第實行するであらう。南歐洲及東歐洲移民は隨分安い勞銀で働く連中で、日本人の恐ろしい競爭者である。況んや、伊太利から來る者は葡萄、ダルマチア人は梨、林檎等の果物の栽培に長じて居り、巴爾幹半島の者は野菜及花園業に巧みであるが、今日加州在住日本人が農業に成功して居る所以も亦、此等の果物、野菜の栽培及花園業等に長じて居るからである。爾うして見ると今後潮の如く寄せ來る此等南歐洲及東歐洲移民は先づ勞働者として、追ては小農として、日本人の强敵になるものと見ねばならぬ。巴奈馬運河の開通は加州在住日本人の將來に取つて重大なる而も喜ばしからざる影響があ

ろである。借地人としても亦頗る喜ばれて居る。然らば加州農業上に於ける日本人の地位は、巴奈馬運河開通後多數の歐洲移民渡來の結果、危險がないかと云へば決して爾うでない。今後歐洲移民の加州に來る者が增加すれば、自然遠からず加州勞働界に於て勞働者の缺乏を告げぬことになるであらう、借地人も增加するであらう。社會の極めて少數者である地主が、如何に農業上に於ける日本人の長所を認識しても、何處までも輿論に反抗して日本人の味方となり、日本人排斥に反對して呉れるであらうか。彼等は自己の利益の上からは日本人を歡迎しても、其の社會上の立場から、日本人贊成論を何處までも主張することが出來ぬやうなことになるであらう。加州に歐洲移民が增加することは、結局加州勞働界から日本人勞働者の排斥と、日本人の借地權利剝奪の危險を伴ひ來るものであると考へる。昨年春加州議會で借地權に關する規定を討議する際、議員の一人が日本人に三年の借地權を與へるのは、米國人農業家の利益を保護せんが爲である、他日

ることが出來ぬ。太平洋沿岸の人々は排日を忘れる程歐洲移民問題の爲に忙殺されるであらうか。或る意味に於て彼等が歐洲移民問題以上に重大視する排日問題を、比較的に輕視する問題の爲に閑却すると云ふことは、予の解し兼ねるところである。或は又巴奈馬運河開通後、多數の歐洲移民が入國するやうになれば、太平洋沿岸諸州は其の弊に堪へず、日本人が善良なる勞働者であり、忠實なる借地人であることを發見して、早晩再び日本人を歡迎する時が來るであらうと云ふ論者がある、前桑港在勤永井總領事の如き其一人であるさうである。日本人は勞働者としても借地人としても、歐洲移民に數等優つて居るから、加州の地主から現在頗る歡迎されて居る。明治四十三年に發表した加州勞働局日本人調査報告は、日本人勞働者は白人勞働者の缺點及缺乏を補充する者で、加州農業上極めて必要であると結論して居る。詰り日本人は加州の急速なる農業上の發展に非常なる貢獻を爲し、其の功勞の沒すべからざることは公平なる人々の十分認めるとこ

なる勞働者であつても、其の所要の人員を充たすことが出來ぬ時は、已むを得ず多少不適當と知りつゝも他の民族に屬する者を使役することになり、善良なる少數者は終に驅逐される結果を生ずるのである。斯かる理由からして資本家が支那人を解雇して、日本人を以て之れに代へたのは十五六年前のことである。日本人は何うか第二の支那人となりたくないものである。

加州土地法の騷は、米國全土を通じて日本人を大に廣告することになつて、米國の諸州から有利なる條件で加州在住日本人の轉住を申込む者が少くなかつた。是に於て加州土地法に對する善後策として、他州轉住論が一部の人の間に唱へられた。加州以外でも加州同樣日本人の土地所有を許さぬところがあるけれども、米國は流石に廣い、今日日本人に土地所有權及借地權を米國市民同樣に認めて居る州が少くない。そこで排斥される加州を去つて此等の地方に移り、新天地を開拓することは、加州排日問題解決

歐洲から多數の移民が來て、目下加州に缺乏する勞働者の供給が潤澤となる時は、剩せる借地權をも奪うて日本人を驅逐すべきであると云つたのは、一場の暴言として閑却すべきことでない。其の他一般勞働界に於て、多數の歐洲移民が加州に來ることは、日本人の地位を甚だ不安ならしめるものである。日本人は何故に支那人に代つて加州勞働界に勢力を得たであらうか。日本人が支那人よりも勞働者として優秀であることだけが理由でない、潤澤なる勞働の供給を有する者は、十分なる供給を有せざる者を驅逐し得るからで、支那人排斥法の結果支那人の數が減退するに連れて、各方面に於て其の地位を新來の日本人に奪はれて仕舞つたのである。是には理由のあることで、鐵道なり、農園なり、罐詰會社なり多人數の勞働者を要するところでは、其の使役する勞働者の平和と統一とを圖る爲、同一民族に屬する者を使用することが得策であるから、自然多くの資本家は此の方針で勞働者を雇用することになる。然るに支那人なり日本人なりが、如何に善良

本人が漸次轉住し來るの恐れがあるから、今の内に之を豫防して、黑人以外の新たなる民族問題を惹起す危險を避けるにあるさうである。十一月にはモンタナ州農業家の集會に於て次の會期に於て、加州土地法と同樣の法律を制定すべく、同州議會に請願することを決議した。詮じ來れば加州に於て日本人が現在有する農業上の地位を維持する爲には、歸化權取得か又は土地所有權及借地權の保障を得ることが必要である、此等の權利がなければ、他州轉住は言ふべくして行ふべからざることである。

第二項　日本人の勢力減退

去る明治四十一年以來所謂自由渡航者以外の者で、米國行旅劵を受ける資格のある者は極めて狹い範圍の者に限るから、今日渡米する者の多數は、寫眞結婚の婦人で每船數十名もあるけれども男子は極めて少い。同時に加州に於て排日の甚だしいに連れて、前途を悲觀し事業を廢めて歸朝する

の一方法であるかの如く見えるが、一つ此處で考へねばならぬことはフロリダ排日事件である。昨年加州土地法制定後、日本人二十五名が加州からフロリダ州に轉住すると、間もなく排日論が起つて、加州同樣の土地法を制定するの必要を絶叫した者があつた。尤も此の排日論は、さして重大視すべきものではない。該州議員の一人が反對黨攻擊と云ふ敵本主義の爲、排日論を唱へたものらしく、又此の二十五名の轉住の世話をした茂木某が、餘り大袈裟に轉住を世間に吹聽し、今にも加州から日本人の大轉住でもあるかの如く言觸らしたにも本くからである。此の事件はさして重大視すべきものではないやうであるけれども、兎に角若し今後多人數の轉住があれば、眞面目な排日論が始まるかも知れぬ。フロリダ州許りでなく、現在排日論のない他州でも、日本人多數の轉住があることになれば、加州同樣の騷が起るであらう。現に本年二月南カロライナ州元老院へ、亞細亞人の土地所有を禁止する法律案が提出された。其の目的とするところは、加州在住日

では日本人男子の數の減少と、其の年齡の增加に伴うて勞働力は年々減少する、爾うして妻とか兒童とか不生產的の者、男子の負擔となる者が漸次增加するから、日本人の經濟上の實力は減少する許りである。日本人の勢力發展の爲、少くとも其の勢力補充の爲、男子の補充が必要であることは何人も氣の附いて居ることである。

紳士的協約成立後、青年の渡米する者が非常に減じ在住者は漸次年齡を加へるから、七八年以前までは日本人勞働者の平均年齡二十五歲以下であつたが、正確には言ひ難いが、近頃は三十歲以上になつたやうである。曾て支那人は同一原因の爲其の勞働力を鈍らし、新進氣鋭の日本人の爲、勞働界から驅逐された。今や日本人は同じ運命に陷らんとしつゝあるのである。

每年出國男子が入國男子に超過することは、日本人の將來に取つて大に憂ふべきことであるから、せめて、出國者が入國者に超過する數だけでも補

者を始め、其の他種々なる原因の爲米國を去る男子が頗る多いから、男子い米國出國數は入國數に比較して毎年超過して居る。加州在住日本人男子は紳士的協約成立以來漸次減少して、明治四十一年より大正二年に至る五ヶ年に一萬五百四十四人、卽ち一ヶ年に約平均二千百人宛減少して居るから、日本人の勞働力に及ぼすところ頗る大なるものがあらう。然るところ昨年の在住日本人總人口を一昨年に、一昨年を一昨々年に、一昨々年を其の前年に比較して見るに、漸次增加して居るのは何故であるかと云ふに、全く在住者の妻としての婦人の增加、之に伴ふ兒童の增加に本くに外ならぬ。最近日本人が段々永住的になり結婚する者が增加するに連れて、米國生れの日本兒童が非常に殖えて來た。大正二年九月三十日に終る一ヶ年間の出產數實に千八百九十二人で、兒童數は今後年々非常なる率を以て增加するであらう。日本人の增加することは誠に結構であるが、此等の兒童が一人前になり活動するには、今後少くとも二十年を經過せねばならぬ、其れま

第一款　在住日本人の地位

布哇には僅か一日半の滯在をしただけで、十分調査の時間がなかつたから、遺憾ながら唯一二見聞したところに依て、不完全ながら排日に關する卑見を述べる。 江原素六翁は昨年加州土地法問題の喧ましい頃、政友會を代表し慰問使として米國へ行き、歸朝後布哇でも排日運動が近き將來に勃興する危險あることを說いて、國民に警告したことがあつた。 然り布哇にも排日派がある、日本人の勢力を打破し白人の布哇を實現すべく希望する者がある、布哇縣廳の當局者も亦、日本人の勢力發展を喜では居るまい。 過去に於けるが如く將來排日運動のあることは免れぬが、日本人の勢力を根本から打破し得るやうなことがあるであらうか。

日本人の經濟上の地位を見るに、過去に於ては米國大陸に於けるが如く、勞働者として多少の貯蓄が出來ると、兎角歸國する者が多かつた。 然ると

充するの方法はあるまいか。今後兒童が成長し一人前となるまで、日本人男子は減少する許りで、少しも補充することか出來ぬならば、折角發展した日本人の加州農業上の地位は、漸次衰退することを免れぬ。農業が衰退すれば商業も亦不振となり、歸國者は益増加する。將來米國に於て父の業を繼いで發展せねばならぬ運命を有つて居る米國生れの兒童も、自然其の父母に伴はれて日本に歸ることになつて、四十年間に養成した日本人の勢力は絶滅することになる。將來歸化權を得ることがあつても、土地所有權及借地權保障の條約の締結があつても、在住者が減少して仕舞つては實益がない、排日派は手を拍つて喜ぶであらうけれども、吾人に取つては遺憾千萬のことである。排日撲滅策を講ずると共に、日本人男子の補充を計ることは刻下の急務である。

第二節　布哇の排日

ある。比律賓から招いた勞働者に至つては、懶惰で無規律で日本人に及ばざること遠い。布哇は常に勞働の缺乏を告げ、耕主組合は勤勉なる日本人勞働者の必要を感ずることが極めて痛切であるから、口にするところは兎に角、內々は排日どころの騷ぎでない。昨年米國關稅法の改正があつて、砂糖稅は減稅せられ、追て明後年五月一日から無稅になる筈で、布哇砂糖界は非常な打擊を蒙つた。各耕地は縮少的方針を採り、勞働者の勞銀減少、月曜日休業を實行した耕地さへあつた。ところが本年大戰爭開始後砂糖相場の騰貴に因り、砂糖界の景氣急に恢復、日本人勞働者は砂糖の相場の高下を標準として受ける獎勵金が著しく增加するから、意外の利益を受けることになつた。此の戰爭相場は勿論一時的のもので、外國糖無稅は布哇砂糖業に致命傷を與へ、布哇の死活問題であるから、島民は一時色々運動したけれども、米國政府の顧みるところとならなかつた。若し砂糖業が全滅又は全滅に近いことになれば、日本人の最後の日が來ることになるのであるが、砂

ころ先年來其の狀態が一變して、追々永住的になり、額に汗して貯蓄したところを、種々の事業に投資する者があるやうになり、勞働狀態から漸次向上しつゝあるのは誠に喜ぶべきことである。然しながら多數は尙勞働者である。在住日本人の數は約八萬七千人で、布哇總人口の約四割に當り、此の八萬七千人の約三割は甘蔗耕地の勞働者で、あらゆる人種を合併せる耕地勞働者の總數の過半數を占め、日本人の中堅となつて居る。排日派は日本人の勢力の此の中心點に向つて排日の鐵槌を降し得るであらうか。先年布哇縣會は、日本人勞働者は永住する考がない、斯かる渡鳥式の勞働者を賴りにしては、布哇の重要事業である甘蔗耕作の將來は眞に覺束ないと云ふ理由で、西班牙、葡萄牙、露西亞の諸國から移民を招集する計畫を樹て、其の實行の爲少からぬ縣費を投じた。然るところ此等歐洲移民は日本人のやうに米國大陸轉航禁止の束縛を受けぬから、多數は入布後勞働すること數年多少の貯蓄が出來ると、比較的に勞銀の高い米大陸へ轉航して仕舞ふので

婚者の增加に連れて年々增加する米國生れの兒童、卽ち米國の市民權を有する者が、其の父母と共に、又は單獨に我が國に歸ることは、布哇に於ける日本民族の發展の爲甚だ悲しむべきことで、米大陸同樣何とか補充の策を講ぜねばならぬ。

日本人の布哇に於ける經濟上の地位は現在鞏固で、大排斥は容易に行はれぬ。然し選擧權がなく、政治上全く勢力のない日本人のことであるから、決して油斷してはならぬ。米大陸に於て排日論の喧しい今日、排日派に口實を與へぬやう、望ましからざる移民であるとの非難を招かぬやう、一擧一動注意することを冀望するのである。先年來日本人の風俗は有力者の指導に依て大に改善し、又現に改善しつゝあることを聞いて喜びに堪へぬ。然しホノルヽに於てすら、未だ浴衣一枚に繩のやうな細帶を締め、股も露はに亂次なき風體で大道を步む男子があり、婦人にも隨分似たり寄つたりのものを一二見受けた。此くの如きは內地でも人をして眉を顰めしむるも

糖無税は政治上甚だ不人氣であるから、遠からず來るべき共和黨の勝利の日には、廢止になるに相違ない。砂糖業が盛である限り、經濟上から見て日本人勞働者の地位は安全である、如何に排日派が白人布哇を實現しようとしても當分のところ行はれまい。然るところ砂糖業問題は布哇の重大なる經濟問題である許りでなく、米國の國防問題にも關係のある大問題である。布哇の砂糖業には日本人は大切であるが、布哇が樞要なる米國の海軍根據地である以上、布哇を日本人の優勢の下に置くことは、米國に取つて甚だ危險なことである。然らば經濟上の利益は結局國防上の必要に讓らねばならぬ時が來るであらうか。米國は資本家の勢力の強大な國である、黄金萬能の國である。布哇に於ける日本人の前途は必ずしも絶望的のものでない。

布哇でも加州同樣紳士的協約の結果として、先年來歸國男子の數は入國男子の數に超過し、男子の數は年々減少しつゝあるやうである。同時に既

して解決を見ることになつた。同年二月の米國移民法第一條の轉航禁止に關する規定は左の如きものである。

外國政府カ其ノ臣民ニ對シ米國以外ノ國、米國島領地又ハ運河地帶ニ渡航ノ爲下附シタル旅劵ヲ其ノ所有者ニ於テ米國本土ニ轉來スル目的ニ使用シ其ノ結果米國本土ニ於ケル勞働狀態ニ有害ナル影響ヲ及ホスモノト大統領ニ於テ認定シタル場合ニハ大統領ハ其ノ旅劵ヲ下附シタル國ノ臣民ニ對シ前記米國以外ノ國、米國ノ島領地又ハ運河地帶ヨリ轉シテ米國本土ニ入ルコトヲ拒絕スルヲ得。

此の規定は法文の上では無差別的一般的のものであるが、實際は日本人に適用することを唯一の目的として制定されたもので、同年三月大統領ローズベルトは、此の法律に本いて左の大統領命令を發した。

「………通商勞働務省ヨリ提出シタル書類ニ依リ日本政府カ其ノ臣民及朝鮮人ニ對シ(技能ヲ有スルト否トヲ問ハス一切ノ勞働者)墨西哥、

のである、白人國の眞中で不作法な、如何はしい服裝をすることは、彼等の輕蔑を招く所以で如何にも殘念である。予は男子に關しては兎も角、在外婦人の和裝に反對するものではない、可怪な出來合の洋服よりも、日本人の身體にキッチリ適合する和服の方が宜いと思ふ。唯事情の許す限袴を穿くか、さなくばキチンと帶を締め、足袋と、股が見えぬやうに靴下を穿て貰ひたい。是は獨り布哇在住の人々に對して言ふことではなく、將來外國へ行く一切の婦人に對して注意するのである。初めて外國へ移民として渡航する婦人に、恰好の宜い洋服着用を求めることは無理であるから日本服で宜しい、日本服で宜しいが唯以上の注意をして、外國人に侮られぬ用心をして貰ひたい。

第二款　移民轉航禁止

明治三十九年に起つた桑港日本人學童問題は、翌年移民轉航禁止と交換

られたものであるさうである。之に對して布哇から米國本土に轉航することは、同條約第一條第一項(兩締盟國ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ領土內何レノ所ニ到リ旅行シ或ハ居住スルモ全ク隨意タルヘク……………)に本く條約上の權利行爲である、既に適法に米國に入國した者が、其の領土の或る地方より他の地方へ轉住することゝ、勞働者の移住即ち新しい入國とは全く別物である、第二條但書に本いて制定せられる米國の法令を以て勞働者の入國を取締り得ても、布哇から米國本土に轉航することを禁ずることは出來ぬ、と云ふ論がある。然り明治四十年の轉航禁止は同條約第二條の但書に本く條約上の權利の行使としては出來ぬ。轉航禁止の法令は我が政府の承諾を得て特別の名義で制定せられたものである。日米兩國政府合意の上で、同條約第一條の規定する入國、旅行、居住の自由に對して制限を設けたものであるから、轉航禁止の法令を以て日米通商航海條約違反なりとするは當らぬことである。

加奈多及布哇ニ渡航ノ爲メ下附シタル旅券ヲ其ノ所有者ニ於テ米國本土ニ轉來スル目的ニ使用シ米國本土ニ於ケル勞働狀態ニ有害ナル影響ヲ及ホスモノト認定スルカ故ニ予ハ茲ニ墨西哥、加奈多及布哇ニ渡航ノ旅券ヲ所有スル日本人及朝鮮人卽チ技能ヲ有スルト否トヲ問ハス日本人及朝鮮人勞働者カ該地方ヨリ來リテ米國本土ニ入國スルヲ拒絕スヘキコトヲ命ス且通商勞働務卿カ移民及歸化局ヲ通シテ本命令ヲ施行スルニ必要ナル處置ヲ爲シ又規則及細則ヲ設ケ且之ヲ施行スルコトヲ命ス」(明治四十年三月二十六日轉航禁止法施行細則參照)

米國に於ける日本人の發展に多大の影響を及ぼした移民轉航禁止の法令は、第二十三議會に於ける林外務大臣の說明に依れば、舊日米通商航海條約第二條但書(但本條及前條ノ規定ハ兩締盟國ノ各方ニ於テ商業、勞働者ノ移住、警察及公安ニ關シ現ニ行ハレ又ハ將來制定セラルヘキ法律、勅令及規則ニハ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシ)の條約上の權利の行使に依て制定せ

明治四十一年以來日本人の米國渡航は、紳士的協約に依て非常に制限を受けることになつた。明治四十三年一月衆議院に於て、石橋代議士の質問に對する小村外相の答辯に依れば、紳士的協約なるものはなく、所謂紳士的協約に基く移民の制限は、我が國が任意の處置として執るものに過ぎぬと云ふことであるが是は一の詭辯である。明治四十一年米國は其の國內法を以て我が移民の入國を取締らうとした。此のことたる舊日米通商航海條約第二條但書に本き、米國が當然爲し得ることであるけれども、我が國の感情を害し日米の國交を阻害すること尠少でないから、日米兩國政府合意の結果、我が政府が旅券發給を取締つて移民を制限することになつた。紳士的協約と稱する協約のないことは無論であるが、形式上は兎も角實質上、日米間に移民制限に關する協約の存在することは疑のないことである。此の協約の效力を現行日米通商航海條約の下に於ても持續する爲、我が政府は現行條約調印の時、內田大使をして米國政府に對して左の宣言を爲さ

轉航禁止の法令は現行日米通商航海條約の下に於ても有效であらうか。現行條約第一條は舊條約第一條と同じく入國、旅行、居住の自由を保障して居るから、此の大原則の例外の場合である轉航禁止を現行條約の下に於ても有效ならしめるには、現行條約締結の際、特に明示的に其の意思表示を爲すことが必要である。此の意思表示がない以上、兩締約國は現行條約の下に於て轉航禁止の法令の效力を持續せしむる意思なく、布哇から米國本土へ轉航する自由は復活したものと解すべきである。轉航自由の有無と轉航の可否とは全く別問題である。布哇在住日本人が此の自由を主張して、大陸に轉航するの利害は愼重の研究を要する問題である。茲には唯權利問題として轉航に關する卑見を述べたに過ぎぬ。

第三節　米國政府及米國議會の排日

第一款　紳士的協約

米國在住者が呼寄せる其の父母妻子(三)組合農夫(組合農夫として加州に赴くことは許されぬさうである)に限るのである。

明治四十四年米國元老院移民調査委員會の報告中に、紳士的協約の內容として揭げるところを參考までに左に轉載する。

This agreement(紳士的協約)by which the two governments cooperate to secure an effective enforcement of the regulation (移民轉航禁止命令) contemplates that the Japanese Government shall issue passports to continental United States only to such of its subjects as are nonlaborers or are laborers who, in coming to the continent, to join a parent, wife, or children residing there, or to assume active control of an already possessed interest in a farming enterprise in this country.

文中呼寄せ家族のところに「妻」とあるは「夫」の誤ではあるまいか。現在米國へ渡航する日本婦人(殆んど全部在住者の妻)は、大部分移民として取扱はれて居るが、此の報告に依れば紳士的協約は妻の呼寄を認めて居ら

しめた。

宣　言

本日日米通商航海條約ニ調印セントスルニ當リ華聖頓駐劄日本特命全權大使タル下名ハ本國政府ノ委任ヲ受ケ左ノ通宣言スルノ光榮ヲ有ス
日本帝國政府ハ勞働者ノ合衆國移住ニ關シ過去三年間實行シ來リタル制限及取締ヲ從來ト均シク有效ニ維持スルノ覺悟ナリ。

千九百十一年二月二十一日　　　内田康哉

現行條約には舊條約の第二條但書と同一の規定がないから、今後米國々内法を以て我が移民の入國を取締られる危險はないけれども、紳士的協約のある限、入國に關して歐洲移民と均等の待遇を受けることが出來ぬ。現行條約は其の第一條に入國、旅行、居住の自由を明に認めて居るけれども、其の實がないのである。

紳士的協約に依れば勞働者にして米國に渡航し得る者は、(一)再渡航者(二)

字だけでは判斷することが出來ぬ。又西洋人には日本人の名丈けでは男女の區別が分らぬ。お松が女の名であるか、熊五郎が男の名であるか、明瞭でないから、單に姓名を記すだけでミセスの字を使用せぬ時は、非常な不都合を生ずることがあらう。其の他旅券に記載する英文が統一を得ざることは甚だ不體裁で、萬事杓子定規の我が國に不似合なことである。以上の外移民の場合には、旅券を乘船地の縣廳で作成するから英字の誤がないけれども、非移民の場合には、其れ〴〵本籍地の縣廳で作成し、英語に通ずる掛員ないからであらうか、其の文字の書き方拙劣を極め恰も小兒の書いたやうなのがある。甚しきに至つては最近島根縣廳から發給したものゝ中で、旅券所持者と外務大臣牧野伸顯氏の姓と名との間に、麗々とピリオドを打つたのがある。如何に田舍縣廳とは云へ、餘りと云へば甚だしい不體裁をしたものである、我が政府の名譽にも關することとであるから是非改善してほしい。外務省は此等の點に就き、今後は此

ぬから、渡米が出來ぬことになつて現在の事實に反することになる。

序ながら我が外務省の注意を喚起したきは、米國旅行劵が甚だ體裁を爲さざることである。第一に各府縣から發給する旅劵の文面が統一を缺き、殊に在米日本人が其の妻を呼寄せる場合に其の旅劵の文面が極めて區々たることである。或は單に夫の呼寄せに依りとし、或は夫の呼寄せに依り家事幇助の爲とするものもある、呼寄の目的全く同一であるにも拘らず、文面を異にするは誠に面白くない。尤も此等は單に日本文で記した部分に限つて、飜譯の英語には記してないけれども、現在移民局には日本語に堪能な者が居るから、斯かる不體裁は改善する必要がある。

又島根縣廳及山口縣廳から最近に發給した旅劵中妻呼寄せに關するものを比較して見るに、旅劵所持者の姓名を飜譯するに、前者にはミセス某とあるに、後者には單に其の姓名を記すのみである。故に後者に在りては其の者は米國在住者の妻であるか、將又單獨に渡米する者であるか、英

士的協約)を更に新にし、現在我が國が實行しつゝある如く我が國をして米國に赴く移民を取締まらせ、團體的移民は勿論のこと、社會的にも經濟的にも政治的にも、大平洋沿岸諸州に累を及ぼすやうな種類及分量の移民を渡航せしめざることを同時に主張して居る。日本人最屓の連中すら斯かる考を有つて居る、排日派に至つては紳士的協約に滿足せず、今日以上に日本人の入國を制限すべきことを主張して居る。或は支那人排斥法を擴張して之を日本人に及ぼし、一切日本人勞働者の入國を禁止すべしと主張し、或は最近盛に行はれる寫眞結婚を以て紳士的協約の弱點とし、紳士的協約を改めて寫眞結婚婦人の入國を拒絕すべしと論じて居るやうな有樣である。米國の同意を得て紳士的協約を廢止することは、迚も今日のところ出來ない相談である。

米國移民總監キャミネチの如き寫眞結婚反對者の一人である。氏は本年春大統領に提出した報告中に(一)日本戸籍法は寫眞結婚を認めて居

の如き不體裁を爲さゞるやう注意ありたいものである。

紳士的協約は此の如く米國に渡航し得る者を非常に制限するから、前述の如く米國殊に加州在住男子の數が年々減少して、此儘に放任すれば今後排日が甚しくなくとも、遠からず日本人の勢力が絶滅するであらう。是非何うかして滅じ行く男子の補充をしたい者で、其の手段として紳士的協約の廢止を主張する人があるけれども、果して實行の望があるであらうか。

贊日論者のジョルダン博士は澁澤男爵(?)に手紙を寄せて、明治四十一年の紳士的協約を過去六年間維持し來れる如く、將來に於ても之を維持することが、相互の爲此上もなき上策であると云ひ、メーピー博士は昨年八月のアウトルック紙上で、生活の標準を同ふせず全く經濟事情を異にする人民が無制限に入國することに反對し、紳士的協約に滿足する旨を述べて居る。

昨年八月のアウトルックは、從來日本人に對して面白くなかつた態度を改めて、日本人に歸化權を附與することに贊成したけれども、日米間の協約(紳

千六百三十六人に對し既婚の女八千百五十七人であるから、男五人に就き女一人の既婚者がある割合である。從つて少々金が溜れば直に歸國する惡習は漸次減少、飮酒、賭博、女に原因する犯罪が著しく減少したことは主として此れが爲で、十年間の日本人社會と全く面目を異にするやうになつた。

米國は單純な勞働者でも我が國に比較すれば收入が非常に多い。家庭勞働をしても、庭園或は農園の仕事をしても、洗濯所の職人となつても一ヶ月八十圓乃至百四五十圓の收入があるから、獨身者ならば相當の暮しを爲し貯蓄も十分出來るが、一たび妻を迎へて獨身生活から家族的生活に轉ずれば、生活費激增し生計が容易ならざるやうになる。先づ迎妻費として少くも五六百圓を要し、妻の到着後は衣食住費の外に交際費も增加する。其の內小供が三四人も出來れば生活難は一層峻酷に襲來するやうになる。一體在米日本人は身分不相應のことを爲し濫費の弊に

るけれども、米國現行法中絶て此の種の結婚を是認する明文がなく、又現行日米通商航海條約に斯かる結婚を米國に於て有效と認めることを保障する明文がない。果して然らば寫眞結婚をして渡米する日本婦人は、入國の權利を有するものであるか大なる疑問である。(二)呼寄婦人の增加は歸化權のない父母から多數の米國市民が生れることになつて、日本人をして米國の一角に根柢深く其の勢力を植付けしめるものであるから甚だしく危險である。(三)此等呼寄せ婦人は入國後悉く勞働者となる、米國勞働者に取つて日本人男子が恐るべき競爭者である許りでなく、婦人も亦競爭者である、此の如きは到底米國の堪へられぬところである。以上の理由に因り、寫眞結婚婦人の入國は禁止すべきものであると主張して居る。

近年日本人が永住的になるに連れて、寫眞結婚の數は益々增加し又歸國結婚する者も多くなつた。大正元年加州在住日本人の數は、男四萬三

前述の如く寫眞結婚婦人入國禁止論がある、今後寫眞結婚婦人の入國增加につれて、此の論は漸次盛になるであらうと思はれる。米國では在住日本人男子と我が國に在る婦人との間に、我が國法の下でした結婚を認めぬ。然しながら在住者某の妻としての旅券を持參すること故、旅券に免じて入國を許すけれども、入國後直ちに米國の國法に遵據して婚姻することを命じ、若し其の夫を嫌うて婚姻を拒絕した時は、之を送還することが例となつて居る。斯かる次第であるから、將來寫眞結婚婦人の入國に反對する論が勢力を得、米國政府亦之を動かされるやうになる場合には、此等の婦人は紳士的協約の妻呼寄せの場合に屬する者でないと稱して、入國を拒絕するの日が到來するかも知れぬ、日本人の發展に對する大なる危機は刻々迫りつゝあるのである。

茲に一言したいことがある。我が國は紳士的協約成立以後、常に誠意誠心之を實行して、惴々焉として常に其の及ばざるを恐れて居る有樣である。

陥つて居る。結婚とか出産とか云ふ場合は勿論のこと、一寸旅をするにも盛大な送別會を開く、歸れば歡迎會、之に對して返禮、宴會や配物の競爭が始まり誠に馬鹿々々しいことをして居る。在住者で迎妻を許可される程の者は、其の妻に勞働をさゝねば立ち行かぬやうな狀態にある譯はない筈であるけれども、實際は夫婦共稼ぎをする者が多い。女の仕事が多く報酬も亦甚だ高いから、妻が夫と共稼をして家の活計を助けることは易いけれども、一朝人の親となれば働くことが六ヶ敷なり、收入は減少し反比例に費用は增加する、生活が苦しくなつて折角迎へた妻を歸朝さす者がある。時としては苦し紛れに妻を酌婦にする者さへある、酌婦一ヶ月の給金は五十圓內外で、纏頭として月二百圓を得ることは六ヶ敷くないさうである。內地では想像の出來ぬ程の收入があるから、酌婦にするを目的に妻を迎へ、自身は咬へ煙管で日を送る橫着者もあるとのこと、領事館が迎妻者に對する取締りを嚴重にするのは至當のことである。

やうに誠實以上に履行するには及ばぬ、文面通りに實行すれば十分であると考へる。中學卒業位の者で米國留學を出願する者があるなら、八釜しいことを云はずに、成るべく渡航を許すことにしては何うであらう。尤も澤山の内には渡米後純粹の勞働者となる者もあらうけれども、一二の者が目的を變更する位のことは仕方がないではないか。米國移民總監キャミネチは排日を以て聞へる人である、氏は東洋人が學生の名義で入國し、入國後勞働者となる者が多いのを不都合とし、取締を嚴重にする決心があるさうであるが、其れは御勝手次第である。學生の名義で入國して勞働者となつて居る者が澤山あると云ふのは、定めし支那人のことであらう、日本人はそんな筈がない。紳士的協約上差支のないことは、無遠慮にやつては何うであらう、我が國の米國に對する七年來の遠慮は一利なくして百害がある。紳士的協約違反の責を負はざる鏡圍内に於て無遠慮に行動することは、我が國に對する米國の現在の態度に照して至當のことである。

學生の如き渡航禁止の範圍內の者でない、然るに彼等の渡米後或は勞働者となる者あるを懸念し、高等學校程度卒業の者で學資に差支なしと認める者ならば、假令資產は僅少でも有力な保證人さへあれば許すが、中學程度の學校卒業の者には殆んど全く旅劵を發給せぬことになつて居る、誠に誠實以上に協約を履行して居るのである。我が國は何處までも紳士的協約を尊重して居るが、米國は何等か我が國に對して感謝するところがあつたであらうか、米國は我が誠意を諒として幾分か排日を緩和するやうな形迹でもあつたであらうか。否、米國は日本人の入國制限を以て滿足せぬ、現に適法に加州に入國居住する者に對し、激烈なる迫害を加へて其の事業を根柢から覆し、一人たりとも剩さず米國以外に驅逐しやうとして居る。此の如く千屆千萬であつても、予は一部論者の如く決して紳士的協約破棄を主張する者ではない。種々なる理由があつて、紳士的協約を破棄することは我が國に不利であるから、破棄には同意し難いけれども、紳士的協約を現在の

船前一應の檢査を受け、十二指腸蟲の存在を認めずと云ふ醫師の證明書を必要とするのである。米國が其の國內の衞生上の必要から、十二指腸蟲病患者に對し嚴重なる取締をするならば彼れ是れ言ふ權利はないが、十二指腸蟲病の檢査は此の必要に出て居るのではない。十二指腸蟲病は獨り東洋人に限つたことでない、伊太利人などには此の患者が少くないさうである。然るに歐洲移民に對しては何等檢査を行はず、獨り東洋人に對して之を行ふのは、國內衞生上の必要、病毒輸入防禦の爲にするものでないからである。此の檢査は國內衞生上の必要を名として、實は東洋人入國禁止と云ふ大目的の爲にするに過ぎぬ。病氣の危險を恐れて排斥するのではない、東洋人を排斥する爲檢査と云ふ關門を設けたに過ぎぬ。予は米國が白人と日本人との間に、此の如き差別的待遇を爲すことに對して甚だ慊焉たらざるものがある、我が政府が此の點に關して、白人と均等の待遇を要求することを切望して止まざるものである。此の機會を利用して米國渡航者に

第二款　入國者に對する差別的待遇

米國入國の時、歐洲移民は唯米國移民法の制限を受けるだけであるが、我が移民は紳士的協約に依て殆んど入國の自由がなく、非常なる差別的待遇を受けて居る。然るに此の嚴しい制限の下に入國する極めて少數の日本人に對して、更に嚴重なる取締を爲し、其の入國を益々困難ならしめることは不都合千萬である。

其の一は十二指腸蟲病患者が入國を拒絶せられることである。一體十二指腸蟲病の檢査は、先年多數印度人の入國を防止する爲始めたことで、次で之を支那人に及ぼし、昨年から日本人に對しても之を勵行するやうになつた。一切の二三等船客及移民一等船客は、先づ乘船地に於て檢査の上、更に米國到著の時嚴しい檢査を爲し、其の病ある者は入國を差止め、移民局附屬の病院に收容して全治するまで之を抑留する。非移民一等船客すら乘

を參觀したが、設備は頗る完全し、食事を始め寢室の點に至るまで衛生上先づ申し分がない。渡航者の内地に於ける生活に比較すれば無論結構、此點に關しては不平を鳴らすことが出來ぬけれども、此の他に移民局の注意を促す必要のあることがある。十二指腸蟲病の檢査に要する糞便は、凡て檢査官の面前に於て出すことを要し、男女共に決して其の際便所に入ることを許されざるが如き其の一である。尤も婦人の場合には婦人の係員が監視するけれども、謹み深い婦人の忍ぶ能はざるところである。此點に就き移民官に質問したところ、御尤もなる御訊問である、以前は便所に入ることを許して居たのであるが、他人の便を借用して之をポッケットに忍ばせ、便所内で取換へ我がものとして差出した不屆者があつたから、其の後は不都合とは思ひながら、據なく脱糞の監視をするのであるとの辯解があつた。若し果して事實であるとすれば罪は寧ろ我に在るので、一二公德心のない者の爲、此の如き屈辱を餘義なくされるやうになつたのは誠に殘念なこと

一言注意したいことは、三等では嚴しい檢査を受けることを恐れ、トラホームか十二指腸蟲病の疑ひある者が、無理算段をして二等時としては一等で渡航する者がある。然し移民官は中々眼が高く三等に乘る位の身分の者が二等や一等に乘るのは怪しいとて直に眼を着け、殊更に嚴しい檢査をするやうであるから、此等の誤魔化し手段は何の役にも立たぬ。無理算段をして危險を多くするよりも、正直に構へ身分相當のことをする方が却て安全である。

船桑港に著くや二三等の船客は一同檢疫の爲、桑港を去る三十分程の天使島に送られ、檢査の濟むまで同處に抑留される。檢査の結果患者と認められた時は、同島移民局附屬の病院に入院を命ぜられ、全治退院を許されるまでは遙々五千哩の海を越えて來た甲斐もなく、夫と同棲することも協はず、懷しき父母の許に行くことも出來ず、悲慘なる幾日かを抑留の裡に送らねばならぬ。予は桑港滯在中添田博士と共に、沼野總領事の案內で該病院

到著しても上陸を許されず、數十日も病院に抑留せらるゝことがあつて渡航者は迷惑千萬である。然るところ昨年秋頃から、内地檢査の成績が非常に良好になつたさうで誠に喜ばしい。尚此の上にも奮發勉强、好成績を擧げて貰ひたいものである。

其の二は再渡航者に對する十二指腸蟲病の檢査である。再渡航者とは米國に住所を有する者が一時歸朝し、再び渡航する者を謂ふのである。此等の者は米國へ入國居住の權利を有する者である。米國に歸る時は居住權を有する外國人であつて、移民法に所謂移民でないと云ふことで、從來自由に入國を許されて、之に關する米國下級裁判所の判決もある。然るに昨年來布哇で此等の者を初航者と同樣に取扱ひ、移民法を適用して入國を拒絕し法廷の問題となつて居たが、本年一月米國大審院に露國人醜業婦アンナ・ラビナの提起した上告に對し、「移民法第二條に規定する拒絕事項は一切の外國人の上陸に際し適用すべきものにして、外國人が曾て米國に在住し

である。今後の入國者は互に相戒めて移民官をして日本人を信用せしめ監視の下に用便するが如き不體裁なことを止めさせたいものである。

渡米船客は各其の乘船地の縣廳に於て、十二指腸蟲病とトラホームの檢査を受け、無病の證明書を得て始めて乘船を許されるのであるから、米國に到著の際此等の患者を出さゞるべき筈であるに、最近まで多數の患者を出したことは誠に意外千萬である。移民局醫員の話に依れば、無病の證明を持參するに拘らず患者が澤山にあるのは、日本官憲が誤魔化しをする結果ではなく、日本に於ける檢査の方法が不完全な爲であらう。移民局では最新の方法に依り、一人に就き少くとも十回位顯微鏡的檢査を繰返すから、卵の存在を見逃すことがないが、日本では檢査踈漏の爲卵の有る者もないと云ふことになるのであらう。故に何某は十二指腸蟲卵を有せずと云ふよりも、何某の糞便中自分は卵を發見せざりしと云ふ證明をすることが至當であらうとのことであつた。過去の如く檢査が踈漏では、海路遙々米國に

ノ救助ヲ仰クニ至ルヘキ者、乞食ヲ業トスル者。結核其ノ他ノ不潔又ハ危險ナル傳染病ニ罹レル者。以上ノ拒絶階級ニ屬セサルモ生活ニ必要ナル所得ヲ得ルヲ不能ナラシムル虞アル精神上若ハ肉體上ノ缺點ヲ有シ而シテ右ニ對シ檢査醫ノ證明アリタル者。重罪其ノ他ノ犯罪又ハ破廉恥ニ關スル輕罪ヲ犯シ又ハ之ヲ犯シタルコトヲ自認スル者。多妻者又ハ多妻主義ヲ奉スル者。無政府主義者又ハ暴力暴行ニ依リ合衆國政府又ハ總テノ政府又ハ法律組織ヲ顚覆シ又ハ官公吏ヲ暗殺スル主義ヲ遵奉シ又ハ之ヲ辯護スル者。醜業婦又ハ醜業其ノ他ノ不道德ナル目的ヲ以テ合衆國ニ入ラントスル婦女。醜業婦又ハ醜業其ノ他ノ不道德ナル目的ヲ以テ婦女ヲ得又ハ之ヲ伴ヒ入ラントスル者。雇傭ノ提供又ハ約束ニ依リ又ハ言語、書面又ハ印刷シタル明示又ハ默示ノ契約ニ從ヒ技能ヲ有スルト否トヲ問ハス或ル種ノ勞働ヲ爲サンカ爲移住ヲ勸誘サレ渡航シ來リタル者卽チ本法ニ於テ契約勞働者ト稱スル者。入國出願

居住權を有する事實は、何等の例外を構成するものにあらず」と云ふ趣意の判決を下した。今後再渡航者は入國の際白人と日本人との別なく、移民法の適用を受けることになるのである。此のことは我が再渡航者に重大なる關係があるけれども、此處で讀者の注意を促したいことは移民法適用の當否の問題でなく、適用の公平の問題である。從來日本人の初航者に對しては十二指腸蟲病の檢査をしながら、白人には之を行はず差別的待遇を爲し來つた。再渡航者に對して移民法の適用をすることに定まつた以上、今後再渡航の日本人だけには、遠慮なく十二指腸蟲病の檢査をするであらう。此の差別的待遇は默々に附することが出來ぬことである。

參考の爲米國移民法第二條の規定を左に掲げる。

左ニ掲クル外國人ハ合衆國ニ入國ヲ禁止ス

白痴。虛弱者。低能者。癲癇患者。發狂者。入國前五年以內ニ發狂シタルコトアル者。曾テ二回以上發狂シタルコトアル者。貧窮者。公

昨年暮墨西哥から歸朝する途中の經驗に依て、排日の他の一例を擧げざるを得ざるを遺憾とする。其れは東洋汽船會社、南米航路の船の硫黄蒸しである。東洋汽船會社の船がホノルヽに入港するには、米國々法上南米出帆以後入港までに、マラリヤ病媒介者である蚊の撲滅の爲、一、二、三等を通じて船室全體の硫黄蒸しを六七回もせねばならぬ。ホノルヽ入港前港外に於て一回、墨西哥のマンサニヨ、サリナクルースの二ヶ所に於て一回、更に南米の港に於て二三回硫黄蒸しをせねば入港を許されぬ。布哇に南米諸國及墨西哥からマラリヤ病が輸入されぬやう、嚴重に取締をするのは米國の權利である。然しホノルヽ港外に於て一回、多くともマンサニヨ出帆前に更に一回の硫黄蒸しをすれば、蚊の撲滅は十分に行はれるであらう。必要もないに數回硫黄蒸しを命じ、此れが爲多くの時間を費し、乘客に非常な迷惑となることを强制するのは何故であらうか。布哇の砂糖輸送の爲、ホノルヽと墨西哥サリナクルースの間を往復する亞米利加布哇汽船會社の船

前一年以内ニ右ニ記スカ如ク移住ヲ勸誘サレタル者トシテ追放セラタル者。他人ヨリ切符又ハ旅費ヲ受ケ又ハ他人ノ援助ニヨリ渡來シタル者ニシテ以上ノ拒絶階級ニ屬セサルコト及切符又ハ旅費カ直接又ハ間接ニ會社其ノ他ノ團體、自治體又ハ外國政府ヨリ支給セラレタルモノニ非ラサルコトカ十分證明セラレサル者。父母ノ一方又ハ雙方ト同行セサル十六歲以下ノ小兒。但破廉恥ニ關係ナキ純粹ナル政治犯人ニシテ以上ノ拒絶階級ニ屬セサル者、會社其ノ他ノ團體、自治體又ハ外國政府ヨリ切符又ハ旅費ノ支給ヲ受ケタル者ト雖單ニ合衆國ヲ通過シテ其ノ隣接外國領土ヘ直行スル者、合衆國内ニ於テ求ムヘカラサル技能ヲ有スル勞働ニ從事スル者等ハ此ノ限ニアラス。契約勞働者ニ適用スヘキ本條ノ規定ハ俳優、美術家、講師、聲樂家、牧師、敎授、學者、家僕又ハ從僕ニ對シテハ之ヲ適用セス。

來る優等なる移民が漸次減少して、其の代りに南歐洲及東歐洲から貧乏な無教育な移民所謂望ましからざる移民が潮の如く入國するやうになつた。最近二十三年間に入國した移民の總數約千五百五十五萬人中、此等望ましからざる移民の多い伊太利人が約三百六十萬人、墺地利匈牙利人が約三百二十萬人、露西亞人が約二百五十五萬人もある。若し此等の劣等移民が將來引續き多數入國するならば、米國の政治上、經濟上、社會上の大問題を生ずるであらう、米國の共和政治は危險になるであらう、米國勞働者の勞銀が下落して其の生活狀態が低下するであらう、米國の文明は墮落するであらう。米國の安全幸福の爲には移民を取捨選擇する必要がある、之を篩に掛け其の內で質の良い將來善良なる米國の市民となり得る者だけ入國を許すが宜からうと云ふ論が、十九世紀の終り頃から盛んになつて來た。米國現行移民法は明治四十年に改正されたものであるが、到底移民取締の目的を十分に達することが出來ぬから、明治四十二年タフトが大統領の時、米國兩院

に對しては何うであらう。該會社の船に對しては常に之を免除すると云ふ噂がある、現に予は該會社所屬汽船の一が、硫黄蒸しを行はず直に入港したことを實見した。尤も墨西哥から來る船には硫黄蒸しの必要がなく、南米から來る船に限つて之を命ずることになつて居るのかも知れぬ。若し南米から來る船に限ることであるならば、東洋汽船會社の船だけが硫黄蒸しを命ぜられても仕方ないが、六七囘も行ふ必要は斷じてない。要するに硫黄蒸しも十二脂腸病の檢査も目的は一である。其の名義は米國の衞生上の必要であるけれども、實は口實に過ぎぬことで、十二脂腸蟲病の檢査同樣硫黄蒸しも亦、排日の爲にするに外ならぬのである。

第三款　米國議會に於ける移民法案

日本人排斥問題と共に、歐洲殊に南歐洲及東歐移民問題も米國に取つて重大なことである。今を距ること約二十五年前から、北歐洲及西歐洲から

伊太利移民の入國を制限する爲發案せられたところのものであつて、望ましからざる移民に苦しみつゝある米國が、其の入國を制限する爲、實行しようとするは尤も千萬のことである。尤も此の方法は果して贊成論者の云ふが如く、無教育なる移民を排斥し質の良い者だけを入國せしむる目的、卽ち移民選擇の目的を達する最良の方法であるか、頗る疑問であるが、有效無效の論は別問題として、入國する移民各自の國語を以て試驗する以上差別的でないから、我が國が之に對して不平を云ふべき理由は少しもない。傳ふるところに依れば、呼寄せの家族に對しては此の試驗を免除するさうであるから、日米間に紳士的協約が存在する限、殆ど日本人に適用のないことであらう。

教育試驗卽ち語學試驗は一名ナタル法と謂ひ、英領南亞弗利加聯合、濠洲等に於て多年實行するところで、濠洲では歐洲語を五十語以上解する者でなくては入國を許さぬ、試驗は試驗官の手心で何うでもなる、我が國

議員の中から九名の委員を任命して移民の調査を爲さしめた。其の結果明治四十四年デリンガム移民法案が議會に提出され、其の後紆餘屈折があつて、所謂デリンガム、バーネツト法案が昨年春兩院を通過したが、タフトは之に同意を與へなかつた。今年春の議會でも移民法案は再び問題となつて、提出になつた移民法改正法案と之に對する修正案は、合計十種以上に上つたさうである。其の中で太平洋沿岸諸州の議員が贊成したレーカー修正案、卽ち露骨に猛烈に總ての亞細亞人勞働者の入國禁止を目的とする修正案及旅劵に關する協約等に依り特別の取極ある者以外の亞細亞人は之れを排斥すべしとするヘース修正案の如きは論ずるに足らぬが、注意すべきは代議院を通過して元老院へ廻附され、目下懸案中のバーネツト法案である。

此の法案が入國者に敎育試驗卽ち語學試驗を施すと云ふ點は、先年のデリンガム法案と同一である。敎育試驗は既に前世紀の末、望ましからざる

券に關する現行の取極若は今後結ばるべき條約、協約、取極等に於て反對の規定なき限云々の但書が設けられてあつて、日本人は此の原則の爲直接に不利を蒙むることがないとしても、原則其のものが不都合である。ヘース修正案の如く亞細亞人と云ふも、バーネット法案の如く市民たるを得ざる外國人と云ふも、日本人に取ては畢竟同じことではあるまいか。日本人と歐洲移民との間に平等なる待遇を爲さず、日本人を市民たるを得ざる外國人の名義の下に、排斥することは、日本人の忍ぶ能はざるところである。來るべき議會に於ける移民法案の運命如何、我が官民共に排日的法案の通過には飽まで反對するの覺悟がなくてはならぬ。

昨年の議會にヂリンガムが提出した案は、曾て南歐洲移民の大反對を招いた教育試驗を撤廢し、入國移民の數を國籍に依て制限を加へる方法を採用して居る。即ち一ヶ年間に入國し得る或る一の國民の數は、最近の國勢調査の時、米國に居住する同國民の數の十パーセントを超過して

屈指の英學者新渡戸博士が、曾て此の試驗に落第した珍談がある。バーネット法案では十六歲以上の外國人にして、英語又は其の他の國語(ヘブリユー語を包含す)を讀むことが出來ぬ者の入國を禁止することになつて居る。ナタル法は加奈陀のブリチツシ、コロンビア洲でも實行したことがある。例へば明治三十五年六月二十一日同州移民取締法第四條では歐洲語の一につき讀方と書方との試驗をすることになつて居て、日本人に甚だ不利なるものであつた。最近新西蘭議會にも、亞細亞人排斥の爲ナタル法を內容とする法案の提出があつた、移民は稅關官吏の選擇する歐洲語の一を以て、右官吏の朗讀する文字を、二十分間に五十字以上書かねばならぬ規定があるさうである。若し法律となつたならば、濠洲同樣亞細亞人は絕對に入國するを得ざることになるであらう。

更に此の法案第三條は市民たるを得ざる外國人の入國禁止を原則として居るが、此の點は我が國の極力反對せねばならぬところである。尤も旅

人だけ入國することを許すならば、此等の新入國者の同化が行はれる餘地があると云ふ考に本くのである。明治四十三年の米國々勢調査に依れば、米國生れの日本人兒童の數は四千四百十人であるから、氏の案に依れば二百二十人の日本移民は入國し得る勘定である。氏の案は一見ヂリンガム案に類するけれども、黄白の別なく權利、特權の平等を認め、一切の差別的待遇の撤廢を主張することが、根本的にヂリンガム案と異なるところである。氏の案は正義公正の要求に副ふものであるけれども、米國歸化法を改めて黄人民族にも歸化を許し、紳士的協約を廢止することを主張するものであるから、米國の輿論の大勢に徵すれば少なくも當分のところ實行的のものでない。然し病軀を提げてて日米平和の爲に奮闘する氏の勞を多とし、玆に氏の主張に關して數言を費す次第である。

(Gulick—The American Japanese Problem 參照)

はならぬことゝし、爾うして、一ヶ年間に入國し得る或る一の國民の最少數を五千人とした。此の方法では移民を選擇することが出來ぬ、米國人の生活程度を引下げる虞のある移民、卽ち南歐洲及東歐洲の劣等移民を制限する效果が、敎育試驗に及ばぬこと明白であるから反對者が多い。

序ながらギユリツク同志社敎授の提案を紹介したい。氏は一ヶ年間に入國し得る或る一の國民の數は、既に米國に歸化した同國民と其の米國生れの子を合算した數の五パーセントを超過してはならぬことにしたいと主張して居る。尤も五パーセントと云ふ率は假に設けたもので、氏は此の數に執着するものでないさうである。過去の如く無暗に入國を許す時は、新入國者の同化作用が行はれなくなつて、米國の政治上社會上の危險を生ずるから、此の制限を設けたのである。例へば以太利人の歸化した者及米國に生れた以太利人(民族的意味に於ける)を合算した數が百九萬七千人であるとして、其の五パーセント卽ち五萬四千八百五十

非常に大仕掛であつて、所謂酒屋へ三里豆腐屋へ五里どころの騷ぎでない、見渡す限何の風情もない茫漠たる原野の眞中で働く許りでなく、其の耕作法は純然たる大農の方法であるから、山水明美の地に生れ身體の頑丈でない日本人には、精神的にも又肉體的にも不適當と見えて、此等の州に於ける日本人の農業は殆ど皆無である。ビー・シー州に於ける農業も亦微々たるものである。鐵道、鑛山、製材業等に於ては、勞働者として活動し非常に評判が好い。漁業に於ても亦然り、漁業中日本人の勢力のあるのは鮭や鯡漁である。漁業に從事する者で漁船漁具を所有する者が少くない。彼等の所有するガソリン漁船は約九百艘もあつて、其の製造費は一艘に付き一千圓以上二千五百圓もかゝるから、此れだけの投資額でも中々大したものである。要するにビー・シー州では日本人の數はさして多くはないけれども、經濟上中々發展して居るのは甚だ喜ぶべきことである。

第二章　加奈陀の排日

第一節　在住日本人の地位

加奈陀西部が米國西部殊に加州に比較して發達が遲れて居るからでもあらうが、加奈陀在住日本人は米國在住者に比べて非常に少數である。一昨年の在住日本人の數は僅に一萬千四百人、其の大多數は太平洋沿岸のブリチッシ・コロンビア州(以下便宜上簡單にビー・シー州と稱へる)に居て、其の數は約八千六百人である。此等ビー・シー州在住日本人は何んな仕事をして居るかと云ふに、商業は從來主として日本人相手のものであつたが、ルミユー協約の結果最近日本人の減少するに連れて、漸次白人を顧客とすることを努めるやうになつたけれども、猶顧客の重なる部分は日本人である。農業も未だ甚だ振はぬ。ビー・シー州の東に在るアルバータ、サスカチエワン、マニトバの三州は小麥、大麥、燕麥の生産を以て名高い、此の地方の農業は

以書翰致啓上候陳者本官著京以來日本移民加奈陀入國ノ件ニ付外務省ニ於テセシ數次ノ會見ニヨリ日本帝國政府ハ右移民數限定方ニ關スル本官ノ希望ヲ容ルヽコト能ハサル義ト本官ハ推定致候就テハ本件交渉上此際加奈陀政府ノ希望カ何故容ラレサルヤニ關シ本官ニ於テ此上更ニ論辯ヲ試ムルコトハ全ク不必要ノコトニ被存候然レトモ右友好的會見中日本政府ハ此上英領哥倫比亞ニ於テ如何ナル動亂發生ヲモ有效ニ防止セラルヽヲ欲スル旨ノ誠實ナル希望ヲ表明セラレタルモノト被相察候而モ此目的ニ資スル爲メ相當ノ限度內ニ於テ移民ノ渡航ヲ帝國政府ノ注意ヲ以テ制限セントノ御趣旨ナルヤニ了解セラレ候ニ付本官ノ歸國復命ニ先チ閣下ニ於テ本件ニ對スル帝國政府ノ意志ニ關スル公然ノ保證ヲ與ヘラレンコトヲ致希望候貴我兩國ニ存在セル好誼ノ關係カ毀損セラレサランコトハ加奈陀政府ノ特ニ切望スル所ニシテ帝國政府ニ於テモ亦本官ノ既ニ陳述シタル英領哥倫比亞州ニ於ケル難局ノ解決

第二節　ルミユー協約

明治四十年轉航禁止に關する米國大統領の命令が發布せられてから、布哇在住日本人の加奈陀に轉航する者が非常に增加した結果、ビー・シー州にも排日論が起つた。晩香坡の勞働者は米國排日派の煽動を受けて、同年九月石井通商局長が太平洋沿岸視察の途次、晩香坡に著した當日、日本人町を襲うて暴行をした。此の事件は加奈陀政府の盡力に依り、間もなく無事落著したけれども、其の結果加奈陀政府は我が政府に對して條約を以て移民の制限を爲さんことを求め、此れが爲勞働大臣ルミユーが來朝した。我が政府は之に應じなかつたけれども、交涉の結果我が政府自ら移民渡航に制限を加ふることになつて、之に關する保障を與へた。所謂ルミユー協約は是である。

當時林外務大臣とルミユー勞働大臣との間に左の文書が交換された。

效ナル手段ヲ執ルコトニ決定致候帝國政府ハ右ノ目的ヲ遂行スルニ當リ條約ノ精神ト國家ノ威嚴トニ反セサル限リ加奈陀政府ノ希望ニ應スル爲メ加奈陀ニ存在スル地方的狀態ニ對シ前記ノ方針ニ從ヒ愼重ナル考量ヲ與フル積リニ有之候貴柬中御開陳ノ通貴官カ加奈陀政府ニ代リ提供セラレタル事項ノ全部ニ對シテハ本大臣ニ於テ御同意ヲ表シ能ハサリシ所ニ有之候得共本信開陳スル所ニ徴スレハ帝國政府ハ百方力ヲ盡シ兩國間ニ存スル懇親ニシテ相互ニ有利ナル關係ヲ增進シ以テ益々之ヲ鞏固ナラシメンコトヲ切望スルモノナルコト御承知相成義ト信シ申候且今回ハ十分互ニ所見ヲ交換シタルニ由リ右望マシキ結果ヲ得ルニ於テ大ニ益アルヘシト存候又貴政府ノ態度及希望ニ關シ御腹藏ナク鄭重ナル說明ヲ加ヘラレタルハ本大臣ノ殊ニ感荷ニ堪ヘサル所ニ有之候

右同日付ノ貴柬ニ對シ御回答旁茲ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具

方ニ付切ニ配慮セラル、所可有之ハ本官ノ深ク信スル所ニ有之候此段申進旁爰ニ閣下ニ向ヒテ敬意ヲ表シ候謹言

千九百七年十二月二十二日

東京英國大使館ニ於テ

ロドルフ、ルミユー

外務大臣林　伯爵閣下

以書束致啓上候陳者現行日加條約ハ日本國民ニ對シ加奈陀領土ノ何レノ部分ヲ問ハス入國シ旅行シ並ニ居住スヘキ十分ノ自由ヲ絕對ニ確保スルモノニ有之候左リナカラ同條約ノ規定ニ依リテ以テ確保セラレタル權利及特權ハ時々加奈陀ニ於テ發生シ得ヘキ特種ノ事態ト全ク相容レサルカ如キ場合ニ於テマテモ强テ之ガ完全ナル享受ヲ主張スルハ帝國政府ノ意志ニ無之候、如斯精神ニ基キ且英領哥倫比亞ニ於ケル近時ノ出來事ニ伴フ事情ヲ酌量シ帝國政府ハ加奈陀行移民ヲ制限スル爲メ有

此の協約は紳士的協約に頗る類するところがある。旅人、商人、學生の渡航は無論自由であるが、勞働者の渡航を我が政府が嚴重に取締り、(一)呼寄せの家族、紳士的協約と少しく違つて妻子の呼寄せを意味し、親の呼寄せは原則として許さぬ。(二)日本人の家内に働く奴婢。(三)定著農夫卽ち農業地所有の日本人が使用する農業勞働者。(四)再渡航者。此等四種の者だけが渡航を許される。此等の者に就て、更に新渡航者を一ヶ年四百五十人に制限してあるが、此の四百五十人の中には、呼寄せの妻及十八歲以下の子供は加へぬから、結局紳士的協約に比較して制限が寬である。此の協約成立後我が政府が嚴重に之を履行する結果、明治四十一年以後日本人の加奈陀入國數が非常に減少した、米國同樣減少して將來の發展は殆んど絕望の姿であ る。

少し話が橫道に入るが、支那人の加奈陀入國に就て一言したい。支那人勞働者は日本人とは取扱が違つて、加奈陀國法の下に千圓の入國稅を拂へ

千九百七年十二月二十三日

外務大臣林　董

ロドルフ、ルミュー閣下

ルミュー協約の效力を持續する爲、加奈陀が現行日英通商航海條約に加入した時、我が政府は加奈陀オッタワ在勤中村總領事をして加奈陀政府に對して左の宣言を爲さしめた。

宣　言

オッタワ在勤日本國總領事タル下名ハ本國政府ノ意見ヲ承ケ左ノ通リ宣言スルノ光榮ヲ有ス

日本帝國政府ハ勞働者ノ加奈陀移住ニ關シ千九百八年以來實行シ來リタル制限及取締ヲ從來ト等シク有效ニ維持スルノ覺悟ナリ

千九百十三年四月十一日

中村　巍

計を見るに、明治三十六年には五千二百四十五人、明治三十八年より同三十九年に至る一ヶ年間は、明治三十七年に入國稅を二百圓から千圓に引上げた爲、非常に入國者の數が減じて僅に十八人であつたが、明治四十二年より同四十三年に至る一ヶ年間には入國稅を免れる工夫が出來た爲二千百五十六人になり、明治四十四年より同四十五年に至る一ヶ年間には更に上つて六千二百四十七人となつた。以て如何に千圓の入國稅が支那人の入國を防ぐ力がないかが分るであらう。日本人は、明治四十四年の入國者數が八百十八人、明治四十五年には一千二十八人、大正二年は上半期だけで八百四十八人で支那人の入國に及ばざること遠い。加奈陀に於て日本人勞働者は非常に評判が好く、資本家の需要頗る多いけれども、常に供給不足の有樣であるから、資本家は支那人を以て日本人の缺乏を補つて居る。丁度近頃加州で日本人の代りに印度人や伊太利人が使用せられるやうなものである。支那人は每年餘り入國者が多いから、在住支那人の間に恐慌を惹起

ば自由に入國が出來る。此の千圓と云ふ金は勞働者に取つては非常に重い負擔のやうに思はれるけれども、鐵道工事に從事する支那人勞働者は、工事請負人から借受けることが出來たさうであるし、又支那人間に此等入國勞働者の入國稅貸付を目的とする會社があつて、入國稅を立替へる商賣をして居る。尤も金を立替へて貰つた勞働者は、會社に對し入國後返濟の義務があるけれども、月賦か年賦の方法で濟崩しに返濟する仕組であるから、彼等に取つて大した苦痛にならぬ。更に一層巧妙な拔け道がある。學生の名義で入國した者は、入國してから一ヶ年の後に大學、高等學校(ハイスクール)等の在學證明書を差出せば、一旦加奈陀政府に納めた入國稅を拂戾して貰へるから、金にかけては一寸の油斷もない支那人のこと故、多く學生の名義で入國し、月謝を拂つて一ヶ年間或る學校に籍を置き、學校から在學證明書を貰つて千圓の入國稅を免除せられる工夫をするから、千圓の入國稅があつても入國制限の效力がない、毎年非常に多數の入國者がある。今支那人入國の統

婚を承認せぬことにした。此れが爲在住印度人の間に激烈なる反對運動が起り、大紛擾があつた結果、法律の改正があつて印度人の勝利に歸した。加奈陀でも從來印度人を排斥し、婉曲な手段に依て其の入國を防止して居た。加奈陀移民法第三十八條(a)に依れば、加奈陀太守は必要又は便宜と認める時は、總ての移民は其の本國に於て買求め又は加奈陀に於て前拂した通し切符を所有し、本國から連續的に旅行し來つた者でなければ其の入國を禁止することを得るのである。從來印度と加奈陀との間に直航船がなかつたから、此の條文を楯にして印度人の入國を禁止し來つた。然るところ昨年の秋印度と加奈陀太平洋沿岸諸港との間に、直通航路を開始する計畫のあることが發表された。何とか制限を設けねば印度移民が潮の如く寄せ來つて、加奈陀の勞働界に大動搖大影響を生ずるであらうと云ふ懸念から、ビー・シー州で大騷ぎを始めた。是に於て加奈陀政府は移民法第三十八條(c)に依り昨年十二月の命令を以て、假りに本年三月三十一日まで、ビー

し、新來支那人排斥の必要を論ずる者がある。昨年晩香坡の支那字新聞に新來支那人排斥論を揭げ、每年此の如く多數支那人の入國があつては、支那人中に餓莩途に橫たはるの慘狀を呈する時が來るであらうと、支那人一流の筆法で騷ぎ立てたことがあつた。然しながら多きに過ぐるは未だ可なり。ルミュー協約の爲、日本人の加奈陀發展が甚だしく阻害せられ、加奈陀勞働界に於て漸次勢力を失ひつゝあるに比較したならば、支那人の地位や實に羨むべきである。我が國が一等國の空名を維持する爲、高い代價を拂つたのは遺憾千萬である。

加奈陀に於ける有色人排斥は日本人及支那人だけでない、英帝國臣民たる印度人に對しても行はれて居る。一體亞細亞人排斥は獨り米國だけでなく、英帝國內でも中々盛である。英領南亞弗利加聯合の白人は同國民たる印度人を排斥し、昨年の該殖民地移民法は印度人の抗議にも拘らず、一人前三十圓の入國稅を繼續し、多妻主義を奉ずる宗敎儀式を踏んで行つた結

ユー協約を以て同一の目的を達したが、更に加州の如く現在適法に入國居住する者に對して種々なる迫害を加へ、日本人を加奈陀から驅逐せんとしつゝあるのである。加奈陀と廣く言ふけれども、實は主として太平洋沿岸のビー・シー州のことで、以外の州では日本人の勢力極めて微々たるものであるから、迫害も未だ餘り起つて居らぬ。ビー・シー州と加州とは日本人發展の方面が違ふから、排斥の形式も亦同じくない。加州では日本人が主として農業の方面に發展して居るから、農業に大迫害が來た。ビー・シー州では日本人は鐵道、製材業等に於ては勞働者として活動し、又漁業の方面に非常に發展して居るから、迫害は自然此の方面に行はれて居る。明治三十五年四月十日の州議會の決議(?)に依れば、州政府が締結し又は附與する契約、貸下及免許は如何なる種類のものでも、之に關して支那人又は日本人を使用すべからずと云ふ條件を設けるべきことになつて居るから、此の決議に本いて日本人は鐵道工事を始め色々の事業に就働することを得ぬ。日本

シー州に各種職工の入國を禁止し、更に之を九月末日まで延期し、其の間に印度人入國禁止の方法を講じつゝあつたところへ、彼の駒形丸事件が起つたのである。　印度人の排斥は自然ビー・シー州に於て、一般亞細亞人排斥論者の氣焔を高め、宗敎家さへ之に加擔する者があつた。　亞細亞人排斥派の中に、ルミュー協約は日本人入國を制限する力が乏しいから不滿足であると云ふ論者が漸次多くなるやうであるから、日本人は何時東洋人排斥の渦中に卷き込まれるかも知れぬ。　英獨戰爭開始後、在住日本人中義勇兵を出願した者が數百人あつて、此れが爲ビー・シー州民の日本人に對する人氣は一變したさうであるけれども、此の喜ぶべき現象は決して永久的のものでない、戰爭後間もなく對日本人輿論の逆轉する時が來るであらう。

第三節　ビー・シー州の排日

米國が紳士的協約に依て日本人の入國を制限し得た如く、加奈陀はルミ

年春支那人ボーイの白人主婦慘殺事件に起因して、東洋人排斥の聲が各所に揚つた。由來日本人漁夫の爲、壓倒されて居たフレーザー河の白人漁夫は、此の機會に乘じて「白人漁夫保護會」なるものを設立し、日本人漁夫の排斥運動を開始したさうである。官有山材伐木業に於て日本人の使用を禁止することは、獨り日本人勞働者の打擊となる許りでなく、優良なる勞働者の缺乏の爲、白人資本家が甚だ苦痛とするところである。漁業に關しては何うであるかと云ふに、昨年白人漁夫使用の結果は全く不成績に終つた。白人漁夫は不漁の時には出漁せぬが、一旦大に魚が集まつて來ると俄に騷ぎ立てゝ出掛ける、日本人漁夫は魚が獲れやうが獲れまいが根氣克く出漁する。又如何に大漁でも白人漁夫は、夕刻晩餐の時刻になると網を收めて家に歸り、可愛の妻君と食事を一緒にせねば承知せぬが、日本人漁夫は魚が獲れさへすれば、十時間でも二十時局でも家に歸らず活動する。是に於て日本人漁夫は白人漁夫よりも漁獲高が多い、一般白人資本家は日本人は極め

人が一時頗る發展しつゝあつた官有地伐木業も、日本人に對して全く閉鎖されて仕舞つた。實は十年來官有山林伐出の免許即ちチンバー・ライセンスは上掲の決議に本いて、支那人又は日本人を一切使用すべからずと云ふ條件の下に下附し來つたけれども、從來日本人の使用は默許の姿であつた。何故にや昨年七月から州政府は突然此の條件を厲行し、日本人の就働を禁止し、禁止に背いて密かに日本人を使用する者は、下附した免許を取消すことになつた。鮭の漁業に關しては日本人は頗る勢力があるから、州政府は排日方法として昨年から白人漁夫を招いて漸々日本人に代らしめる爲、奬勵の方法を採用實行するすることになつた。日本人漁夫排斥の口實は、漁業を日本人に委ね、沿岸の事情を彼等に知らしめることは、國防上の危險がある、且將來加奈陀の海軍を建設する場合の爲、其の乘組員たるべき白人漁夫を養成するの必要があると稱して居るけれども、實は口實に過ぎぬことで、漁業から日本人を排斥するのは色々裏面に事情があるさうである。今

ろもある。此の日本人土地所有禁止運動は、加州に於けるが如く、近き將來に於て其の目的を達するであらうか。州政府は日本人入國を成るべく制限する必要は認めて居るが、一旦適法に入國居住した者に土地所有を禁止することは、賢明なる政策でないと考へて居るらしい、從つて其の同意を得ることは先づ當分のところあるまい。況やビー・シー州否廣く加奈陀に於ける日本人の土地所有權は、日英通商航海條約第一條第五項に依て保障されて居るから、排日派が其の目的を達することは容易のことではない。

ビー・シー州の排日運動は何處までも模倣的であつて、昨年春晩香坡市參事會に、日本人及支那人の學童を公立學校から隔離し、別に東洋人學校を設けて之に收容すべしと云ふ提案が出たが、學校條例違反であるから沙汰止みとなつたけれども、是亦安心の出來ぬ問題である。

第四節　歸化日本人

て優等の漁夫であると斷言して居る。斯る卓越なる技能を有する日本人漁夫を驅逐して、劣等なる白人漁夫を以て之に代らしめることは、加奈陀の主要生産事業である、ビー・シー州漁業の衰微を來すことになるに相違ないから、日本人排斥の實行は甚だしく不利である。然しながら加州は其の農業の發展に頗る貢獻し又貢獻しつゝある日本人を排斥した。ビー・シー州の排日派も亦州の利益を犠牲にして、同樣なる妄動をなすかも知れぬから決して油斷は出來ぬ。

更に最近起りつゝあるは日本人土地所有禁止問題である。昨年六月晩香坡附近のダンキャン商業會議所が、白人外の者に對して土地の所有又は之に關する其の他の利益の享有を禁止すべき法律の制定を、州政府に請願すべき決議を爲し、各地の商業會議所に移牒して其の贊成を求めた。晩香坡の商業會議所の如きは殆ど滿場一致で之に同意した、尤も之に反對した會議所もある、中には全然反對はせぬが時期尙早しと云ふ決議をしたとこ

トヲ問ハス日本民族ニ屬スル一切ノ人ヲ總括ス」とある。故に歸化した日本人は勿論のこと、日本人の子で加奈陀で生れた者は生來の加奈陀人であるけれども、同樣選擧權がない。市町村選擧法に依れば市長、長老議員及通常議員等の選擧權もないのである。然るところ加奈陀歸化法第二十四條に、歸化證を附與せられた外國人は、生來の英國臣民が享有し負擔する一切の政治上及其の他の權利特權を享有し義務を負擔すとある、選擧權は勿論政治上の權利の一である。ビー・シー州以外の諸州では此の規定に本いて日本人たると白人たるとを問はず、一切の歸化人に無差別に選擧權を與へ、生來の英國人と全く均等なる待遇をして居るに、ビー・シー州だけは日本人に對して此の差別的待遇をするのである。上掲ビー・シー州選擧法及市町村選擧法の規定は、加奈陀歸化法の規定と明に衝突して居る。千八百六十七年の英領北亞米利加條例を案ずるに、其の九十一條第一項に歸化及外國人に關する立法に於て、排他的の權限が加奈陀議會にあることを規定し、同

ビー・シー州で漁業に從事する日本人男子の數約一千五百人、彼等は民族上日本人であるけれども、法律上日本人でない。ビー・シー州漁業法第十三條に依り漁夫は英國臣民たることを要するから、漁業に從事する日本人は、悉く加奈陀に歸化して居るのである。此歸化した日本人は、生來の加奈陀人及加奈陀に歸化した白人と同一の權利を享有して居るであらうか。ビー・シー州以外の加奈陀では、歸化した日本人は此等の者と同一の權利を享有するが、ビー・シー州では爾うでない、彼等には一切選擧權がない。生來の加奈陀人又は他の歸化人に比較して非常に劣等の地位にあつて、排日派の迫害に對して救濟方法を講ずることが出來ぬやうな、憐れむべき狀態にあるのである。ビー・シー州選擧法第七條に「支那人、日本人、印度人及亞米利加印度人ハ選擧人名簿ニ登錄シ又ハ如何ナル選擧ニ於テモ投票スルヲ得ス」と云ふ規定があり。第二條に「日本人」と云ふ文字を解釋して、「日本人トハ英國人ヲ兩親トセサル日本帝國及其ノ所領ノ人民ヲ意味シ歸化シタルト否

日派も無暗に彼等に對して迫害を加へぬやうになるであらう。更に彼等に選擧權があるやうになれば、歸化せざる在住日本人も彼等から尠からざる擁護を受け、排日派も彼等に對して迫害を逞うすることが出來なくなるであらう。歸化日本人の選擧權問題は排日防遏の爲、是非とも有利に解決せねばならぬ大問題である。

條第二項を以て第一項に列擧する事項、卽ち歸化及外國人に關する立法等は州議會の權限外にあることを明にしてあつて、此の條例に本いて加奈陀歸化法が出來たのである。果して然らば日本人の選擧權に關するビー・シー州選擧法の規定は權限踰越のものである。之に關する本間事件に對する英國樞密院の判決は日本人に不利であるけれども、予はビー・シー州選擧法は英領北亞米利加條例、卽ち加奈陀憲法違反で無效であると信ずる。

日本人の選擧權問題は今後ビー・シー州の歸化日本人の爲、及出生の事實に由つて加奈陀人たる日本人の爲、是非再び爭はねばならぬ大問題である。此等歸化した日本人に選擧權がない以上、彼等は將來如何なる無法の法律の支配を受けるやも測られぬ。さりとて歸化人の權利に關することで日本政府の保護を受くることは出來ぬから、彼等の地位は極めて不安全である。之に反して若し彼等が歸化した白人同樣、生來の加奈陀人と均等の權利を享有し選擧權があるやうになれば、彼等の地位は幾分か安全になり、排

容れて居るところである、加州に於ける日本人の榮枯は、軈て在米日本人全體の盛衰の問題となるから、是非救濟策を講じたいものである。我が政府は昨春來加州土地法に關し、米國政府に對して三回も抗議を提出し、主張の貫徹の爲最善の力を竭したやうではあるが、一向其の效がない。目下本問題に關する日米交渉は全く行詰りの有樣で、圓滿なる解決を期待することは不可能である。外交上の直接談判の外、救濟方法は四ある。

第一は加州土地法に對し日米通商航海條約又は憲法違反を理由として提起する試訴、第二は土地所有權及借地權保障の爲條約の締結、第三は仲裁裁判、第四は歸化權の取得である。假に試訴、條約締結又は仲裁々判の成功の見込ありとして、加州土地法に對する直接救濟は出來ても、今後排日派が更に手を替へ品を換へて排日を行ふ場合の救濟策にはならぬ。現在及將來に於ける排日派のあらゆる迫害に對し、日本人を保護し其の地位を安全にするには、根本的解決をせねばならぬ、歸化權の取得は是である。歸化權

第三章　加州土地法に對する善後策

加州土地法は昨年八月十日から實施せられ、物質上精神上日本人に大なる打擊を與へた。明年の加州議會に借地權剝奪法案が提出されることは殆と疑がないが、此の排日法の成立は昨年の土地法以上の重大事件で、日本人農業の死活問題である。啻に農業の死活問題だけでない、同時に其の商業盛衰の問題である。商業の約七割は日本人相手であるから、若し農業が衰微すれば自然之に伴うて商業も衰退するであらう。日本人は過去數十年の間辛苦艱難、勞働者から段々出精して今日獨立の事業經營家になつたのであるが、若し農業に受ける打擊の爲再び起つことが出來ぬやうになつたならば、日本人は十數年前の狀態に立戻つて、再び單純なる勞働者を以て滿足せねばならぬやうになるであらう、否、次第に依ては日本に引揚げねばならぬやうな悲境に陷るかも知れぬ。更に加州は在米日本人の大部分を

であらうか。日本人は黒人と種々なる點に於て事情を異にして居る、日本人の數は極めて少い、米國の人口に比べては誠に九牛の一毛に過ぎぬ、更に日本人の文明は黒奴に超越すること遙かである、日米文明の間に相違があるにしても、其の間に一致調和の點を見出し融和し得る時があらう。エリオット博士の云ふが如く、相互に誠實があり思慮ある場合に共同一致と云ふことは行はれる、殘忍暴戻を見るのは一方に缺くるところがあるからである。米國に黒人問題があつて白人と黒人とが烈しく反目軋轢するのは、主として白人の黒人に對する民族的偏見に本くもので罪は白人にある。米國人が歸化した日本人を遇するに正義公道を以てするなれば、日本人は彼に同化して、大問題を惹起す危險のないことは疑がない。若し不幸にして多少たりとも日本人の爲米國に民族問題の生ずることがあるならば、罪は全く米國人に在ると考へる。以下論ずる排日解決策は主として米國に關するものであるけれども、必ずしも加奈陀に無關係のものでない。又歸

の取得は或は試訴の提起、或は米國歸化法改正に依るのである。歸化權を取得したならば、日本人は市民たるを得る外國人となつて加州土地法の適用を免れ、其の他市民たるを得る外國人と市民たるを得ざる外國人の區別の下に爲すところの、一切の差別的待遇を免れることになる。若し排日派が更に一歩を進めて露骨に日本人を排斥し、市民たるを得る外國人たる地位も猶不安全になれば、思ひ切つて歸化して米國市民となつて仕舞へば宜しい。一旦市民となれば米國憲法上十分なる保護を受け其の地位は安全になる、少くも法律上全く安全になる、排日問題は其の後日米間の外交問題から除き去られて、日米國交阻隔の一大原因は是に於て全く消滅することになる。然らば在住日本人全部が歸化して米國市民となつたら、排日問題は全く消滅するかと云ふに必ずしも爾うでない、國際問題としては消滅しても、米國の國內問題としては或は永久に存在するであらう。排日派は日本人問題は將來第二の黑奴問題を惹起す危險があると云ふが、果して爾う

償でも無償でも土地を取得することが出來る。加州土地法の爲日本國民は農業上今後加州に於て新に地主となる機會を失つたけれども、日本人の將來は十分にあるのである。大正二年度加州在住米國々籍を有する日本人兒童は、男女合して約七千人、同年の出生兒童が千八百九十二人で、今後日本人間に既婚者の增加と共に每年の出生兒童の數が增加することは、日本人發展の爲甚だ慶賀すべきことである。米國生れの子のある者は加州土地法があつても、更に一層烈しい排日的法律が成立しても悲觀するに及ばぬ。過去數十年間に築き上げた日本人の基礎を崩さぬやう奮鬪努力して貰ひたい。

次に加州土地法の下でも日本人が農業上發展する方法がある、其れは米國市民又は市民たるを得る外國人と共に、組合又は會社を組織することである。加州土地法上組合が土地を取得し得るには、市民たるを得ざる外國人が組合員の半數以下を占めて居るものならば差支ない、唯組合員の數に

化權取得に關し司法上の手段に依る場合は、便宜上本章第二節で論ずることにする。

第一節　加州土地法の拔け道

加州土地法第二條に依て、市民たるを得ざる日本人は無償でも有償でも新に土地を取得することが出來ぬけれども、米國生れの日本人は此の禁制外に立つて居るのである。抑も米國は人の國籍を定める爲出生地主義を採つて居る、親は日本人でも、米國で生れた其の子は米國人である。皮膚が黄色であらうが鼻が低からうが、立派な米國市民であつて白人の市民同樣完全に公、私權を享有するから、加州土地法も此等米國生れの日本人に對して土地所有を禁ずることが出來ぬ。將來加州又は他の州で、民族の相違に依て市民の間に差別的待遇をする法律を制定すれば、是は明かに米國憲法補則第十四條違反で無效のものである。米國生れの子の名義であれば、有

昨年加州土地法實施後間もなく、加州フレスノ近在々住の松尾某が死亡して、其の遺産たる土地に關して加州土地法適用の問題が起つた。加州土地法が法律上有效なるものと假定して、松尾某の遺産たる土地は何うなるかは頗る重大問題であつて、當時世人の頗る注目するところであつた。今後同種の問題が屢次起るであらうから、玆に卑見を開陳したい。

先づ松尾某の所有地は彼の特有財産であつたか、又は彼と妻との共有財産であつたか、特有財産たると共有財産たるとに因つて處分が違ふから、此のことを第一に知る必要がある。遺産たる土地が彼が結婚以前から所有した財産であるか、又は結婚後に無償の方法、例へば相續の名義で取得したものであるならば彼の特有財産である、(加州民法第百六十三條)、之に反して彼が結婚以後に有償で取得したものならば、彼と妻との共有財産である(同法第百六十四條)。尤も第百六十四條の夫婦共有財産に關する規定は、公益規定でないから、彼と妻とが財産に關して生前に別段の契約を爲し、夫婦別

制限があるだけで出資額に關しては何等の制限も設けてない。會社が土地を取得し得るには、市民たるを得ざる外國人が株主の半數以下を占め、又は發行株數の半額以下を所有するならば差支ない。米國生れの子のない日本人は、今後米國市民たる米國生れの日本人と共に組合を作るか、又は會社を組織すれば、加州土地法の下でも土地を取得することが出來る。更に又米國市民又は市民たるを得る外國人と共に組合を作るか、又は會社を組織すれば、幾分か地主たる意味に於て農業上發展する餘地がある。然るところ日本人農業者の多くは、從來白人と社會的にも經濟的にも沒交渉の生活を爲し、白人と全く別天地を造つて居たから白人と共同で事業をすることは當分實行が望み難いであらう。若し幸に組合又は會社を組織することが出來るならば、經濟上の利益がある許りでなく、日米人の親善を増進し相互の了解を助長するの手段となつて、排日問題を解決するに少からざる效果があるに相違ない。

定に違反して土地を取得したことになつて、其の土地を沒收せられる(加州土地法第五條)。此の場合は寡婦が亡夫の遺產を相續したのではなく、分割の結果として土地を取得するのであるから、加州土地法第四條の適用はないのである。以上は松尾某の遺產が農業地たる場合を想像したものである。若し建物のある土地例へば宅地であるならば、日米通商航海條約及加州土地法の解釋上寡婦は之を取得することが出來ると考へる(第三章第二節第二款參照)。

今後日本人男子が死亡する每に、其の所有不動產が或は公賣に附せられ或は沒收せられることを避けるには、豫め夫婦間に財產に關して契約を結び、法定の共有財產制に反對して別產主義の約束を爲し、結婚後有償で取得する總ての不動產を夫の特有財產とし、爾うして豫じめ遺言を作つて、一切の財產を米國の市民權ある其の子に相續せしめることにして置く必要がある。更に法律の規定に依り夫の特有財產たるものに關しても、亦同樣に

産主義を設け問題の土地を彼の特有財産として居た場合を想像し得られるけれども、斯樣なことはして居らなかつたであらう(同法百五十九條)。土地が、彼の特有財産であつて、其遺言で死亡したと假定すれば、此の場合には寡婦と一人の遺子との間に其の土地を均分することになる。(同法第千三百八十六條)(子が數人ある時は法律の規定に依り分配の方法を異にする)。此の遺子は米國で生れ市民權のある者であるから、土地を相續することが出來るけれども、寡婦は市民たるを得ざる外國人であるから土地を相續することが出來ぬ(加州土地法第二條)、其の受くべき部分は公賣に附せられ、賣却代金を得るに過ぎぬ(加州土地法第四條)。土地が彼と妻の共有財産であつた場合には何うであらう。彼の死亡に因り共有物の分割が行はれ、無遺言なら半分は遺子が受け、他の半分は寡婦のものとなる、(加州民法第千四百二條)。寡婦が分割に依て得た部分に就ては、寡婦は分割の時から專屬的の權利の取得するのであるから、市民たるを得ざる外國人が加州土地法の規

益の擁護に努めた。加州在住日本人は何うである、強い母國政府を後に控へて居ることは彼等に取つて仕合せで、排斥迫害は未だ支那人に對するほど酷くないが、物は一利一害で、兎角政府に對する依賴心が強く、試訴に對する彼等の態度は自然支那人と違つて居るやうである。彼等は今日までのところでは土地法問題の解決を餘り當てにならぬ政府に依賴し、試訴を以て加州土地法と戰ふ決心がないらしい。然し今後試訴を起すものとすれば如何なることを理由と爲し得るであらうか、之に關して多少卑見を述べたい。

第一款 日本人は米國の市民たるを得ざる外國人なるか

加州土地法に關し加州議會は、日本人は米國の市民たるを得ざる外國人であることを前提として立法した。我が政府も同じ前提の下に、加州土地

一切米國の市民權ある其の子に相續せしめるやうにして置かねばならぬ。斯くすれば死後不動產が市民たるを得ざる外國人たる寡婦の手に渡ることなく、加州土地法の適用を受けて日本人の手から奪ひ去られることを防止し得るのである。日本人は兎角遺言を作ることを好まぬやうであるけれども、米國に於ける日本人の將來の爲必要のことであるから、之を準備することを切に希望するのである。

第二節　試訴

約半世紀前まで、誠に柔順な便利な勞働者であるとて米國で歡迎せられた支那人は、其の後俄に激烈なる排斥を蒙り、あらゆる迫害を加へられるやうになつたが、彼等の後には排斥に對して彼等を擁護する力のある政府がない。是に於て元來自治の精神に富んで居る彼等は本國政府を賴らず、支那人排斥の法律が出來る度每に、米國の法廷に訴訟を提起し、彼等の權利利

らう。其の歸化問題が屢次問題となつて、或る裁判所では其の歸化を許したことがあるけれども、千八百七十八年米國の巡回裁判所は、支那人はモンゴリア人である、自由なる白人でも黑人でもないと云ふ理由で歸化を許さなかつた。次で千八百八十二年支那人歸化禁止の法律成立し「今後州及米國裁判所ハ支那人ニ市民權ヲ許與スルヲ得ス本法ト牴觸スル一切ノ法律ハ廢止セラレタルモノトス」と云ふ規定が設けられたから、支那人歸化權の有無に關する疑義は一掃された。日本人に關しては支那人の如く其の歸化禁止の明文はないが、日本人もモンゴリア人である、歸化法に所謂白人でも黑人でもないと云ふ理由で、歸化權なしとの判決を受けたことがある(齋藤事件及山下事件)。然しながら日本人の歸化に關する判決は下級裁判所のものであつて、米國大審院即ち終審の判決はまだないから、日本人の歸化權有無に就ては爭ふ餘地があると考へる。此れが爲歸化法に使用されて居る白人及黑人の意味を研究して見る必要がある。

法は當然日本人に適用あるものとして抗議したが、其の第一回の適用あるを待つて、日本人は市民たるを得ざる外國人でないと云ふ理由で爭ふことが策の得たものであつたらう。予も亦便宜上同じ前提の下に立論し來つたが、日本人は果して市民たるを得ざる外國人であらうか。日本人の歸化權の有無を研究する必要がある。

千七百九十年の米國最初の歸化法は、唯自由なる白人の市民たることを許した。南北戰爭の結果として奴隷解放があり、憲法補則第十三條及第十四條が成立して、之に伴うて歸化法は千八百七十年に改正せれ、亞弗利加人及亞弗利加人の所生にも歸化法を擴張適用する規定を設けることになつた。其の後五年即ち千八百七十五年に又復改正された現行歸化法は是である。現行法即ち改正法律第二千百六十九條に「歸化權に關スル規定ハ之ヲ自由ナル白人タル外國人及亞弗利加人竝ニ亞弗利加人ノ所生タル外國人ニ適用ス」とあつて、白人と黑人だけに歸化權がある。支那人は何うであ

(一)歸化法の白人と云ふ文字は全く通俗の用語であつて、正確な學問上の術語でない。抑も世界の人種は幾千年來混合した結果、今日純粹無垢の人種のないことは學者の一般に認めて居るところである。純粹な白人即ち高加索人もなく、純粹な黑人即ちエシオピヤンもなく、又純粹な黃人即ちモンゴリア人もない。然らば如何にして白人の正確なる範圍を定めることが出來るであらう。白人と云ふ文字は其の意味極めて曖昧であるから、或は歸化法の權威的解釋をなす必要があるとか、或は米國議會が此の點に關して明確なる立法をなすの必要があるとか論ずる裁判官がある位である。

(二)是に於て歸化法に白人と云ふ文字を使用して居るけれども、是は人種別を爲すものでない、白人と云ふ文字は特に明に除外せぬ總ての人を包括する者である。支那人や日本人は除外されて居るけれども、アルメニヤ人は除外されて居らぬから、歸化法の適用を受けると云ふ理由で、アルメニア人に歸化を許した判決例がある(千九百九年マサチウセッツ州巡回裁判所

一體白人と云ふのは皮膚の色で決定するのであるか、或は又一種の人種を意味するのであるか、意味甚だ不明瞭である。人の皮膚の色は文字通りに白色のものがなく、且つ色に依て區別することは殆んど不可能であるから、普通一般に白人と云ふ時は一種の人種を意味し、高加索人を指すものである。然るに日本人は高加索人でない、尤も日本人はアイヌの血統を受けて居るから、高加索人であると云ふ者があるけれども、是は或る日本最屓の米人一個の見解に過ぎぬ。加之白人と有色人との混血兒は歸化法に所謂白人にあらずと云ふ判決例があるから、高加索人の血を混へた日本人も所謂白人ではない。日本人はモンゴリア人であつて、白人でも黑人でもないから、歸化法の適用なく歸化權がないと云ふことになつて居るのである。果して然らば日本人に歸化權がないことに就て何等疑ふ餘地がないかと云ふに、必ずしも爾うでない。歸化法の適用に就ては從來頗る疑はしい點がある。

の法律で支那人の歸化禁止の明文を設けた爲、支那人は初めて除外されるやうになつたものであると論じて居る。歸化禁止の明文のない日本人には歸化權ありと云はねばならぬことになる。

(三)千八百九十七年にテキサス州地方裁判所に於て、墨西哥土人に歸化を許したロドリゲス事件と云ふのがある。該裁判所は歸化申請者は歸化法の所謂白人でも黑人でもないことを明に認めながら、牽强附會の理由を附して墨西哥人に歸化を許した。世人一般に白人にあらずとする者の歸化を許したのであるから、此の判決に依て歸化法の制限は全く蹂躪されて仕舞つた。墨西哥人に歸化を認めるならば、何故一視同仁日本人にも歸化を許さぬのであるか。墨西哥人許りでない、同じく白人でも黑人でもない土耳其人にも歸化を許しながら日本人に之を許さぬは不公平である。

(四)此等白人でも黑人でもない者に歸化を許しながら、日本人には之を許さぬ。過去に於ては一二許したことがあるけれども最近全く許さぬは、元

に於ける、四人のアルメニャ人歸化事件に關する、ローウエル判事の意見)。ローウエル判事が云ふ如く、支那人の歸化に關しては上掲千八百八十二年の法律があつて、此の法律は明らかに支那人の歸化を禁止し歸化法の適用から除外して居るから、支那人に歸化權のないことは、今日確定的のことであるけれども、日本人に關しては歸化禁止の明文がない。判事は米國人の多數が、日本人は他國の移民と大層違つて居ると考へることゝを除外の理由とするけれども、其れは理由とはならぬ。日本人は支那人の如く特に明かに除外されて居らぬから、論理上日本人の歸化を認めねばならぬ。次に擧げる墨西哥人歸化事件の判決も同性質のものである。係判事は、千七百九十年の歸化法に使用する自由なる白人と云ふ文字は、立法當時米國に居住した黑人と亞米利加印度人に對して、歸化を拒む爲特に使用されたものであらう、若し白人と云ふ文字の內から、支那人も除外するものとすれば、特に支那人の歸化に關して禁止的規定を設ける理由がない、千八百八十二年

州リバーサイド住民金子眞成氏に對し、昨年加州の米國地方裁判所檢事が氏の歸化取消の訴を提起した。然るところ米國政府の要求に因り、檢事が公訴を取下げて事件落著し、問題の解決は他日を俟たねばならぬことになつた。今左に明治二十九年三月二十七日、加州サン、バーナーヂノ裁判所が金子氏に對して歸化を許した命令を掲げる。

本裁判所ハ米國市民ニシテ本事件ノ證人タル、チス及ジアドソン兩君ノ宣誓ニ基キ日本人ユリシー・エス金子カ米國ノ管轄内ニ少ナクモ五年間加州内ニ少ナクモ一年間居住シ其ノ間資性善良ナル人物トシテ行動シ米國ノ憲法ヲ重ンシ米國ノ秩序及幸福ニ好意ヲ有シ且申請者ガ二年前ニ適法ノ形式ヲ蹈ミテ米國市民タルノ意志ヲ表明シタルコトヲ明ニシ而シテ今ヤ本裁判所ニ於テ申請者カ米國ノ憲法ヲ擁護シ全然總テノ外國君主、主權ニ對シ特ニ日本皇帝ニ對シ服從及忠誠ヲ拋棄スヘク宣誓シタルヲ以テ右ユリシー・エス金子カ米國市民タルコトヲ許可シ斯ク宣告

來歸化法は黃人卽ちモンゴリア人の歸化を禁止するが趣意であるからであると解する者がある。日本人がモンゴリア人であることは普通一般の解釋で、明治三十九年桑港に學童問題が起つた時、桑港學務局は此の見解に本いて日本人學童を隔離した。然るに米國政府は日本人はモンゴリア人でなく、全く別種の人種であることを理由として爭つた結果、日本人學童は再び白人學童と共に、桑港公立學校に通學することが出來るやうになつた。米國政府の見解此の如し、米國裁判所の見解は何うであらう。米國歸化法の適用が前述のやうに亂脈であつて、白人と云ふ文字の解釋が一定して居らず、世人一般に日本人同樣白人でないと考へる墨西哥人にさへ歸化を許して居る今日、日本人の歸化權の有無に就き試訴を起して、米國大審院の判決を受けることは無益の業でない。唯米國輿論の我に甚だしく不利なる今日、有利の判決を得る見込のないことを遺憾とするのである。

明治二十九年米國に歸化し、其の後約二十年間市民權を行使して居た、加

第二款　加州土地法の規定は日米通商航海條約及米國憲法違反なり

加州土地法全部が米國憲法補則第十四條違反であることは、予が昨年加州土地法問題の喧しい時に主張したところで、米國の法律家中にも同意見を懐くものがあるさうであるが、不幸にして贊成者が少數である。更に加州土地法は加州憲法第一條違反であると主張する米人がある。加州憲法第一條に「總テノ人ハ自然ニ自由ニシテ獨立ナリ而シテ奪フヘカラサル權利ヲ有ス生命及自由ヲ享有シ防禦」スル權利、財產ヲ取得、保有、保護スルノ權利………即チ是ナリ」とある、總ての人とある以上外國人たる日本人の不動產所有權も、此の規定に依りて保障せらるるやうに見えるが、前後の關係上殊に第一條第十七項に照して考へれば、之を否定せねばならぬ。即ち「總テノ人」の人は外國人を除外し市民だけを指すものと解すべきであつて、加州

スルモノナリ。

右の歸化命令を見るに、改正法律第二千百六十九條に規定する歸化の條件（人種的條件）に就ては一言するところがない。從て金子氏の歸化取消に關する加州の米國地方裁判所檢事の申立は、

……カリフォルニア上等裁判所ハ米國ノ歸化人トシテ被告金子ニ米國市民ノ總テノ權利特權及免除ヲ許與スヘキ命令ヲ發シ同裁判所書記ハ歸化證ヲ發シ交附シタリ、

右命令及歸化證ハ不適法ニ得ラレタルモノトス、何トナレハ右ユリシー・エス金子ハ自由ナル白人ニアラス、又亞非利加生レニモアラス、亞非利加人ノ所生ニモアラス日本人ノ所生ニシテ日本國民ナリ從テ如何ナル法律ニ依ルモ米國市民タル能ハサル者ナリ……

と云ふ理由で、金子氏の歸化命令及歸化證を取消すべき判決又は命令あらんことを求めたのである。

を建てた人は、其の土地に對して地上權があるだけで、建物に對する所有權は有たぬ。是は我が民法の土地の定著物に關する規定と全く趣を異にして居るところである。從て日米通商航海條約第一條が、日本人が米國に於て家屋、製造所、倉庫及店舖を所有又は賃借し……と規定して、此等建物の所有權を保障するのは、畢竟此等建物と共に、其の存在する土地を所有し得ることを認めるものと解すべきである。尤も日米通商航海條約は一方には不動產たる建物の所有を認めて居るけれども、同時に同條約は同條を以て住民及商業の目的の爲土地を賃借し得ることを規定して、其の所有に關して何等規定が設けてない、畢竟建物を其の存在する土地から引離して、建物だけの所有權を認めたものと解すべきであると云ふ論がある。一見道理があるやうであるが、米國法の不動產の觀念に照して見れば意味のないことで、土地の所有を禁じて其の上にある建物だけの所有を許すと云ふことは、建物の所有も許さぬと云ふことに歸著し、條約本來の趣旨に反するも

憲法第一條違反說は其の根據がないと云はねばならぬ。其の他加州土地法が日米通商航海條約又は米國憲法に違反する點はあるまいか、少しく之を論じて見よう。尤も加州土地法と日米通商航海條約の關係に就ては、本年六月發表になつた加州土地法に對する我が政府の抗議中に詳論してあるから、茲には單に一二の點に就て卑見を述べるに止めたい(加州問題に關する日米交涉顚末參照)。

(甲)世間一般に加州土地法は日本人に對し、一切土地の所有を禁止するものと考へて居るやうであり、予も亦本論文を通じて便宜上廣く土地といふ文字を使用して居るけれども、一切の土地に關して此の禁を設けることは、日米通商航海條約上果して差支ないであらうか。米國法では土地の上にある建物は、定著に因り獨立性を失ひ、土地の一部をなすものである。土地と其の上にある建物は二物でなく一物である、土地の所有權を離れて建物に對する別個の所有權を考へることは出來ぬ。他人の土地を借りて建物

他ノ一方ノ版圖內ニ於テ其ノ身體及財產ニ對シテ常ニ保護及保障を享受スヘク而シテ內國臣民又ハ人民ト同一ノ條件ニ服スルニ於テハ本件ニ關シ內國臣民又ハ人民ニ許與シ若ハ許與スルコトアルヘキ所ト同一ノ權利及特權ヲ享有スヘシ」とある。抑も文明國の法律ハ相續の名義に依る財產の移轉を許すことを例として居るが、法律が此の制度を認めることに依て財產の保護、保障初めて完全である。此の點に於て米國の法律も他の文明國の法律と軌を一にして居る。前揭第一條第三項に依り日本人が米國に於て所有する財產は、米國人の財產と同一の法律の下に同一の保護及保障を享受する以上、日本人は米國人同樣、其の財產を相續(無遺言又は遺言)の名義に依て、其の子孫或は又其の欲するところの者に移轉する自由があると解釋せねばならぬ。然るところ加州土地法第一條は市民たるを得る外國人に對しては「不動產又ハ不動產上ノ利益ヲ取得……相續スルコトヲ得」と規定しながら、第二條に於て市民たるを得ざる外國人に對しては「不動產

のである。加州土地法第二條は米國と我が國との間に存在する現行條約の規定の範圍内では土地の所有を認めて居るから、農業地は別とし、建物のある土地ならば、建物と共に之を所有することを許すものであると解釋せねばならぬ。若し之を禁ずるものであれば、疑もなく日米通商航海條約違反である。加州知事ジョンソンが昨年五月十四日國務卿ブライアンに發した回答中に「吾人は現行條約を我が法律(加州土地法)の一部となし外國が國際條約に依て米國政府に對し維持すべく主張したる總ての權利を維持することとなせり……如上の目的の爲加州に於て不動産を所有する日本人の權利は絕對的なることを吾人は確認す、吾人は唯農業地に關してのみ立法すべく求めたり……」とあり、我が政府の抗議に對する米國政府の第一回々答の冒頭に「……陳者外國人の農業用土地所有問題に關し云々」(加州問題に關する日米交渉參照)とあるに徵しても明かであらう。

(乙)日米通商航海條約第一條第三項に「兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ

權利を相續に依て取得する能力を剝奪するものであるから(日米通商航海條約第一條第一項の建物を所有しの所有と云ふ文字は、廣く一切の適法なる手段に依て建物を取得し、處分し、相續せしめ得ることを意味するものと言釋せねばならぬ)此の點から觀ても加州土地法の規定は日米通商航海條約違反である。

(丙)加州土地法第三條は、加州又は米國の他の州又は外國の法律に依り組織された法人であつて、市民たるを得ざる外國人が其の社員の半數以上を占め、又は發行株式の過半數を所有する場合と否とを區別して、不動產所有の許否を定めるのは明かに不都合である。此等法人は內部の事情如何に拘らず、均等の權利を享有せねばならぬ。法人の人格は之を組織するところの人を離れて存在するものである。然るに單に之を組織する人が、市民たるを得る外國人であるとか、ないとか云ふことで、法人の間に差別的待遇をすることは、米國憲法補則第十四條(州ハ其ノ管轄內ニ在ル總テノ人ニ對

又ハ不動産上ノ利益ヲ取得……スルコトヲ得」と規定し、特に相續の文字を拔き取つてあるから、日本人に對しては其の不動産上の權利を、相續の名義に依て市民たるを得ざる外國人たる其の子孫等に移轉することを禁ずるのであらう。米國人と同一の條件に服しても同一の保護及保障を享受することと許さぬものであるから、明に日米通商航海條約違反である。此のことたる日米通商航海條約第一條第一項の保障の下で、日本人が將來取得する不動産上の權利に關する許りでない。加州民法第六百七十一條は外國人が加州内の不動産及動産を所有し得ることを認めて居て、日本人も昨年八月十日加州土地法實施の日まで、此の規定に依て不動産上の權利を取得し、其の完全なる既得權となつて居るものがある。加州土地法は此等正當に取得した財産に對しても、米國人の享受するところと同一の保護及保障を與へぬから、其の條約違反たる一點の疑がない。更に加州土地法第二條は日米通商航海條約第一條が日本人に對して保障する、不動産(建物)上の

のが第十四條違反であると云ふ理由も此にあるのである。加州土地法第三條無效論は日本人に取つて有利のものである、果して無效のものであるならば、日本人が加州土地法から受ける打擊を輕減することが出來る。日本人は個人としては加州土地法の下に於て土地を取得することが出來ぬけれども、土地會社を設立すれば之を取得し得るから、農業上日本人の將來は必ずしも悲觀するに及ばぬことになるであらう。

第三節　土地所有權及借地權(農業地)保障條約の締結

加州は昨年我が政府の抗議及米國國務卿の警告を無視して、强て土地法を制定したのであるから、近き將來に於て加州が自ら之を廢止又は變更することを望むことは出來ぬ。更に來年春の議會に於て借地權剝奪法案の提出を防止することも困難であるから、救濟方法として、日米間に條約を締結して(日米通商航海條約の改正又は追加條約の締結)、土地所有權及借地權

シテ均等ナル法律ノ保護ヲ拒ムコトヲ得ス)違反である。尤も此の議論に對しては反對意見がある。米國憲法補則第十四條の規定は、自然人及法人は同樣なる事情の下にある他の自然人及法人と、均等なる權利を享有することを拒絕せられぬと云ふ意味に過ぎぬ。立法上或る自然人及法人を他の自然人及法人と區別することは必ずしも常に憲法補則第十四條違反となる譯ではない。理由の無い區別をすることは不法であるけれども、區別の理由が經濟上、社會上或は政治上合理的である場合には、差別的立法をしても少しも差支がない。故に議論の要點は加州土地法第三條の設ける區別は合理的であるか何うかと云ふことに歸著するのである。加州土地法を辯護する者は定めし、法人を其の組織するところの者が市民たるを得る外國人であるか、ないかを理由として、區別をすることは、合理的である、憲法補則第十四條の禁ずるところでないと主張するであらう。然し此の區別は合理的でない(第一章第一節第第三欵第二項參照)余が加州土地法其のも

得ることであらうか。本來加州土地法が成立したのは一面は日本人排斥の爲であるけれども、一面は米國内の政爭問題の反射である。加州に於て政治上勢力ある進歩黨が、米國現政府を掌握して居る民主黨を苦しめる爲にしたことであつて、彼等は州内の土地に關して立法するのは州權の自由であると主張して、卽ち州權尊重主義を楯として、豫て州權尊重を政綱とする民主黨の政府に對抗したのである。加州土地法第二條を見るに、市民たるを得ざる總ての外國人は、米國政府と其の本國政府との間に存在する現行條約の範圍内に於て、本州内の不動產を取得…………し得と規定してあるから、現に存在する條約が不動產に關して約定するところは尊重するけれども、將來締結することあるべき條約に依て、此の規定が變更せられることを豫期して居らぬ。若し今後土地に關する條約を締結して、加州土地法の目的を沒却するやうなことがあれば、加州は州權尊重を理由として極力反對するに相違ない。此の點から觀れば加州土地法第二條は、不動產に關す

の保障を得やうと云ふ論がある。第一に考ふべきことは、米國政府に所謂州の留保權に屬する不動產に關する事項に就て、條約締結の權限ありや否やの問題である。米國政府の條約權と州權の關係に就ては、今日尙學者の間に議論のあるところである。憲法補則第十條に「憲法ニ依リ米國ニ委任セラレサル權利又ハ州ニ禁止セラレサル權利ハ州又ハ人民ニ留保セラル」とあるが、此の所謂留保權に屬する事項に關しては、米國政府に條約締結權がない。不動產に關することは州の所謂留保權に屬することであるから、米國政府の權限內のことでない、從つて米國政府が之に關して締結した條約は、米國憲法第六條第二項に依り米國の權威の下に爲された條約でないから效力を有するものでないと云ふ論があるけれども、此の學說を打破る判決例がある許りでなく、現行日米通商航海條約第一條及加州土地法第二條の規定は、所謂留保權に關して條約權のあることを證明して居る。然らば米國政府に條約締結權ありとして、土地に關する條約の締結果して望み

前に此種の條約を締結する勇氣はあるまい。假に米國政府には日本親善の爲、我が交渉に應じて條約を締結する意思があつても、元老院の協賛を得る見込がない(米國憲法第二條第二項の二)。加州問題に關する日米交渉顛末に依れば、現行日米通商航海條約締結の時、日米兩國政府共に外國人の土地所有問題に關しては條約上の規定を避け、專ら國內法に依て之を處理することを欲したる結果、土地の所有に關して何等言及するところがないのであるさうである。故に法律上の問題としては兎も角、政治上の問題としては此の種條約締結の望はない。山本內閣が昨年八月加州土地法問題解決の爲開始した、條約締結に關する交渉が失敗に歸したことは當然である。

前年我が國に來遊した米國ゼ、インデペンデント雜誌主筆エッチ、ホルトは、本年一月日本人問題の最終解決と題する小冊子を以て、加州土地問題の善後策を公にした。氏は日米間に條約を締結し、日本政府は米國政府の欲せざる日本人に渡米旅券を發給せざる代り、米國政府は日本政府の

る米國政府の條約締結權を否認するものである。米國現政府は斯かる加州の決心の前に條約が最上法たることを主張して、加州土地法の規定を打壞すやうなことを實行し得るであらうか。

條約を以て土地所有權及借地權を保障することは、獨り加州對米國政府の問題となる許りでなく、同時に米國政府と他の州との問題にもなる。一體米國諸州の外國人土地所有に關する法制は、其の軌を一にして居らぬ。或は外國人に對して州人民と平等に又は相互主義の下に土地所有を許し、或は外國人には原則として土地所有を禁止し、歸化の意思表示を爲したる者又は州内に住所を有する者、或は二者を兼ねる者に限つて例外として土地所有を許すことになつて居る。若し我が國と條約を締結して、一般外國人に土地所有を許す場合には、同一條件の下に日本人に之を許すことを約束するならば、將來に對し州の土地に關する立法權の自由の活動を蹂躙するものであるから、各州は反對するに相違ない。米國政府は各州の反對の

に方つて、屢次我が法律が外國人の土地所有を禁止することを口實とするやうであるが、是は全く加州知事始め排日派の連中が我が法律を解せぬからである。 加州土地法と我が外國人土地所有禁止法とは根本的の相違がある。 加州土地法の差別的であるに反し、明治六年第十八號布告第十一條には「地所ハ勿論地劵タリトモ外國人ヘ賣買質入レ書入等致シ金子受取又ハ借受候義一切不相成候事」とある。 廣く外國人とあつて甲外國人には土地所有を許し、乙外國人には之を禁ずるのではない、一般的無差別的である。
此の法律は實は今日廢止になつて、新しい法律が之に代つて居る。

明治四十三年四月法律第五十一號

第一條日本ニ住所若ハ居所ヲ有スル外國人又ハ日本ニ於テ登記ヲ受ケタル外國法人ハ其ノ本國ニ於テ帝國ノ臣民又ハ法人カ土地ノ所有權ヲ享有スル場合ニ限リ土地ノ所有權ヲ享有ス但シ外國法人カ土地ノ所有權ヲ取得セムトスルトキハ內務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。

旅券を得て渡米する日本人に、他の外國人同樣土地所有を許すことにすべしと論じて居る。此の論は前述の加州土地法第二條の現行條約云々の規定に牴觸するものであるから、加州の贊同を得る見込がない。且又氏の意見では紛紜を避ける爲加州土地法は其の儘有效のものとし、唯今後新に入國する日本人に土地所有權を與へよと主張するに過ぎぬ。然るところ紳士的協約を改めざる限、日本人男子の新入國は殆ど皆無であるから、氏の說は日本人に土地所有を禁ずる現在の狀態に何等改善を加ふるものでない。氏の日本人問題の最終解決は結局日本人を加州から全く驅逐するにあるのである、米國人の日本贔屓の當てにならぬことを以て知るべしである。

米國に於ける日本人の土地所有に關聯して一言したいは、明治四十三年四月の法律第五十一號、卽ち我が國に於ける外國人の土地所有權に關する法律である。加州知事ジョンソンを始め排日派が加州土地法を辯護する

許し、或る州例へば加州の如きは之を許して居らぬ。そこで米國の一部が日本人に對して土地の所有を許さぬことを理由として米國人全部に對して許さぬことにしたものであらうか、或は全部に對して許すべきであらうか、或は又日本人に所有を許す州の人民だけに相互主義の下に許すことにしたものであらうか。我が政府は日米通商航海條約締結の時米國政府に對し、米國の諸州が其の法律に依り日本人に土地所有權を附與するに對し、我が政府も米國の總ての州より來る米國人に對し、土地の所有權を附與する、但將來に亙り各別個の州に關し、相互的條件を支持するの權利を留保する旨を宣明して居る（加州問題に關する日米交涉顛末參照）。然しながら米國では或る州の人民が他の州の人民になることは、誠に無造作のことである、相互主義の下に米國の或る州民には土地所有を許し、他の州民には之を許さぬことにしても、此の禁制を潜ることは容易であるから、便宜の問題として土地所有を我に許して居る州の人民たると、禁じて居る州の人民たる

前項ノ規定ハ勅令ヲ以テ指定シタル國ニ屬スル外國人及外國法人ニノミ之ヲ適用ス。

一體外國人に土地所有を禁ずることは、外國人に對する一種の恐怖心に出づるもので、二十世紀的でない。明治四十三年法律第五十一號は文明國最近立法の趨勢に鑑み、相互主義の下に外國人及外國法人に對して土地所有を許すものであるから、我が新法律は加州土地法に比して數十等進步して居ることを誇るに足るのである。新法律は誠に立派であるが未だ其の實施に必要なる勅令の發布がなく、外國人の土地所有が未だ有名無實であるのは頗る遺憾である。其の實施を延期することは對米政策上甚だ面白くない、一日も早く實施することを希望するが、米國に對しては如何にすべきものであらう。新法律の第一條に「……外國人又ハ……外國法人ハ其ノ本國ニ於テ帝國ノ臣民又ハ法人カ土地ノ所有權ヲ享有スル場合ニ限リ土地ノ所有權ヲ享有ス」とある。米國では或る州は日本人に土地所有を

日は直に加奈陀に影響を及ぼしたが、墨西哥其の他南米諸國には影響がないであらうか。此等諸國は曾て殖民をした羅甸人(西班牙若は葡萄牙人)と土人とが混住し、政治上に勢力のあるのは羅甸人であるが(南米諸國殊にブラジルの如き獨逸人の勢力が漸次增加するやうである)、此等羅甸人とアングロサクソン人とが他の民族に對する態度は頗る違つて居る。アングロサクソン人は其のアングロサクソン人たるを誇とし、自己の優等民族であることを自負して、他の民族を排斥するの念が極めて强い。加奈陀、南亞弗利加聯合、濠洲等に於て、亞細亞人排斥の甚しいのは此れが爲である。羅甸人は彼等に比較して民族的自負心が弱い、墨西哥及南米諸國に於て、彼等が民族を異にする日本人に對する偏見は比較的少いと稱せられ、現在に於ては實際偏見が少いやうである。更に墨西哥及南米諸國に於ては、米國が我儘勝手なる帝國主義に對する反抗心が極めて激烈であつて、其の反動としで米國と軋轢する我が國に對する同情が少くないから、此等諸國が米國の

を問はず、米國人一般に土地所有を許すべきである。而も排日派の口實を奪ふ爲、至急實行することを切に希望する。我が政府は相互主義の下に米國人に土地所有を許すことを標榜して、米國を誘ふ考があるのかも知れぬが、我が國が先づ與へざる限彼が我に與ふる見込は到底ない。立法の目的を達する爲一日も早く新法律を實施して、米國人に土地所有を許したいものである。

附加へたいことは、中米及南米諸國に於て將來排日の起る日あるを豫想して、其の豫防策を講じたいことである。米國及加奈陀が紳士的協約及ルミュー協約に依て、我に對して其の門戸を閉鎖して以來、中米の墨西哥を始め南米諸國に發展する必要が起り、既に多少の發展をなしつゝあるのである。墨西哥の約三千人の外に、ブラジルの約七千人を筆頭として、南米にある日本人の總數約一萬三千人、其の多數は農業に從事して徐々として發展しつゝあるが、既にチラ〳〵排日の聲が聞え始めた。米國加州に起つた排

られ、土地所有權も或は相互主義の下に、或は住所を有する條件の下に享有し得るから、米國とは餘程事情が違つて居る。然し此等諸國の國内法に依て權利が保障せらるるだけでは、何時法律の改正に依て奪ひ去られるかも知れぬから、安心のやうで實は安心でない。出來得べくんば條約を以て、不動產所有權及借地權を保障するを以て最も安全の策と考へる。此等諸國と我が國との間の現行通商航海條約は、遺憾ながら此の見地から不完全である。例へば日墨條約では、日本人は墨西哥に於て家屋、倉庫を借受け得るだけで、不動產所有權も借地權も保障されて居らぬ。最惠國條款の設はあるけれども通商、航海、旅行及住居に關係あることに過ぎぬ。其の他南米諸國と我が國との間の現行條約は孰れも大同小異、日伯條約の比較的可なるを除いては皆甚だ不完全である。出來得べくんば此等條約を改正して、他日の排日に備へたいものである。

排日を眞似ねるやうなことはあるまいと云ふ者がある。然しながら南米諸國は米國に對して反抗心を有つて居るにも拘はらず、常に米國を模倣する傾向がある上、羅甸人と雖も皮膚の色を異にし文明を同ふせざる日本人に對する其の偏見必ずしも弱くはない。加州の排日派中羅甸人系の者が少くないことから考へると、墨西哥及南米諸國に於ける日本人の將來は決して樂觀することを許さぬ。墨西哥は今日は一般に親日的態度極めて顯著であるけれども、時と處とに依て排日必ずしも絕無でない。墨西哥の最南にあるチャパス州在住照井氏の話に依れば、氏の住する地方の土人に曾て多少排日的傾向があつたさうである。亞爾然丁や智利には既に白人國論がある。日本人の好殖民地と目せられるブラジルにも排日が始まつた。油斷は大敵、未だ雨らざるに牖戸を綢繆することは決して無益の業でない。然らば此等諸國に於ける排日豫防の方法如何。米國に於て排日の根本的解決策は歸化權の取得であるが、墨西哥及南米諸國に於ては歸化權を與へ

渉し仲裁々判に訴へて、加州土地法に關する日米間の紛爭を解決するのは確かに一策である。米國の意嚮は何うであらう。米國政府は我が數回の抗議に對し、加州土地法が日米通商航海條約違反にあらずとは明言せぬけれども、自ら同法の是非曲直を米國の裁判所に爭はんとする意嚮はなく、結局救濟策として、米國裁判所に日本人が起訴する場合には訴訟の進行に成るべく便宜を與へること、當然の被害に對し賠償の方法を講ずること、日本人土地所有者の申請に應じ加州土地法制定前の市價を以て土地を政府に買收する方法を設けることの三點を提議したに止まつて、右の外適當の解決案を發見せぬ旨を回答して居る(加州問題に關する日米交涉顛末參照)。加州土地法問題を仲裁々判に附することが米國に有利であると否とを問はず、絶對に其の考がないやうである。尤も日米間には明治四十一年九月に締結し、昨年更新せられた義務的仲裁々判條約があるから、我が國は加州土地法問題を仲裁々判に依て解決することを米國に迫るべきであらうが。

第四節　仲裁々判

土地所有權及借地權保障條約の締結の見込はない。試訴を提起しても加州土地法が市民たるを得ざる外國人たる日本人に土地の所有を禁ずることは、日米通商航海條約違反でもなければ米國憲法違反ともなるまい、唯同法第二條が相續を禁止することの日米通商航海條約違反たることだけは、一點疑を挿む餘地がないけれども、是だけでは大勢を動かすに足らぬから、試訴も加州土地法の冷酷の手から日本人を救出す力がない。仲裁々判に訴へることも同樣で、加州土地法が大體に於て日米通商航海條約違反でないならば無益のことである。昨年春加州土地法問題の沸騰した頃、仲裁々判説は多少行はれたやうであるけれども迂濶な平和主義者の主張に過ぎぬやうである。

假りに加州土地法が大に日米通商航海條約違反であるならば、米國に交

第四章　排日の根本的解決策

第一節　歸化權の取得

歸化權の取得は排日問題解決の拔本塞源の方法であるか、是には種々の手段がある。第一は前述の司法上の手段即ち試訴の提起で、歸化法を動かさず唯法文の解釋に依るものである、第二は立法上の手段即ち歸化法の改正に依るものである。歸化法を改正するには又二つの道がある。先づ日米間に條約を締結して日本人の歸化權を保障し、其の條約施行の爲、米國が歸化法を改正する場合と、條約の締結はなく米國が任意に其の歸化法の改正をする場合とである。米國の輿論は今日のところ日本人に歸化權を與へることに反對するやうであるけれども、歸化權を附與すべく主張する論者がないでもない、ローズヴェルトは其の一人であつた。明治三十九年學童問題の起つた時氏は米國大統領であつたが、當時米國議會に對して、米國

本條約第一條は法律問題又は兩締約國間に現存する條約の解釋に關し、兩締約國間に起生し、外交上の手段に依て處理すること能はざる紛爭を、仲裁裁判に訴ふべきことを義務として居る。加州土地法問題の如きは仲裁々判に訴へるに恰好の問題であるけれども、同條但書を以て右の紛爭にして兩締約國の緊切なる利益、獨立若は名譽に關し又は第三國の利益に關係ある場合は此の限に在らずとして、大なる例外を設けて居るから、米國政府が仲裁々判を欲せぬならば、此の但書を以て無造作に仲裁々判を拒絶し得るのである。更に米國政府には仲裁々判に訴へる意嚮があるとしても、元老院が全然之に反對であることは、昨年日米仲裁々判條約更新の際の其の態度で明である。元老院は定めし加州土地法問題を仲裁々判に訴へるにつき作成すべき、特別契約(日米仲裁々判條約第二條第一項)に對して協贊を與へぬであらう。何れの點から觀ても仲裁々判は實行的のものでない、日米仲裁々判條約は平和主義者の玩弄物に過ぎぬ。

云ふのは、六ヶ敷い相談と云はねばならぬが、兎に角昨年春まで日本人に歸化權を與へることに反對したものが、俄に之を與へることに贊成するやうになつたは、頗る喜ぶべきことである。尤も其の代りに、我が國が紳士的協約以上に日本人の渡米を嚴重に取締ることを、交換條件として要求するならば其れは御免を蒙りたい。協約を誠實に履行するだけを要求するならば、予は雙手を擧げてアウトルックの所論に贊成の意を表するを吝まぬ。

然らば歸化法を改正して日本人に歸化權を與へることは、見込の有ることであらうか、先づ此の改正に對する加州の態度は何うであらう。加州は日米間に土地所有權及借地權を保障する條約を締結して、加州土地法が日本人に適用がないやうにすることには、州權尊重を理由として反對するに相違ない。歸化法を改正して日本人が市民たるを得る外國人となる場合も、條約締結と同じ結果を生ずることになるのであるから、加州は之に反對することはなからうか。加州土地法に關して知事ジョンソンが、米國國務

の市民となる意思を有つて入國する日本人に、歸化を許す法律を制定せんことを勸告した位であるけれども、最近氏は日本人問題に關して態度を一變したから、定めし如上の意見を放擲したであらう。昨年加州土地法問題が喧しかつた時、アウトルック雜誌は、我が國の輿論が其の解決策として、歸化權を要求するのを非難して、「日本が米國の歸化法に對して、抗議の鋒先を轉ぜんとするに至つては驚かざるを得ぬ、此の要求を爲すに至れる日本の態度は、米國に對して衝突の機會を求むるに、汲々たりとの嫌疑を增すものであるといふことを、告白せざるを得ぬ」と論じたことがあつた。然るところ八月になつて其の態度を變じ、日米問題の解決策として、我が國が現在實行するが如く、我が國をして移民渡航の制限を將來益々厲行せしむる代り現に米國に居住し及將來渡米する日本人にして、相當の資格を具備する者には、「歸化權を與ふべしと云ふ意見を發表した。尤も歸化申請の場合に、申請者が旅劵面に我が政府が「國籍脱出許可」の裏書を得て之を提出すべしと

議員三分の二以上の同意が必要である)。昨年の八月米國の某新聞が、日本人に歸化權を附與するの可否に關して、元老院議員の意見を問ふたことがあつたが、贊成した者は議員九十六人中僅かに一人であつたさうである、若し事實であれば、改正は當分見込がない。一體何故に米國人は日本人に歸化權を附與することに反對するのであらうか。昨年加州土地法問題が喧ましかつた頃、チロールがタイムス新聞紙上で論じたやうに、宗教の差異教育の多寡の如きは日本人に歸化權を附與することを拒絕する理由とはならぬ、若し之を拒絕する理由があるとすれば、其れは日本人が白人でなく黃人であると云ふより外にない。公平なる人が認める通り、在米日本人の多數は南歐洲及東歐洲移民よりも優等である、此等の者よりも個人的に一層望ましからざる者であると云ふが如きは甚だしく事實を枉げるものである。然らば南歐洲及東歐洲移民には歸化權を附與しながら、彼等よりも優等なる日本人に歸化權を附與せぬ道理がない。或は曰はん、日本人は米國

卿ブライアンに對して發した昨年五月十四日の回答中に「米國歸化法は何れの國からも故障を受けずに、市民たるを得る者と然らざる者とを區別して居る、加州は唯歸化法が定めた此の區別に準據して立法したものに過ぎぬ、偭を作つたのは米國であるから、加州は差別的待遇を爲すものとして非難を受ける理由がない」と辨解して居る。加州が或る外國人に對して不動産所有を禁止するは、歸化法が此の外國人を市民たるを得ざる者と認めたからで、本來外國人の間に區別を設けぬならば、加州も亦區別をするのではないと云ふ以上、歸化法を改めて從來市民たるを得ざる外國人に市民たるを得る資格を認め區別を撤廢しても、加州は米國政府を責める口實があるまい。且歸化法の改正は土地所有權及借地權を保障する條約のやうに直接州權に觸れることがないから、少くとも理論上の困難がない。

歸化法を改正するには米國議會兩院多數の同意が必要である。（歸化權保障の條約は米國に先例がない、假りに締結するものとして元老院の出席

とを唯一の理由とするが爲に相違ない。歸化權を取得するには立法上の手段よりも、司法上の手段が適當であると考へるけれども、兎に角米國の輿論が一變して我れに有利とならぬ限り、成功の見込がない。然し手を拱いて輿論の一變を俟つことは恰も百年河淸を俟つが如きものであるから、吾人は積極的に米國の輿論を改造すべく努力せねばならぬ。所謂啓發運動の必要此に存するのである。

第二節　啓發運動

第一款　排日の原因

排日は加州だけでない、程度の差こそあれ太平洋沿岸のワシントン、オレゴン諸州でも既に始まつて居る。太平洋沿岸に於ける排日感情は場所に依てさして異なることはない、唯特殊の事情の爲其の鋒鋩を露骨に現はすと、現はさぬとの差違あるに過ぎぬ。ワシントン州では商業家の一部は利

に歸化しても尙母國に對して愛國心を保持するから、斯かる者を市民とすることは米國の不利であると。日本人が將來歸化を許されて市民となる場合に、果して論者の言ふやうであるか否かは事實問題であるが、假に論者の言の如しとしても希臘人は何うである。一昨年の土耳其希臘戰爭の時に、米國に歸化した數千人の希臘人は、其の母國の國難に赴き干戈を執つたではないか。今囘の戰爭に於て獨逸人は何うである。千萬以上の在米獨逸人は協同一致、祖國の利益を圖りつゝあるではないか。其の母國に對する愛國心の強いことは決して獨り日本人に限ることでない、是を以て日本人に歸化を許さぬ理由とはならぬのである。泥や歸化法の適用は亂脈であつて、白人以外の者にも歸化を許す今日、日本人に歸化を許すことは正當ではあるまいか。斯かる理由があるにも拘らず、日本人に歸化權を附與することに反對するのは、結局米國人は日本人が米國に同化し善良なる市民となるや否やを問はず、日本人は黃人であるモンゴリア人であると云ふこ

て啓發運動を行ふ必要がある。加奈陀、殊にビー、シー州の排日は其の形式こそ異なれ、激烈なることに至つては加州と大差がないから、此の地方でも亦米國同樣一日も早く運動を開始する必要がある。然らば啓發運動とは何であるか。白人に對して我が國の眞相を紹介し、誤解を辯解し、偏見を除去し、日本人に白人同樣の待遇を爲すべきことを主張すると同時に、白人と伍して恥かしからぬやう日本人を改善し、其の品位の向上を皷吹するを目的とする運動であつて、在米日本人會は既に此の運動を開始した。病人に藥を投ずるには先づ其の病根を究めねばならぬやうに、啓發運動を論ずるには先づ排日の由て來るところを知る必要がある。排日の理由は種々樣樣で樸を代へても及ばぬ位であるが、其の重なるものに就き少しく之を説明して見やう。

加州に於て排日は先づ經濟問題として現れた。明治三十二年の米國移民調査報告は日本人勞働者排斥論の濫觴であつて、明治三十八年二月桑港

益上日本人の味方である、又勞働者が有力なる組合を組織して居らぬから加州のやうに此の方面からは目下のところ迫害がない。然し農業の方面では地主も小作人も日本人排斥である、今年春食料品小賣業者の組合も排日騷ぎを始めた、近き將來に於て漁業にも波及する慮がある。日本人の土地所有に關する憲法改正が否決となつたことは、第一章第一節第三款第一項に述べた通りである。オレゴン州も亦我が國が貿易上の好華客であるから、商業家の一部は排日に反對するけれども、勞働組合の勢力はワシントン州よりも强大であるから甚だ不安心である、農業家の多數は曾て加州の排日派と相應じて、市民たるを得ざる外國人の土地所有禁止に贊成の決議をしたことがある。排日は太平洋沿岸には限らぬ、既にフロリダ、モンタナ諸州に及んだ、否、米國全體とは云へぬとも、少なくとも其の大半は排日の空氣を以て充溢して居るから、排日思想を撲滅し、先づ第一に歸化權取得、行々は紳士的協約の撤廢に對して、輿論の贊同を求める爲、米國到るところに於

額が高い。殊に日本人勞働者は日給制度を好まず、仕事の分量に應じて勞銀を受ける者が少くない、此の場合には一般に白人勞働者より所得が多いやうである。農業以外の勞働者例へば家內勞働者の如き、日本人の評判が大層好いのは、勞銀が低いからではなく、淸潔正直信用するに足るを以てである。今日日本人勞働者が白人勞働者と競爭することは、或る範圍內では否むべからざることであるけれども、其の勞銀が白人勞働者より低廉、此れが爲白人勞働者を驅逐し、生活狀態を引下げると云ふ非難は殆と根據のないことである。否、最近加州に來る南歐洲及東歐洲移民中、隨分日本人勞働者よりも低廉なる勞銀を以て滿足し、日本人勞働者を驅逐する者がある。若し勞銀の低いことを理由として日本人勞働者を排斥するならば、何故に先づ彼等を排斥せぬであらうか。排日派は又小地主又は小作人としての日本人農夫は甚だ勤勉で、白人農夫を壓倒するから排斥せねばならぬ、土地所有も禁止すべし、借地權も剝奪すべしと主張して居る。我が政府の抗議

クロニクル新聞が新聞紙として初めて排日の火蓋を切つた。同紙は生活費の低廉なる日本人勞働者が續々入國して白人勞働者を驅逐し、太平洋沿岸を東洋化する危險がある、日本人問題は最早打棄て置けぬ、支那人問題同樣全米國人民に壓迫を加へ、社會上重大の意義を有するやうになつたと警告して、排日の必要を絶叫した。其の後勞働派の言ふところと大同小異で、太平洋沿岸には黃白勞働者の駢立を許さぬ、亞細亞人驅逐せざるべからずと主張するのである。過去に於ては日本人勞働者は低廉なる勞銀を以て滿足したから、白人勞働者が之と競爭することが出來なかつたことは事實であるとしても、紳士的協約、轉航禁止等に依て、日本人の入國が制限せられてから、此の非難は當らぬやうになつて、今日では一部の資本家から日本人勞働者は高給を貪ると云ふ非難を受ける位である。明治四十三年加州勞働局日本人調査に依れば、日本人農業勞働者の得るところは、白人勞働者の勞銀と大した差異がなく、賄が主人持の時は白人勞働者よりも平均の勞銀

太利は軍備大擴張の結果、一時非常に苦んだ財政難から救はたれと稱せられる位である。又南歐洲及東歐洲移民も多くは金儲けの爲米國に出稼ぎに來るのであつて、明治四十年に米國在住歐洲移民が其の本國に送つた金額は、約五億五千萬圓に上るさうである。我が國で廣島縣や和歌山縣の田舍では在米日本人の送金の爲、家屋はドン〳〵新築され地價は騰貴し、神社佛閣學校の新築改築も容易に行はれ、移民の出て居らぬ地方と頗る趣を異にして居るが、南以太利、墺匈國、希臘等でも、移民の澤山出て居る地方は同じ現象を呈して居るさうである。

廣島縣に於て最近調査したところによれば、同縣の總人口は百六十三萬七千二十人、其の內海外在住者は三萬四千十八人に上るさうである、卽ち人口四十八人に付一人の海外在住者を見る勘定である。此等海外在住者が內地に落した金は一昨々年一ヶ年間に三百七十二萬六千五百九十五圓、其の內二百十五萬二千四百八十二圓は鄕里送金、百五十七萬四千百

に對する米國政府の第一回回答も「問題は全然經濟的にして、農業經營上の競爭を避けんとする加州人民が見て以て同州に存在すとする特殊の經濟事情に本くものに外ならず候」。(加州問題に關する日米交涉顚末參照)と辯解して居るけれども、何故に日本人に劣らず勤勉努力する以太利人農夫を閑却して、特に日本人を排斥するのであるか。 經濟上の競爭を理由とするだけでは未だ排日を說明するに足らぬ。

日本人は永住の考へがない、其の貯蓄を本國に送り、相當の資產が出來ると歸國して、米國の發展に貢獻するところがない、日本人は出稼人に過ぎぬから排斥すべしと主張する者がある。 然しながら出稼根性のある者は日本人に限らぬ、伊太利人、希臘人其他南歐洲及東歐洲の移民皆同樣である。伊太利人の如き其の本國に送金すること頗る盛で、明治四十年には約一億九千萬圓、明治四十一年には約一億五千萬圓、明治四十二年の上半期には約一億圓を送金した。 餘程以前から盛に本國に送金して居て、其のお蔭で伊

此の矛盾を說明することが出來ぬ。排日に經濟的原因があるには相違ない。日本人勞働者の加州に於ける活動は、先づ白人勞働者の排斥を招き、日本人が加州農業界に於て事業經營家として發達するに連れて、排斥が形を變へて最近の加州土地法となつたに相違ない。然れども經濟的原因は、排日の主たる原因ではない、若し主たる原因であるとすれば、日本人より生活の低い南歐洲及東歐洲移民に對するよりも、日本人に對する排斥の深刻なるは何故であらう。何故に僅か六萬人許りの日本人、紳士的協約の結果今後增加することなき日本人を、年々續々入國する歐洲下等移民よりも激烈に排斥するのであらうか。經濟的原因以外に有色人に對する偏見があつて、是が排斥の主因であることを認めるにあらざれば、十分に排日を說明することが出來ぬ。

社會上道德上の問題として日本排斥を主張する者がある。日本人には罪、家庭等の觀念が缺けて居るから、歐洲文明國民と伍する資格がない。日

十三圓は持戻金である。此等の人々の在住地は布哇が第一で、米大陸之に次ぎ、此の二方面だけで總數の八割を超えて居る。

一般に出稼人は米國の利益とならぬから、之を排斥すべしと云ふ論はあるけれども、日本人以外の者で、此の理由で日本人の如く甚しく排斥される者があるであらうか。日本人は出稼人根性がなくても米國人の氣に入らぬ。近來妻を迎へる者が多いのは、出稼人根性を棄て、永住の覺悟をするやうになつた證據で、出稼人根性あるの故を以て日本人を排斥する米國人は、此の變化を見て喜ぶべきである。然るところ近來日本人が永住的になつて其の貯蓄を米國に投資し、拔くべからざる勢力を有するやうになるのは、米國の爲に危險であるから排斥すべしと主張する者が現はれて來た。米國移民總監キャミネチが寫眞結婚に反對し、呼寄せ婦人の入國を禁遏すべしと主張するは此れが爲である、永住する覺悟がなければ排斥され、永住の覺悟をしても亦排斥される、何うしてもより深い排斥の理由がなくては

ではない。以太利人を始め希臘人、ポーランド人等歐洲下等移民が、群居部落を爲すことは隨分例のあることで、殊に希臘人の如き相集まつて丸で本國其の儘の下等生活を爲し、自國人以外の者と交際することなく、滯在數年歸國の時に一字も英語の讀み書きが出來ぬ者が少くないから、日本人が社會上、道德上劣等であることも排日の主たる原因ではない。

日本人は市民たるを得ざる者であるから排斥すべし。市民たるを得ざる者が土地を所有し、經濟上鞏固な基礎を有するやうになつては、米國の國家的存在に危險であると云ふのは、一應道理のあることであるが、民族的偏見の爲日本人に歸化を許さず、爾うして市民たるを得ざるの故を以て之を排斥することは無理である。結局排斥は民族的偏見に出で、唯日本人の歸化權なきに乘じたものに外ならぬのである。

詮じ來れば排日の主因は、皮膚の色の相違卽ち人種の相違及東西文明の相違に本く偏見、卽ち民族的偏見に外ならぬ。加州フレスノ市フレスノ、レ

本人には男女間の道德がない、賣淫は日本人の特殊の仕事である、妓樓は日本人の住するところには必ず繁昌する。日本人は病的の賭博者である。日本人は信賴するに足らぬ人民で約信の重んずべきことを知らぬ。日本人は相集まりて一區廓を爲し、支那人街同樣の不體裁な生活を爲すものが少くない。曰く何。曰く何。斯かる者が米國に居住しては其の社會に大なる危險を與へ其の文明を破壞するから、あらゆる手段を以て之を排斥せねばならぬと論ずるものがある。日本人の文明が或る點に於て白人の文明に比較して劣るところあることは、否むべからざることである、排日派の非難も一概に出放題の罵詈讒謗と云へぬこともある、在米日本人は內に省みて大に改善を計り向上の道を辿らねばならぬ。日本人が白人から離隔し不體裁な生活をすることは遺憾ながら事實である、然しながら日本人が斯かる生活を爲すには已むを得ざる事情もあつて、必ずしも日本人を咎めることが出來ぬ許りでなく、又斯かる生活を爲す者は必ずしも日本人だけ

一年七月米國海軍兵學校の卒業式上、劣等移民排斥の實を擧げる爲には或は外國と衝突を惹起することもあらうから、豫め之に對する準備と覺悟とを必要とすることを說き、海軍擴張の一日も忽にすべからざることを喝破した。越えて十月橫濱市小學校の生徒が米國々歌を歌うて歡迎した米國艦隊は、氏が米國は移民排斥の目的を遂行し得る手段を有することを示す爲派遣したのである。氏は昨年十一月アウトルックに寄書して、日本人排斥の理由を斯う說明して居る。「世界進步の現在の狀態の下に於て兩者文明の懸隔甚だしきか、兩者均しく高等の文明を有するも、其の文明が全く型を異にする人民の接觸は避くべきことで、兩者が人種を異にし生活の程度を同ふせざる場合に於て殊に然りとするのである。日米兩國人が同じ所に居住するは、甚だ好ましからざることで必ず惡結果を生ずるから、兩國の先見の明ある政治家は之を防止せねばならぬ。然しながら此のことは決して一國が他國よりも劣等であるが爲でなく、兩國が全く違つて居るからで

パブリカン新聞主筆ローウェルは、排日の原因が民族的偏見にあることを、露骨に明言して居る。氏の云ふところに依れば、日本人の性質は善良である、歐洲移民中最優等の英、獨人よりも入國の際平均一人所持金が多く、南歐洲及東歐洲移民よりも敎育がある、彼等の大多數は健全で而も働き盛りの者であり、公の救助を仰ぐ者がなく、重大なる犯罪を爲す者が少い、怜悧にして元氣があり獨立心に富んで居る、若し日本人が白人であるならば無制限に之れを歡迎すべしと無上に賞め立てた後で曰く、斯かる善良なる移民を排斥する理由は全く人種的であると。加州土地法起草者たる加州檢事總長ウェッブは土地法制定の理由を説明して、土地法を制定したのは、日本人が劣等であるからでもない、優等であるからでもない、唯望ましからぬ者であるからであると辯解して居る。唯黄白相異なるが故に、在住日本人の權利を制限して加州から逐ひ出さうとするのである、民族的偏見でなくて何であらう。ローズウェルトは日本人排斥の急先鋒である。氏は明治四十

ぬけれども、其れは半ば米國人の罪である。日本人に歸化權を附與せず、あらゆる迫害を加へて、揚句の果は、加州から逐ひ出さうとするではないか。日本人が同化せぬのではない、米國人が同化させぬのである。斯様に猛烈な虐待を受けても公平なる米國人の認めるやうに、日本人は善良なる住民であることから考へて見れば、若し日本人を白人と均等に待遇したならば、立派に同化することは疑がない。愛蘭人が長い間米國に同化しなかつたのは、他の米國人が彼等を排斥し虐待したからではないか、日本人が若し今日同化せぬならば、其れは同一の理由に本くものである。更に第二代の者卽ち米國生れの日本人兒童の多くが最早精神的に日本人でなく、ヤンキーであることは疑ふべからざることである。ウィルソン一派の日本人不同化論も、矢張民族的偏見に出づるものに外ならぬ。

要するに米國人が日本人を排斥するのは、米國を以て白人の繩張内とし、之を永久に白人のものとして保存する爲である。是は結局黄色二大民族

ある」即ち氏も亦民族的偏見に捉はれて、此の言を爲すものである。以上の諸氏の如く皮膚の色や文明の相違を理由とせず、日本人は米國に同化せぬ、斯かる同化せぬ者の居住を許すのは危險であるから之を排斥すべしと云ふ者がある。米國大統領ウヰルソンの如きは、高加索人と混合せざる人民を以て、純一なる米國市民を作ることを得ざるを排日の理由として居る。其の他米國の識者中同樣の意見を有する者が少くない、故マハン少將の如きも其の一人である。在米日本人は容易に米國に同化せぬやうであるけれども、是は日本人に限つたことでない。前世紀の中葉盛に米國に入國した獨逸人及愛蘭人、殊に後者の同化は頗る困難であつた。最近毎年入國者の多數を占める南歐洲及東歐洲の移民の如きは、同國人相集まつて米國の眞中に小以太利や小希臘を作り、米國人との接觸を避けて一向同化せぬことは何人も知るところである、然るに何故に特に甚だしく日本人の不同化を責めるのであるか。日本人は今日迄のところでは左して同化して居ら

は民主黨と加州進步黨との黨派爭ひに利用された爲、甚だしくなつたことも疑ひのないことである。其の他細々しい原因は未だ幾らもあらうが、結局一民一般に民族的偏見があり、經濟上の競爭や日本人の社會上道德上の缺點等が之を刺戟するところへ附込む、政治屋や新聞雜誌の無責任なる煽動が其の功を奏して、執拗な排日運動となつたのである。然らば排日運動撲滅の爲にする啓發運動は、如何なることを爲すべきであらうか。此の運動には二方面がある、一は日本人に對し、一は米國人に對するもので、前者を内的啓發運動、後者を外的啓發運動と稱へる。

第二款　啓發運動の實行方法

第一項　內的啓發運動 附日本人兒童敎育問題

加州許りでなく、米國(加奈陀も同樣)在住日本人一般に對して、風俗、習慣、思想の改善品位の向上を鼓吹する運動の必要がある。然し形から心まで一

の隔離を實現しやうとするもので、前駐米、英國大使ブライスが贊成を吝まなかつたところである。氏が昨年黄白人間に民族的反感の結果として生ずる危險は甚大である、各民族は成るべく各其の領土内に蟄伏することを得策とすると云ひ、濠洲聯邦内閣首相フィッシャーも亦昨年桑港に於て、日本人は白人國に取つて望ましからぬ人民である、加州が土地法を制定して之を排斥したのは尤ものことであるとて、加州人の排日に多大の同情を表したのは、何れも民族的偏見に本く白人の我田引水論である。

米國一流の人々すら民族的偏見の奴隷である。一般人民には勿論此の偏見のあるところへ、政治屋や黄色新聞雜誌等が、排日の好材料として日露戰爭が惹起した政治的恐怖心を利用し、日本人の多數は兵士として訓練を受けた者であるから、何時蜂起して加州を占領するかも知れぬとか、何とか色々捏造虚構、歸するところ各自の利益の爲に負けず劣らず排日論を鼓吹したことも、過去に於て排日の盛であつた理由の一である。又最近に於て

習慣等が違い、教育程度の低い人々にとつて樂みの少い土地のことであるから、時折多少の手慰みをする位のことは無理はないけれども、支那人の賭博宿に注ぎ込む爲、年中苦勞をする馬鹿な人間が同胞中にあるのを見ては、情なくならざるを得ぬ。道德上の見地からも、經濟上の見地からも、是非改善を要することで、各地の日本人會が此の弊風を矯正する爲、奮鬪努力しつつあるは、頗る感謝すべきことである。不幸にして支那人の賭博宿は、容易に警官に檢擧せられぬやうな仕掛が出來て居る上に、晩香坡の警察の如きは東洋人同志なら勝手にしろと云ふ調子であるから、勞して效なき有樣である。

日本人農業勞働者は近來其の評判が面白くない。我儘で統御し難く、日給にすれば白人の勞働者と同じく仕事に不熱心で、出來高拂にすれば甚だ仕事に不親切である、支那人が遙かに良好なる勞働者であると云ふ評判があつて(明治四十三年米國移民調査委員報告)、日本人の農業家すら同様の不

切直に米國式になれと云ふのではない、一代位で心まで米國式になることは無理な注文であるが、明かに白人に比して劣等なる點を改良し、彼等の非難を招き侮辱を蒙らぬやうにすることは肝腎である。此等の點に關しては在米日本人も夙に覺悟するところあつて、先年來幾多改善の計畫を進めつゝあるが、此の上にも品位を高めるやうにせねばならぬ。改善すべき點は今日尚多々あるが、其の一は賭博の弊風である。加州の南から、ワシントン州の北まで、到るところの日本人中支那賭博に耽る者が少くない(加奈陀でも中々流行するやうである)、此れが爲に費すところ恐らく一ヶ年百萬圓以上であらう。汗水垂らして得たところを一晩に失ひ、働き次第で一廉の金持となることの左して六ヶ敷ない米國で、何時までも其の日暮しの貧乏をするのは愚の極である許りでなく、米國人が輕蔑する支那人と伍して日本人の品位を汚し、排斥を招く口實を作りつゝあるは如何にも殘念である。予は決して日本人が聖人君子となることを望むものではない。言語、風俗、

である。米國にジャップ、ハウス(ジャップの家)と云ふ特別の文字があるのは、日本人の家は家と云ふ文字を用ふることが出來ぬ程下等であるからで、白人の侮りを招く所以である。尤も家の改良實行には往々困難な事情の伴ふことは察するけれども、出來るだけ實行して貰ひたい。家などはどうでも宜い、食事は臺所で濟まして結構とする日本流は米國では禁物である。其の他禮拜日を守ること、料理屋で夜遲くまで馬鹿騷ぎをして隣人に迷惑を掛けぬこと、住宅の周圍を清潔にすること、曰く何、曰く何、注意すべきことは澤山ある。

内地の人は在米日本人の話が出ると、忽ち眉を顰めて出稼人かと一概に輕蔑し、劣等民視する者があるけれども、其れは大なる見當違ひである。彼等は文明國に居て刺戟を受けることが多いのに加へて、最近排日の甚だしきに連れ各自相戒むるところある爲め、非常に服裝等に改善を加へた許りでなく、風紀も漸次善くなつて來るやうである。獨身者が少くなつたこと

平を漏す者がある。互に相警めて未だ甚だしからざる間に改むるところなければ、日本人勞働者の聲價を失墜して、取返しのつかぬことになるであらう。次に日本人は契約を重んぜぬと云ふ非難がある。元來日本人が權利思想に乏しく、英語に不十分の爲、此の非難を招くやうなことをすることが往々ある。例へば日本人の借地人が、借地契約書に依て如何なる義務を負擔するかを詳かにせず輕卒に之に調印し、後に地主の請求に會うて義務の意外に重きに驚き、契約を履行せぬことが往々あるさうであるが不都合千萬のことである。自身英語が出來ず地主と取結ぶ契約の意味が分らぬならば、近傍の日本人會へでも持參し相談の上調印すべきであつて、權利思想の盛なる白人と交渉するには、此方も白人の心掛でやらねばならぬ。「鄕に入つては鄕に從へ」の覺悟が肝腎である。

日本人の家屋の改良も亦望ましい。加州の南からワシントン州の北まで數千里の間、到るところの田舍で陋穢を以て目立つのは必ず日本人の家

る。

我が識者中には日本人を甚だしく劣等視し、日本人の知識が進歩し德義心も向上し文明國民と肩を並べて歩けるやうになれば、歐洲移民と同等の取扱を受くべき權利を主張し得やうが、今日のところは遺憾ながら出來ぬ、移民の自由は當分斷念めるの外ないと云ふ者がある。耶蘇敎徒の中には同樣の考を有つて居る人が多いやうで、昨年春加州土地法問題沸騰の際、東京の耶蘇敎雜誌が、日本人が加州に於て排斥されるのは當然のことである と論じたことがあつた。更に又昨年加州に於て開催された耶蘇敎萬國共勵會へ、我が國を代表して出席した某牧師は、加州某處に於て米國人に對し、「日本人は性格低くして信賴し難く、冷酷無情にして博愛慈善の精神がない、之を改善するには耶蘇敎の力に依らねばならぬから、米國人は今後益多數の牧師を我が國に派遣されたい。」と演說したことがあつた。嗚呼自ら侮つて後人之を侮る、日本人が米國否世界到るところに於て白人から輕蔑を

も風紀改善の一の大なる原因であると思はれる。兎に角彼等を內地の同階級の者に比べたなれば、數等優つて居ることは疑ひないことであるけれども、それでも尙改善すべき點が幾らもある。此等は本來我が文明が白人文明と異なるか又は殘念ながら劣つて居るから生ずることで、在米日本人だけの缺點でない。例へば料理屋で大酒を飮み、深夜に騷ぎ廻つて、近所隣に迷惑を掛けることは、白人の非難を受けるところであるが、內地では堂々たる紳士が平氣でして居ることである。在米日本人社會に賭博賣淫の行はれるは改善を要することであるけれども、內地にも之に耽溺する所謂紳士なるものが充滿して居る。要するに在米日本人の狀態は內地の縮圖で、日本人の共通缺點を暴露するに過ぎぬ。彼等を下等人扱して一概に擯斥することなく、親切に指導し出來るだけ鄕に入つては鄕に從ふの覺悟を有たすことが第一義である。今日のところ此れ以上を望むことは出來ぬ、急に萬事米國式になれ、米國魂になれと注文するのは難きを責めるものであ

侯がシャトルに著した時、同地の日本人は侯に對して彼等の發展の狀況を陳述し、日本人小學校の參觀を乞ふた。侯は學校を參觀して其の經營を推賞し、維持費として千圓の寄附をした。其の後侯が歸朝途次晩香坡を通過した時、在住日本人の乞ひに任せて日本人小學校を參觀し、其の事業を賞讚してシャトルと同額の寄附をした。此の後シャトルの日本人も、晩香坡の日本人も、其の小學校に對して侯の奬勵を受けたことを誇りとしたが、何ぞ知らむ此の二つの小學校は根本に於て全く主義を異にするものであつた。シャトルの方は同化を主義とする學校であるが、晩香坡の方は國民敎育を目的とする學校であつて、侯は豈か二者の間に大なる相違があることを知らなかつたのではあるまい、さりとて同化主義でも反對の主義でも結構と云ふ譯でもあるまい、侯のこと故定めし此處まで其の外交的手腕を弄したことゝ思はれる。此の二ヶ所だけのことではなく、米國なり加奈陀なり到るところで日本人兒童敎育は大問題である。

受けるのは無理からぬことである。在米日本人は決して上等の者ではないが、南歐洲及東歐洲移民に比較すれば優るとも劣る者でないことは公平なる米國人の認めるところであるから、此等南歐洲及東歐洲移民と同一の取扱を要請することは當然のことである。一般に公平に適用する標準に依て移民の選擇をすることは米國の自由であるけれども、民族約偏見の爲入國に關し彼我の間に差別約待遇をするは非理不道である。日本人排斥は日本人の名譽の爲、利益の爲、何處までも米國と爭ふべきことで、當分移民の自由はないものと斷念めるなどは以ての外のことである。在米日本人に對する啓發運動と共に、此等自尊心なき西洋人崇拜病患者に對する啓發運動も亦必要であると信する。

日本人兒童敎育問題

序に述べたいことは米國生れの日本人兒童敎育問題である。明治三十八年日露平和條約締結の爲、小村侯がポーツマウスに行つた時の話である。

せぬ兒童に取つて荷が重過ぎる懸念があるから、成るべく授業時間を減少し兒童をして過勞せしめぬことが必要であらう。或る學校の如く世界一般の地理、唱歌、圖畫、體操等、公立學校で教へるところのものを更に繰返し教授することは、徒らに兒童を苦しめ害ありて利なきことである。若し夫れ兒童の親達に補習教育の效能を示さうと云ふ野心から、唱歌、圖畫のやうな兒童の成績の目立ち易いものを課するならば、此等學校經營者は可憐の兒童を自己の利益の犧牲とするもので、不都合千萬である。補習教育は日本語の外に時間の餘裕がある場合に珠算、女子には裁縫を課し、簡單な日本歷史と日本地理を教へたならば十分である。是でも或は兒童の負擔が重過ぎるかも知れぬけれども、米國人であり日本人であると云ふ特別の身分を有する者であるから已むを得ざることである。注意すべきは補習學校では我が國民教育を施すべからざるは勿論のこと、米國市民としての教育も施す必要がないことである。一體補習教育に關し多年米主日從、日主米從

米國生れの日本人兒童敎育に關しては三つの主義がある。其の一は純日本主義の敎育卽ち我が國民敎育を施すもの、其の二は純米化主義卽ち全然米國公立小學校で敎育をするもの、其の三は折衷主義卽ち米國の公立小學校に通はせる傍、日本人小學校で補習敎育を施すものである。抑も米國生れの日本人兒童は米國人であつて、米國で其の一生を送ることが適當であり、又米國に於ける日本人發展の爲望ましいことである、而して其の親が米國に永住する決心ある以上は純日本主義は行はれぬ。さりとて純米化主義も亦不可である。此等米國生れの日本人兒童は、米國人であるけれども、同時に日本人であるから、日本文字が一字も讀み書き出來ず故國のことが少しも分らぬやうでは、種々の不便不都合があるから、折衷主義でなければならぬと云ふことになるのである。補習學校に關して考ふべきことは、兒童が公立小學校へ毎日通學する上に、補習學校で一週間少くも九時間乃至十二時間授業を受けて居るが、此の特別なる負擔は未だ身心の十分發達

兒童（墨西哥國法上墨西哥人たる）に我が國民教育を施す爲、人を内地に派して教師を求めたことがあつた。日本人最屓の米人横濱の故グリーンが、當時其の話を新渡戸博士から聞いて或時予に向つて、他國に在つて其の國中に國を造らうとすることは不都合である、若し日本人が米國に於て同樣のことをすれば、排日派は定めし之を捉へて排日の有力なる材料とするであらうが、自分は日本人の爲に之を辯解するの辭がないとて、米國生れの日本人兒童教育問題に就き予の注意を促したことがあつた。尤も千萬のことで、生長すれば米國の政治に參與する權利のある者を、日本國民として教育されては米國にとつて危險千萬のことである。マハン少將は昨年タイムスに寄書して「日本人は米國に對し歸化權を要求するけれども、米國制度の精神に調和し以て其の歸化權の取得を容易ならしめんとする覺悟に至つては、之を發見することが出來ぬ」と論じて日本人排斥に贊成した。純日本主義の教育を主張する人々は、二氏の言を十分に味つて貰ひたい。斯く言

二主義の爭があつて、最近前者の勝利となつたけれども、米主日從なる文字は未だ幾分か我が國民敎育に執着することを示すものではあるまいか。補習學校では米主日從も、日主米從もあつたものでない、唯米國公立學校敎育の補習として上に擧げた科目の敎育をすれば澤山である。

在米日本人中には、元來永住の覺悟のない者があり、最近排日が激烈となつた爲、永住する覺悟のあつた者も、前途を悲觀して腰がグラッキ初めたやうである。永住するや否やが分らず、都合に依れば遠からず歸朝するやも測られぬことになれば、其の子を米國式に敎育しては、歸朝した時役に立たぬ人間となる心配もあらう。兒童の敎育に迷ふ者のあるは尤も千萬なことである。此の點から見て加州サンノーゼ日本人小學校經營者たる高橋氏が、純日本主義の敎育、卽ち專ら二代目の日本國民を養成するを目的とする敎育の必要を主張するは、一應理由のあることであるけれども更に深く考へて貰ひたいことがある。先年墨西哥某地在住日本人が、墨西哥生れの

の交通機關として居て汽車や汽船の設備がないやうであるから、東京は布哇のホノルヽに劣り、我が國は布哇以下であると考へて居る者がある。然るところ昨年布哇の日本人中學校の生徒が、觀光團を組織して故國を訪問し、東京はホノルヽに數倍する文明的の大都會であることを觀てから、頓に故國に對する尊敬心を增すやうになつて、學生の思想に及ぼした影響顯著であるさうである。啻に布哇日本人兒童だけでない、米國人も亦同樣である。來朝して我が國の事情を研究した者で、日露戰爭で評判の高い武勇の國を、遠方から眺めて感服して居た者が、親しく之を視察するに及び、其の文明は薄つぺらで一皮剝いたら半開の日本が露出する、日本人は將來のない國民であると、歸國後輕蔑の言を吐くものがあるけれども、亦我が國に觀光の客となつてから、曩の我に對する輕侮の念を捨て、我が國の貴重なる友人となる者もある。アウトルックが最近其の態度を變じて多少我に利あるやうになつたのは、定めし交換敎授として來朝したメービー博士が與つて

へば早晩親に伴はれて歸朝する米國生れの兒童の敎育を、どうするかと云ふ反問が必ず出るであらう。幼少の者を親の膝許から離すことは、甚だ面白くないことであるけれども、內地に送還して敎育するの外はない。米國の市民權ある日本人兒童に、我が國民敎育を米國々內ですることは、穩當のことでないと信ずる。

第二項　外的啓發運動

米國人と云ひ、加奈陀人と云ひ、日本人に對して偏見を有し之を排斥するは、一は我が國に關する知識が缺乏し我が國を誤解するからでもある。彼等が我が眞相を解せざるは、恐らく日本人が彼を解せざるよりも甚だしいであらう。布哇生れの日本人兒童で故國を輕蔑するものがあるさうである。蓋し彼等の見馴れたる日本人の家は陋穢なる日本人勞働者のキャンプである、彼等が學べる地理書の挿畫に依れば、我が國は今日尙駕籠を唯一

から引越して貰ひたいと嘆願に及んだ。氏は承諾の上出來るだけ清潔に規律正しく生活し、日本人の體面を汚さぬことを努めた。約束の一ヶ月を經過した時家主の通知は意外千萬、立退きどころでない、隣人は茂川氏の居住を喜ぶとのことで、氏は其の後引續き其の家に住ひ、隣人と往來して親密に交際して居る。我が國に關する知識の缺乏の爲、或は又新聞や雜誌の舞文曲筆の爲誤解を生じ、此れが爲、偏見を强め排斥騷ぎを爲すことあるは以上の例に照しても明である。

米國人に對して我が國の眞相を紹介し、誤解を辯明し、日本人は南歐洲及東歐洲移民に比較して優るとも劣る者でなく、善良なる市民となる資格があることを悟らしめることは刻下の急務である。然しながら米國に於て斯かる運動卽ち啓發運動をして果して成功の見込があるであらうか。若し日米地を更へ我が國に多數の米國人が移民として到來し我が國で之を排斥する場合に、米國人が日本人に對してする啓發運動は成功の見込がある

力あることであらう。排日の中心地たる加州でも同樣のことがある。民族の相違の爲、唯何となしに日本人を憎惡する、所謂喰はず嫌ひの人が少くない、此等の人々の中には日本人と接觸するに及び、一變して日本人好きとなる者がある。偏見の爲日本人を排斥して居た下宿屋の主人が、或る事情から一度日本人を客として以來、ズッカリ日本人に惚れ込んで仕舞つて、日本人を大歡迎するものがあることは間々聞くところである。南加州ロスアンゼルス市に在住し、洋食店を經營して成功した茂川氏の談話に依れば、氏が數年前同市中等社會の住宅區域に借家の約束をして引越の當日、近所隣の白人借家人は黃人を隣人とすることを不快とし、家主に抗議して約束の取消を迫つた。家主は茂川氏に對しては氣の毒、さりとて白人連の主張を無視することも出來ず、板挾みとなつて大困りの揚句、白人連を宥めて一時の辛抱を賴み、茂川氏に對しては隣人の感情を害さぬやうに勉強することを求め、一ヶ月の後隣人が尙氏の立退きを求めるならば、費用を支辨する

其の人は加州の都サクラメントを去る約九哩の地にあるフローリン村のブラウン孃である。此の村は日本人が入込む前は牧草位の耕作をやつて居て、地價も廉く借地料も亦從て低かつた。日本人が此の村に來住したのは約二十年前のことであるが、彼等の奮闘努力の結果、砂を化して黄金と爲し、今日は葡萄と苺の産出を以て有名となり、地價は騰貴し村は富んで全く面目を改めるやうになつた。然し勤勉なる日本人農夫の爲、追出された白人の小作人がある、日本人の競爭の爲門前雀羅を張るやうになつた白人の小賣商人もある、彼等は猛然として排日を叫ぶやうになつた。米國で二百萬の賣高ありと稱せられるコリアー週刊雜誌記者マクファーレンが日本人侵入の恐るべきを絶叫し、加州土地法の必要を辯護する爲、實例として擧げたのは此の村である。國務卿ブライアンが昨年土地法問題に關して、加州議會の反省を促す爲加州に赴いた時、土地法案贊成者が氏に立法の必要を覺らしめる爲、態々案内したのは同じく此の村である。ブラウン孃の父

であらうか。我が社會の事情は到底此の如き運動を許さぬ。米國人の味方となる者は四方八方から國賊呼はりをされるはまだしも、隨分暗打も喰ひ兼ねぬから、斯かる危險を冒してまでも米國人の味方となつて、排斥の不都合不條理を主張する勇氣がある者は澤山あるまい。米國人は爾うでない。一體米國には我が國のやうに無暗に國賊呼はりをして人を陷れ、愛國を賣物とする危險人物がない、相互に人をして自由に其の信ずるところを主張し欲するところを行はしめる度量があるからでもあらうが、一般に日本人のやうに臆病でなく、所信をどし〳〵公けにする勇氣のある人が多い。此の點は日本人と雲泥の差のあるところで、日本人の學ばねばならぬ米國人の長所である。斯かる國であるから排日の最も甚だしい加州でも、日本人の爲排日派の主張を辯難攻擊する者が少くない。吾人は此等の人々に對し深厚なる謝意を表さねばならぬが、中にも感服せざるを得ざるは、一村擧つて排日派のところで毅然日本人の爲に奮鬪する一人の女子がある。

底寄り附けぬ太つ腹のところがある。啓發運動は米國であればこそ實行の餘地があるのである。

啓發運動を盛にして多方面に味方を求めねばならぬが、先づ第一に米國婦人の間に味方を求めたい。加州を始め米國太平洋沿岸諸州では、女子は選擧權を享有して政治上一廉の勢力のあることを忘れてはならぬ。排日の主たる原因は民族的偏見であつて詰り感情に本くのであるから、感情に脆い女子の弱點に乘じ、之を說き附けて味方とするとは必ずしも不可能のことでない。此の運動は是非女子を以て其の局に當らしめねばならぬが、在米日本人中に其の人なきは如何にも殘念である。米國の事情に通じ語學の堪能なる婦人を米國に送つて、其の局に當らしめたならば、必ずしも徒勞に歸することはあるまい。次に味方を見出したいのは舊敎の牧師である。排日問題を解決するには耶蘇敎の力を籍らねばならぬと云ふ者がある、予は耶蘇敎に斯くまでの信用を措かぬけれども、利用すべきものゝ一た

は二十英加許りの葡萄畑の地主で、收穫折半の約束で之を日本人に耕作せしめて居て、孃が日本最負となつたのは根柢に利益問題があることは疑がないけれども、女子の身を以て而も痼疾ある身を以て、日本人は排斥どころでなく、加州農業上缺くべからざる者であることを論じ、或は雜誌に寄書し、或はパンフレットを出し、盛に活動して日本人の爲に萬丈の氣焔を吐いて居る。此の如きは之を現代の日本女子に望み難いは勿論のこと、有髯男子をして後へに瞠若たらしむるものがある。米國人が世間の毀譽褒貶を顧みず所信を斷行する勇氣のあることに就て、更に一つの例を擧げて見よう。前國務次官ルーミスは加州のマーセッドに八百英加の土地を所有して居るが、昨年土地法實施後日本人に此の土地を賣却したいとて頻に買手を探して居た(勿論米國生れの日本人でなければ買入れることが出來ぬ)。若し我が國で斯んなことをしたら、敵の黨派は非國民として攻擊の槍玉に擧げるであらうが、流石に米國は大きいところがある、島國根性の日本人には到

であらう。

米國に在ると內地に在るとを問はず、有識者が我れに同情する米國人の助力を得て、米國人一般の蒙を啓く運動に從事することは今日の急務である。然し在米日本人が米國人と沒交涉の生活を爲し、排日派の云ふが如く日本人として入國し日本人として生活するならば、如何に汗水垂し聲を嗄して啓發運動をしても、排日は何時になつても息む時がない。排日撲滅の爲在米日本人は、米國人の社會と融和し和合するの覺悟をせねばならぬ、其れには先づ第一に日米人の經濟關係を密接にすることが肝腎である。日本人が種々なる方面に於て、米國人と離るべからざる經濟上の關係を有するやうになれば、米國人は日本人を排斥したくとも排斥し得ぬであらう。昨年春の加州議會で、農業地賃借權存續期間を三ケ年に喰止めることが、出來たのは、米國人地主の運動與つて力ありと云ふことである。又同議會に出た排日的漁業法案を、加州モントレー地方の米國人の盡力で揉消すこと

るを信じて疑はぬ。加州に於て勢力のあるのは舊敎であつて、排日派は重に舊敎徒であるが、日本人の耶蘇敎を奉ずる者は之に反して殆ど全部新敎である。舊敎の牧師連は日本人は舊敎に歸依するものでないことを見て、排日派に迎合し、四海同胞とか博愛平等などは棚に上げ、利益の命ずるところに從つて直接間接に排日の味方をなしつゝあるのである。斯かる次第であるから內地の新敎關係者で、米國に赴いて日本人の爲に努力する者が幾人もあつて、其の勞は洵に感謝すべきであるけれども、今日までのところ殆ど效果の擧がらぬは遺憾千萬である。然しながら元是れ四海同胞の福音を宣傳するを天職とする人である、同じく神の子たる日本人を敵視する道理がない、舊敎牧師が我れの味方とならぬは之を味方とするの策を講ぜぬからである。牧師を味方とするには是非先づ羅馬法王を味方とせねばならぬ。法王の舊敎徒に對する勢力は我が國で眞宗の信徒に對する本願寺の法主以上である、法王の御聲がゝりがあれば牧師連の態度は一變する

桑港の日本人約七千人を相手として風呂屋が十七軒、食料品店が二十軒もあり、殊に約五千人の男子を相手として玉突場が二十五軒、理髪店が二十七軒もあるに至つては驚かざるを得ざる次第である。最近田舍から都會へ出て商賣を始める者が多いことは、一見日本人の發展のやうであるが、實は經濟上實力の減退である。此等の人々は多年勞働して多少貯金が出來妻君を迎へた結果、從來のやうに東奔西走職を求めて勞働することを厭い、知識も經驗もない不馴の商賣を始めるのであるから極めて危險である。剩さへ虛榮心に驅られて實力以上のことをするから、少數の貿易商を除く外其の基礎極めて脆弱、起きては倒れ、生れては滅ぶる有樣、明治四十三年加州勞働局日本人調査報告に依れば、調査した日本人商店二千五百四十八につき營業開始後の年數は、一年以下のものが總數の四割強を占め、十年以上のものは僅かに二分三厘に過ぎぬ。桑港に於ては貿易商を除くの外大多數の商店は、明治三十九年大地震以後に出來たものであつて、信用のある店は

が出來たのは、此の地方の漁業の中堅となつて居る日本人が該法案の爲大打撃を破ることは、結局モントレーの繁榮に關係するところが大いから、白人連が日本人の爲一肌脫いで呉れたからである。加奈陀で將來日本人漁夫に對して排日運動が起る時、之に對して日本人漁夫を擁護する者は、必ず罐詰會社に關係のある白人資本家連であらう。利害の密接は米國人をして日本人の味方とならしめ、日本人の地位を安全にすること百の啓發運動よりも有力である。此の無言の啓發運動をするには、何よりも日本人の經濟上の實力の充實が肝腎である。然らば在米殊に加州在住日本人の現在の經濟上の地位は何うであらう。表面に現はるゝ彼等の地位は劈頭に說明した通りであるが、裏面の事情は何うであらう。

彼等の經營する商業及雜營業の大部分は殆んど白人と沒交涉で、所謂共喰をなしつゝある上に、他人が少しく利益を得ると見るや直ちに同樣の營業を始め、競爭の結果共倒れの危險の多いことは遺憾千萬である。例へば

基礎が鞏固でないにしても兎に角、加州在住日本人は商業、雜營業及農業等で一ヶ年に約一億圓の仕事をして居るに、金融機關の乏しいことは甚だしい缺點である。正金銀行の桑港支店の外に、フレスノとサクラメントに資本金十萬圓以下の小銀行が僅に二つあるだけであるから、日本人は金融組合を作つたり、頼母子講を作つたりして金融機關の缺乏を補ひ、農業家の如き白人銀行と取引を結んで居る者が間々あるけれども、多數は不利を忍んで仲買人から非常に高利の融通を受けねばならぬ境遇にある。昨年加州在住日本人が內地に落した金は約二千萬圓もあるのに、加州土地法實施前僅に三十萬圓の特別貸附を正金銀行から得る爲、大騷ぎをしたに徵しても、金融機關の如何に不備であるかゞ明かである。金融機關の不備は日本人の發展を妨げる一つの大原因であるから、何うかして此の缺陷を充したいものである。要するに日本人は加州に於て發展したには相違ないけれども、成功者と認め得べき者は、誠に少數で、之を歐洲移民例へば以太利移民

寥々たるものであるさうである。

農業の方面では日本人の農業地面積は非常の速度で増加して居るけれども、土地を所有する者は少く、而かもやつと近頃地主となつた者が多く、其の内幕は大概苦しいやうである。一體加州の農業の或るものは我が國の農業と大に事情が違つて居て、農産物の價格の變動頗る甚だしく相場的のものが多い。玉葱の如き一昨年は一袋五十錢位まで下落し、此の直段では市場に出しても堀賃と袋代がある許りであるから、畑で腐らして仕舞つて大損をした者があつたが、昨年は打つて變つて二圓以上に騰貴したから非常に利益を得たさうである。其の他馬鈴薯とかハップスとか日本人の耕作する農産物で不安全のものが少くない。土地所有者も、借地者も其の生産する農産物の價格下落の爲、數年引續いて損害を被ることがあつても、之に堪へるだけの餘裕綽々たる資力を有つて居る者が乏しいから、日本人農業の將來は中々樂觀するを許さぬ。

日本人にもあると云はねばならぬ。在米日本人が一人々々米國人に接近して友人を作れば、其れだけ味方が出來る譯である。加州四萬の日本人男子が、一人で十人宛の米國人を親友とするならば、四十萬の味方が出來て、排日派も其の排斥を逞うするの餘地がない。是亦演壇や新聞、雜誌上でする啓發運動に優ること萬々であるけれども、殘念ながら言ふべくして容易に行ふべからざることである。第一に加州在住日本人の大多數は中等以上の米國人と對等の生活をして居らぬ。加州には人口二百五十萬に對して自働車が約十三萬臺、卽ち二十人につき一臺ある割合で我が國の人力車のやうなものであるに、桑港の日本人中自用車として有つて居る者が一人もない。總領事館にさへ一臺もなく、總領事殿は電車で往來せねばならぬ次第で情ないことである。尤も他國の領事にも隨分徒歩の仲間があるけれども、其の國の在住者中自働車に乘る資格のある者が澤山あつて、領事は貧乏人の方であるから差支ないが、我が在住者中では領事が最上等の一人で、其

に比較すると、殘念ながら及ばざること遠しと云はねばならぬ。日本人は今日以上に勤勉節儉實力を涵養し經濟上拔くべからざる勢力を養はねばならぬ。曾てシャトルで支那人の排斥を行はんとした時、支那人は其の對抗策としてシャトル市内に投下して居た資金の回收を始め、此れが爲シャトルの金融市場が混亂して、排斥運動は頓挫して仕舞つたことがある。此の例を見ても、日本人排斥が加州の經濟上に大なる影響を生ずるだけ、日本人が實力を有するやうになつたならば、如何に排日派が騷いでも我に一指を加ふることが出來ぬやうになるに相違ない。然し斯かる經濟上の大勢力は何時になつたら出來るであらう。前途は遼遠である。

次に望ましいことは日本人が進んで米國人に接近し、彼我相往來して意思の疏通と感情の融和を圖ることである。米國の眞中で日本風を墨守し、日本人同志で交際し、米國人と隔離する生活をして居ては、日米人の間に毫も溫情がなく誤解が生じ易い。現在の日本人の生活狀態では、排日の責は

ねばならぬ、此れが爲には餘程金が要る。一ヶ年に五十萬乃至百萬圓、先づ十年計畫で著手せねばならぬ。移民問題位に斯かる大金を消費することは馬鹿々々しいやうであるが、我が國の名譽の爲にも、加州在住日本人だけでも一ヶ年に二千萬圓も內地へ送金することを考へても、又移民問題の爲日米の國交不和となり海軍擴張の競爭の爲、一ヶ年數千萬圓の大金を水中へ棄てるやうな馬鹿げたことをせねばならぬことを思へば、安價いものである。現在實行中の啓發運動は萬事箱庭式の日本人相當のもので、二階から目藥どころでなく摩天樓の頂上から目藥である。斯かる遣方をして一日でも安心する者があれば、馬鹿の骨頂である。若し夫れ三萬や五萬の端た金ならば、啓發運動は第二として試訴を起すが宜しい(但日本人の歸化權の有無に關する試訴だけは當分留保せねばならぬ)。試訴は必ずしも勝訴の見込があるのではないけれども、敗訴したからとて今日以上に日本人の地位が不利となるのではないから、萬一を僥倖してやつて見るのも一策で

の人すら此の如し、白人の尊敬を得て之と對等の交際をすることは望み難いことである。更に語學の不十分な者が外國人と交際するとは樂みにあらずして苦しみである。琴や三味線を聞き馴れた日本人には、ピアノやヴアイオリンは欠伸の種となり、藝者の踊を有する國民には、男女相擁して跳廻る西洋の舞踏は何の興味もない。彼我の言語、嗜好、娛樂の相違が現在の日本人をして外國人と親しく交際することを妨げることは、在米日本人の場合に限らぬ、彼等よりも敎育の高い者の場合に於ても亦同樣である。留學生や旅行者の歐米に於ける生活を見るに、多くは日本人同志相集り屢次牛鍋をつゝき故鄕戀しやの話に耽つて、歐米人と交際する者は極めて少い。在米日本人が米國人と盛に交際して、各自啓發運動をすることは極めて望ましいことであるけれども、彼等に望むべからざることである。

外的啓發運動は排斥の中心點たる加州は勿論のこと、オレゴン、ワシントン州等太平洋沿岸諸州でも必要であるが、廣く米國全體でも(加奈陀でも)行は

滅することは到底望み得べからざることである。

過去に於て獨逸人は排日運動の有力なる一原動力であつて、明治三十九年加州に起つた排日の黑幕には、獨逸ありと傳へられる位である。在米獨逸人は日獨開戰後母國の官民と相應じ、新聞雜誌等を利用して米國人の排日感情を挑發すべく、系統的の運動を開始したやうである。米國人口の五分の一を占め、其の政治上、社會上、經濟上に非常なる勢力のある獨逸人の此の運動は、米國人の對日態度をして益々我に不利とならしめるのであらう。獨逸の敵は我が國許りでない、英吉利、佛蘭西、露西亞三國共に我が國以上の大敵であるにも拘はらず、特に我が國が獨逸人の陰謀術策の槍玉に擧り、非難攻擊の的となるのは、彼我の間に黃白人種の差があるからである。獨逸人の此の運動は獨り排日運動を一層激烈にする許りでなく、先年來日米兩國識者の憂慮する日米開戰の危險を增加した。日獨戰爭前に於てすら餘り有望でなかつた啓發運動は、日獨開戰後愈望み少なのものとなつて仕舞

ある。十分に資金を用意して啓發運動に著手すれば成功の見込があるであらうか。日獨戰爭前までは十分大仕掛にすれば、米國の輿論を改造し得る見込が幾分あつた、單に幾分といふのは、必ず成功する見込ありと斷言する勇氣がないからである。獨り黄白人間だけでない、言語、風俗、習慣を異にする者が相接觸する場合に、相互に强き憎惡心の爲に驅られて融和し難く、反目軋轢することは、米國の白黑人は勿論のこと、獨逸帝國の獨逸人と波蘭人、墺地利内の獨逸人とツエツク人等の關係に徵しても明かである。米國人の日本人排斥は決して他に例のない現象ではない。米國人の日本人に對する偏見は、一面には彼我の交際、日米人の道德の進歩などに因て和ぐ筈であるけれども、同時に彼我の接觸に連れて、經濟上、社會上、政治上種々なる原因が偏見を刺戟し、益々之を激烈ならしめるに相違ない。啓發運動も有力なる排日派の新聞雜誌の記事の爲、三日溫めて一日冷すやうなことにならぬとも限らぬ。米國人の日本人に對する偏見を、近き將來に於て全然撲

第三節　墨西哥と我が移民

第一款　海外發展の必要

桂第一次内閣、第三次内閣及山本内閣の時に民衆の大示威運動があつた。年春は警察取締の行屆いた爲か、左したる騷動を惹起さなかつたが、桂内閣の時は二回とも民衆はモツブに變じて、我が憲政史上に汚點を留めた。維新以來民心動搖の甚だしいことは屢次あつたけれども、未だ最近數年の如く甚だしいことはない。若し之を民衆が政治的に自覺した結果であるとすれば、我が立憲政治の進步の一階段として兎も角賀すべきであるが、裏面を窺ふ時は慄然として恐れざるを得ざるものがある。現代の青年と老人との間には精神上大きな罅隙がある、青年は善いか惡いか、覺めたのか迷つて居るのか、兎も角新しい考へを有つて居る。老人は相變らず古い思想、古い道德、古い制度を以て青年に臨むけれども、老人に屬するあらゆるものは

つた。然し多少たりとも米國人の蒙を啓く見込ある以上は是非試みるべきである、之を棄てゝ顧みぬことは問題の解決に向つて歩を進める所以でない。

啓發運動を十分實行することは在米日本人の力では及ばぬことで、内地人の助力を必要とする。米國の排日は其の影響世界的である、日本人海外發展の先鋒たる在米日本人を見殺にするは、結局世界に於ける日本人の將來を抛擲することになるのであるから、内地人は僅々十數萬の日本人に關する小事件として閑却することなく、奮つて彼等に後援を與へねばならぬ。今年春此の目的を有する一の會が澁澤男爵を中心として計畫されて居たが、其の後杳として聞くところがない。健忘の爲か、將た又日獨戰爭に忙殺される爲か。在米日本人の運命甚だ危く、一刻の油斷も許さぬ今日、此の有樣であるは遺憾千萬である。

徽の生えた道德論や修養論を講釋せしめ、以て青年指導の能事了れりとする如きは殆ど噴飯に値するのである。各地方官が本縣下には幾つの青年會あり、會員一同勤勉節儉戊申詔書の御趣意を奉戴しつゝあり、講演會を開く何囘成績頗る見るべきものありと、本省に紋切り形の報告をなしつゝある間に地方の民心は一日々々險惡となりつゝあるのである。敎育の如きも形式は立派であるけれども實は全く混亂の狀態に陷つて居て、最近中學校にストライキが頻々として起るは由つて來るところが深い。經世家は斯かる子供だましのやうな官僚の爲すところに滿足せず、活眼を開いて民心の趨くところを洞察し、一日も早く青年を善導して、國家隆昌の爲、立憲政治の圓滿なる發達の爲、拔本塞源の策を講ぜねばならぬ。今日の最大急務は海軍の擴張でない、師團の增設で無い、民衆にパンを與ふることである、生活難を拯ふことである。此れが爲には租稅の減少、農工商業の發展等も必要であるが、予が此處で主張するのは移民の奬勵である。

青年に對して權威がない。青年は現在に不滿足である、現在を呪咀して居る。彼等は未だ建設的に或る新しいものを以て舊いものに替へる準備をして居らぬけれども、現在の破壞を希望し期圖するのである。藩閥打破、學閥打破、老閥打破の聲は燎原の火の如く擴がつて、尾崎氏の憲政擁護論が到るところで歡迎され、氏が一時憲政の神として渴仰の中心となつたのは、此の時代精神と合致するからである。現在の青年の胸中に大不滿があつて機會さへあれば爆發しようとして居るが、政治上の大變動の如きは最も好い機會を之に與へるものであるから、一二有力者の煽動は忽ちにして大騷擾を惹起するに足り、立憲政治の將來の爲深く憂へねばならぬことである。青年に此の不滿不平があり破壞的の思想があつて、爾うして之を刺戟するに生活難がある。最近激烈となりつゝある社會一般の生活難は、青年に深刻なる刺戟を與へ、彼等の不平不滿をして日一日激甚ならしめる。此の時に方り內務省が各地方に於て青年會を組織せしめ、時々所謂名士を招いて

の總計は千八百六十一萬五千四十二圓である。其の他シャトル方面の持歸金、布哇からの送金、並に外國銀行及東部からの送金が合計千五百萬圓位あるから總金額は三千萬圓以上に達するであらう。今詳細の統計を左に掲げる。

△桑港經由の分

	大正元年	大正二年
桑港郵便送金	四、五七二、一三四円	四、〇七二、一二〇円
正金郷里送金	三、七七六、七七九	四、二四二、二六七
正金爲替送金	一、六五八、九一五	一、六六七、八八一
正金本店預金	四、四九一、八一六	五、七〇五、七九一
他の日本銀行爲替送金	一八七、五五八	一八〇、五六三
歸朝者携帶見込高	五一〇、二〇〇	六一六、六〇〇
合計	一五、一九七、三九一	一六、四八五、二二二

△シャトル郵便局經由の分

移民に關しては學者や政治家の間に色々な議論がある。移民は外國と事端を繁くするとか、健全なる勞働者が多く出掛ければ國內の生產力を減じ、不健全なる勞働者が出掛ければ母國の體面を汚す憂があるとか、熱帶地方であると民族が墮落するとか、何とか理窟を附けて移民に反對する者がある。けれども、我が國は斯樣なことを言つて居られぬほど切迫した事情の下にあるのであるから、多少の不利があつても、何うしても盛に海外に移民するの道を講ぜねばならぬ。加州六萬の日本人が內地の人よりも立派に衣食し、爾うして昨年の如き一年間に內地に落した金が約二千萬圓、米國全土に在住する約十八萬の日本人の送金額は三千萬圓を超えて居る。

在米日本人が母國に向け送金した額は、桑港經由の分大正元年は千五百十九萬七千三百九十一圓、翌二年は增加して千六百四十八萬五千二百二十二圓である。シヤトル經由郵便爲替の分大正元年は二百九萬七千九百九十二圓、翌二年は二百十二萬九千八百二十圓であるから、大正二年

墨西哥の朝野は日本人に對して非常に好感情を抱いて、其の入國を歡迎しつゝあるのである。前假大統領ウエルタは予に對し日本移民の入國を希望する旨を告げた。昨年末答禮使として來朝したデラバラも、日本移民渡航の場合には相當の援助を與ふべきことを、我が實業界の有力者に約束したさうである。目下中原の鹿を爭ひつゝあるカランサ、ヴイリア諸將軍の日本人排斥は、米國仕込の訛傳であるやうである。墨西哥人は何故に日本人を歡迎するのであるか、其の理由三つある。第一は日墨人は其の皮膚の色、容貌等に於て酷だ似て居るから、墨西哥人は日本人と祖先を同ふすると云ふ傳說が信用せられ、日本人を以て兄弟分と考へる者が少くない、第二は墨西哥人は米國人に對して深い惡感情を有つて居るから、其の反動として米國人と抗爭する日本人に對する同情が自然深い。又日露戰爭で有色人たる日本人が白人に對して目覺しい勝利を占めたのを見て、日本人に對して深厚なる敬意を表し、非常に我が國との親善を希望するやうになつたの

大正元年　　二一、〇九七、九九二
大正二年　　二一、一二九、八二〇

尤も米國殊に加州は類ひ稀なる天の恩惠を享けたところであるから、在住日本人の例を以て直に他國へ出る移民を推すことは出來ぬとしても、今後五年間に百萬の移民、十年間に二百萬の移民を出したならば、幾分か內地の行詰つた事情を緩和することが出來るに相違ない。何うしても移民が救濟策の一つである。ブラジルは勿論のこと、南米なり、中米なり、南洋なり、渾圓球上到るところ他國が其の門戶を閉鎖せざる限移民を出すべきである。殊に米國に比して左して遠からず、天與の富源は米國に及ばぬけれども、南米諸國に比較して遜色なく、而も非常に日本人の入國を歡迎する墨西哥の如きは、今後移民を送るべき最も適當なる國である。

第二款　墨西哥と排日問題

の理由で日本移民は墨西哥で頗る歡迎されるから、我が國は之に乘じて彼地に多數の移民を送り、切迫したる人口問題の解決を圖るべきである。

我が國が移民會社の手で、初めて團體移民を墨西哥に送つたのは明治三十七年で、明治四十年二月に送つたのが團體移民の終りで、紳士的協約成立の時我が國は米國に對し其の隣國に移民を送るには相當の考量を用うべきことを約束した。蓋し墨西哥を踏臺として米國へ密入國をするやうな移民を、墨西哥に送らぬことを約束したのである。

墨西哥移民を語るものは必ず先づ榎本殖民地を聯想するであらう。後の墨西哥移民研究に志す者の參考に供する爲、本年一月桑港日米新聞所揭の「榎本殖民地の今昔」と題する記事を借用して左に揭げる。

榎本殖民地は Colonia Proprio Japonesa と云ふのが本當の名稱であるが、故榎本武揚子の發意に依て出來たものであるから、世人は概ね之を榎本殖民地と呼で、今でも其の名の方が一般に通じがよい。明治二十七八年日

である。此れ等感情上の原因許りでなく、第三に經濟上の原因がある。墨西哥八十萬方哩、我が國の約三倍の面積の地に住する人口僅に千五百萬、而も其の大多數を占める墨西哥土人は、智識の程度極めて低く、甚だしく懶惰で、極めて低級の勞働者である。農業上の勞働者としては彼等は新式機械の使用を知らず、今尙先祖傳來の幼稚な耕作法をやつて居る有樣であるから、農業勞働者の缺乏甚だしく、此れが爲今日尙耕作されぬ土地が澤山ある。墨西哥は鑛物殊に銀の豐富を以て聞える國であるけれども、其の將來は鑛業に在らずして農業にある。或る學者が墨西哥の鑛山に投ぜられた資本を全部農業に投じて居たならば、墨西哥の國富は今日に比較して四倍になつて居るだろうと云つた位であるが、農業に必要な勞働者が缺乏して居るから、之を海外に求めねばならぬ。米國が歐洲移民に開放せられる限、此の方面から勞働者の供給を仰ぐことが六ケ敷いから、熟練なる農業上の勞働者として、評判の高い日本人を歡迎することは自然の勢である。以上三つ

榎本子爵ハチヤパス州ニ殖民地ヲ設立スルコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ從ヒ墨國政府ハ第三者ニ對シ故障ヲ有セサルチヤパス州ソコヌスコ郡エスクイントラ所在ノ官有地ヲ子爵榎本武揚氏ニ賣渡シ後者ハ右ノ土地ヲ購入ス

第三條　前記ノ土地ニ於テハ殖民地ヲ設立スヘク代價ハ所在地地價ノ標準ニ從ツテ一ヘクタラニ付墨貨一弗五十五仙ノ割合トシ拂込期限ハ本契約締結ノ日ヨリ起算シ向フ十五ケ年ノ年賦拂トシ其期日毎ニ墨國公債證書ヲ以テ之ヲ大藏省ニ納付スヘシ

購入者ハ本契約ニ定メタル期限前ト雖トモ便宜其代價ノ拂込ヲ爲スコトヲ得

第四條　購入地ノ地劵ハ其代價ノ拂込ヲ終ル毎ニ農商務大臣ノ證明ヲ得テ其拂込地所ニ對スル地劵ヲ交附スヘシ

購入者ノ義務

清戰爭に捷てる我が國民は、盛に海外に發展するやうになつたが、榎本殖民地の如きも當時の氣運に促がされて出來たものである。始め此の殖民地を設計する時、根本正氏などが態々視察に行て、是なら大丈夫と云ふ報告をしたので、榎本子も乘氣になつたのであつた。墨國政府と契約したのは時の在墨西哥公使室田義文氏で、氏は榎本子を代表して明治三十年一月二十九日、墨西哥農商務殖民大臣マヌエル、フエルナンデス、レアル氏と左の契約書に手署した。(外務省通商局編纂移民調査報告第十二墨國チャパス州ソコヌスコ郡日本人狀態視察報告附錄參照。)

墨西哥國農商務殖民大臣マヌエル、フエルナンデス、レアル氏ハ墨國政府ヲ代表シ子爵榎本武揚氏ノ代理人室田義文氏トノ間ニチャパス州所在官有地ノ賣買及ヒコレニ殖民地ヲ設立スルノ件ニ關シ締結シタル契約

第一條　千八百八十三年十二月十五日發布ノ法律第二十八條ニ準據シ

テ家族ノ移住ヲ證明スヘシ

第九條　購入者ハ毎會計年度ノ終ニ於テ殖民地ニ於ケル事業ノ狀況ヲ墨國政府ニ報告スヘシ墨國政府ハ亦以上ノ規定ニ拘ラス何時タリトモ右報告ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

政府ハ必要ト認ムル場合ニ於テ殖民移住ノ實況視察ノ爲メ吏員ヲ派遣スルコトヲ得ヘシ

第十條　購入者ハ現行殖民條例第二十八條ニ從ヒ一家族ニツキ五「ヘクタレヤ」ノ割合ヲ以テ購入地所ヲ無代價ニテ讓與シ若クハ之ヲ賣渡スヘキ義務アルモノトス

第十一條　購入者移住者トノ契約ハ凡テ千八百八十三年十二月十五日發布ノ法令ニ從テ締結シ農商務省ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條　購入者ハ本契約ニ關聯シテ起ル問題ニツキ墨國政府ノ協議ヲ遂ル爲メ適當ノ代理人ヲ墨府ニ在留セシムヘシ

第五條　購入者ハ其買受ケタル土地ノ測量ヲ終ル毎ニ二千「ヘクタラ」ニ付小クトモ一家族ヲ移住セシムヘキ義務ヲ有ス

右ノ移住民ハ日本人ニ限ル

第六條　本契約ニ於テ家族ト稱スルハ左ノ者ヲ云フ

第一、夫婦ニシテ子アル者又子ナキモノ

第二、父若シクハ母ニシテ其監督ヲ受クル一人又ハ數人ノ子孫アルモノ

第三、兄弟姉妹ニシテ其内一人ハ成年以上ノモノタルモノ

家族ノ移住トハ既ニ家屋ヲ建築シ土地ノ開墾ヲ始メタルモノヲ云フ

第七條　本契約成立後三ヶ年間ニ十五戸ノ家族ヲ移住セシメ以後八年間ニ第五條ニ規定シタル割合ヲ以テ其土地全體ニ於ケル移住ヲ完成セシムヘシ

第八條　購入者ハ家族ヲ移住セシメタル時ハ其移住ノ時日ヲ記シタル證明書ヲ地方官若クハ政府カ特ニ命シタル代理人ヨリ申シ請ケ之ヲ以

第十七條　本契約ノ保證トシテ購入者ハ契約締結ノ日ヨリ起算シ三ケ月内ニ公債證書ヲ以テ壹千弗ヲ墨國々立銀行ニ納付スヘシ但シ此保證金ハ第二十六條ニ規定シタル本契約ノ消滅ト同時ニ沒收セラルヽモノトス

殖民者

第十八條　子爵榎本武揚氏ノ設計ニ係ル殖民地ニ移住スヘキモノハ凡テ現行殖民條例第五條及第六條ニ規定シタル資格ヲ備ヘタル者ニ限ル又彼等ハ墨國ニ移住スルト同時ニ凡テ墨國ノ法律ヲ遵守シ且ツ本契約ノ規定ニ從フヘシ

購入者ノ使役ニ從事シ居ル者ハ殖民者ト看做スコトヲ得ス

第十九條　殖民條例第十條ニ準據シ購入者ノ設計ニ係ル殖民地ニ移住スル者ハ其移住ノ日ヨリ起算シテ十ケ年間左ノ特權ヲ享有スルヿヲ得

第一、兵役ノ免除

第十三條　本契約ニ規定シタル家族ヲ移住セシメサル時ハ購入者ハ一家族ニツキ一百弗ノ科料ヲ公債證書ヲ以テ墨國大藏省ニ納付スヘシ

第十四條　購入者ハ本契約第五條ニ規定シタル家族ヲ移住セシメタル後ハ其殘存地ノ一部若クハ全部ヲ賣却スルコトヲ得

第十五條　購入者ハ如何ナル場合ニ於テモ本契約ニヨリ得タル權利ヲ外國政府ニ讓與シ若クハ質入スルヲ得ス又權利ニ依リ成立シタル會社ノ社員トシテ外國政府ヲ加入セシムルコトヲ得ス

又豫メ墨國政府ノ認可ヲ經スシテ本契約ニヨリテ得タル權利ヲ一個人又ハ私設會社ニ讓渡シ若クハ質入スルヲ得ス但シ便宜上株券若クハ社債ヲ發行スルハ自由ナリトス

第十六條　購入者ハ其殖民ヲ移住セシムルニ當リ豫メ彼等ニ對シ墨國現行法、歸化法及外國人取締法ヲ諭告スヘシ若シ此ノ諭告ヲ怠リ移住後殖民ニシテ是等ノ法規ニ牴觸スルモノアル時ハ購入者其責ニ任スヘシ

ニ拘ラス凡テ墨國法廷ノ裁判ニ服シ其權利義務ハ法律上墨國人ノ享有スルモノト同等ナルヘシ

購入者特權

第二十一條　榎本子爵又ハ其設立ニ係ル會社若クハ其承繼人ハ本契約第七條ニ準據シ初メテ殖民者ヲ移住セシメタル日ヨリ起算シテ十五ケ年間ハ左ノ特權ヲ享有スルコトヲ得但シ千八百八十三年十二月十五日發布ノ殖民條例第二十五條第五項ノ規定ハ茲ニ適用スルノ限ニアラス

第一、印紙税ヲ除クノ外殖民事業ニ使用スヘキ資本ニ對シテハ一切ノ課税ヲ免除ス

第二、少クトモ十家族以上ノ移住民ヲ當墨國内ニ搭載シ來ル船舶ニ對シテハ港灣改良税及水先案内料ノ外凡テ港税ヲ免除ス

第三、殖民地ニ於テ使用スル器具機械建築用材料勞働用又ハ種用畜類ハ凡テ輸入税ヲ免除ス但シ以上ノ物品ハ移住民自身ニ携帶セサル場合ニ

第二、地方税及印紙税ヲ除ク外諸税ノ免除
第三、殖民地ニ要スル農具類、器械建築用材料、既用ノ家具類、種用及勞働用畜類ニ對スル輸入税並ニ内國税ノ免除
但シ此特權ハ他ニ讓渡スルコトヲ得ス
第四、殖民者ノ收穫物ニ對スル輸出税ノ免除但シ此特權ハ他ニ讓渡スコトヲ得ス
第五、公共事業ニ對スル功績顯著ナル者ヲ顯賞シ及農工業上ノ新企圖ヲナシタルモノニ特別保護ヲ與フル事
第六、移住ノ目的ヲ以テ墨西哥ヘ來航スル者ニ對シ領事館ヨリ發給スル旅券ノ交附並ニ其査證ニ關スル手數料ヲ免除スルコト
第二十條　移住者ハ千八百八十三年十二月十五日發布ノ殖民條例ニ規定シタル前條ノ特權ヲ享有スルト共ニ墨國憲法ニ於テ墨國人及外國人ニ對シテ規定シタル權利ヲ有シ義務ヲ負フ訴訟ニ關シテハ其性質如何

裁判セラルヘシ

故ニ本契約ニ關スル事件ハ其性質ノ如何ニ拘ラス唯墨國法律カ其國人ニ附與シタル權利ノ外ハ外國人タルノ權利ヲ用ユルコトヲ許サス隨テ該事件ニ關シ外國交際官之ニ干渉スルコトヲ得ス

第二十五條　榎本子爵ハ本契約ノ規定ニ從ヒ移住セシムヘキ殖民者ノ爲メニ如何ナル場合ト雖トモ墨國政府ニ對シ保證金若クハ土地ト賞與ヲ要求スルコトヲ得ス

第二十六條　本契約ハ左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス

第一、本契約第十七條ニ規定シタル保證金ヲ其期限內ニ納付セサル時

第二、本契約第三條ニ規定シタル年賦拂込ヲナササル時

第三、本契約第七條ニ規定シタル家族ヲ移住セシメサル場合

第四、本契約第十條ニ規定シタル義務ヲ果ササル場合

第五、購入者ノ使役ニ從事スルモノヲ移住民ト看做ス時

限ル

第二十二條　移住民ヲ移住地ニ送致スル一切ノ費用ハ購入者ノ負擔トス但政府ノ補助ヲ受クル汽船及鐵道ニ對シテハ政府ト該會社トノ契約ニ規定シタル同一ノ割合ヲ以テ之ヲ使用スルコトヲ得、此ノ割合ヲ得ルニハ其都度農商務省ニ出頭スヘシ

一般處分法

第二十三條　本契約第十九條及第二十一條ニ揭ケタル特權ハ千八百八十九年七月十七日並ニ千八百九十三年六月九日發布ノ法令ニ從ツテ享有スヘシ尤モ殖民ヲ移住セシメタル後ニアラサレハ購入者ハ此特權ヲ享受スルコトヲ得サルヘシ

第二十四條　榎本子爵ハ其設立ニ係ル會社若シクハ其承繼者カ外國人タルト否トヲ問ハス凡テ本契約ノ定ムル所ニ從ヒ墨國人タル資格ヲ以テ取扱ハルヘシ而シテ墨國内ニ起リタル事件ハ凡テ墨國裁判權ニ依テ

第三十條　第二十六條第八(?)項ニ牴觸シテ本契約カ消滅シタル場合ニハ本契約全部ノ外其保證金及既得財產ノ權利並ニ企圖セル工事ノ權利ヲモ併セテ失フモノトス

第三十一條　凡テ本契約カ消滅シタル場合ト雖トモ既ニ移住シテ第十九條ニ規定シタル特權ヲ有シ又其買得ニ係リ或無償讓渡ヲ受ケタル土地及財產ニ對シテハ有所權ヲ保持スル事ヲ得

第三十二條　非常ノ變災ニ遭遇シテ本契約所定ノ期限內ニ購入者カ果スヘキ義務ヲ終ヘサル場合ニハ農商務省ノ承認ヲ得テ之ヲ中止スルコトヲ得

但本條義務ノ中止ハ非常事變ノ經過後二ケ月ヲ以テ期限トス

第三十三條　本契約ノ有效期限ハ其成立ノ日ヨリ起算シテ向フ十五ケ年間トス

墨府ニ於テ

第六、本契約ニ規定シタル殖民者以外ノ國民ヲ移住セシメタル時

第七、豫メ墨國政府ノ許可ヲ經スシテ本契約ノ權利ヲ會社若シクハ一個人ニ讓渡シタル時

第八、本契約ニ規定シタル權利ヲ外國政府ニ讓リ渡シ若シクハ質入レシ又ハ外國政府ヲ其設立シタル會社ノ組合員トナシタル時

第二十七條　前條第二項ノ理由ニヨリ本契約カ消滅シタル場合ニハ購入者ハ其保證金ヲ失フト同時ニ代金未拂ノ土地ハ再ヒ墨國々有地ニ編入セラルヘシ

第二十八條　第二十六條第三項ノ理由ニヨリ本契約カ消滅シタル場合ニハ購入者ハ其保證金ヲ失フヘシ

但シ其代金ヲ支拂ヒタル土地ニ關シテハ適宜處分スルコトヲ得

第二十九條　第二十六條第四、第五、第六及第七項ノ理由ニヨリ本契約消滅シタル場合ニハ購入者ハ保證金ヲ失フヘシ

二百七十三哩を隔て居るのである。榎本子が此の殖民地を設立した時分には、日本船の寄港もなければ、又鐵道もなかつたのであるが、今は墨國の南端とは云ひながら大分便利の地となつて居る。而して榎本殖民地は此のソコヌスコ郡中エスクイントラ、プロバーの北方シーラマドレ山内に位し、六萬三千九百二十六町歩の面積を有して居る。此の邊の氣候は地勢に伴うて自ら差異があるが、郡の首府たるタパチユラ市では攝氏二十五度から三十度位の間で、段々山に入るに從て熱さを減じ、榎本殖民地所在地は、日本人が生活することが出來ぬ程熱いところではない。現に百名に垂んとする日本人が此邊に永住の基礎を固めて、着々成功しつつあるに徵しても之を知ることが出來る。然るに世人の知る如く榎本殖民地は全く失敗に終つた、夫れは何の爲めであらうか。先づ事情不通が其の最大原因を爲して居るやうである。最初殖民地を設計する時に行つた根本正氏の如きは、農業に關する專門の智識を有つて居る者でな

明治三十年一月二十九日

「エム、フォルナンデス、レアル」手署

室田義文手署

右の契約書中にもある如く、榎本殖民地はチャパス州内にあるが、更に之を詳說すれば、同州の南端にして西は太平洋に臨み南は中米グアテマラに接するソコヌスコ郡にあるのである。今試に東洋汽船會社南米航路の寄港地である墨國サリナクルースから、テアンペツク鐵道に搭じて東進する時は、十二哩にしてガムボア驛に達する、此驛はテアンテペツク鐵道と全米鐵道との聯絡點であつて、全米鐵道は此の地を起點として太平洋に併行し、ワハカ州の一部とチャパス州とを貫通して中米グワテマラ國々境に達するのであるが、榎本殖民地のあるソコヌスコ郡はガムボア驛から此の鐵道に依て南下八十哩の地點にあるのである。即ち日本汽船の寄港地サリナクルースから鐵路九十二哩、又墨國首府からは鐵路

らぬ者許り集めて來たことである。勿論殖民者の中には百姓働きを爲馴れた者が多かつたが、此の殖民地でする仕事は米を作つたり麥を作つたりするのではない。日本では未だ木に實るのか草に實るのか、形さへ見たことのない珈琲を栽培するのであるから、勿論單純なる勞働者の之を知つて居る筈がない。監督と稱する支配人も亦珈琲栽培に關して何等の智識を有つて居らぬ、此地へ著いてから初めて珈琲はどんな處へどんな風に作るものだらうと土人に聽て歩く騷ぎであつた。段々聽いて見た結果、此の殖民地に珈琲を栽培し得る土地がないといふことに極まつて仕舞つた。左樣斯樣して居るうちに金がなくなつたので、此儘では仕方がないから誰か日本へ歸つて事情を報告し更に資本を携へて來るか、又は全く放擲して仕舞ふか、親しく榎本子に其意見を聽いて來ることとなつた。照井氏が其の任に當て歸朝したのであつたが、此時榎本子は既に農商務大臣を退いた後で、今まで子を助けて事業を遣らうとして居

いから仕方がないとして、特に派遣された技師でさへ珈琲栽培に適當な土地であるなどと嘘八百の報告をしたさうである。そこで榎本子は此の殖民地を珈琲栽培地とする積りで、明治三十年第一回目に二十六名許りの殖民者を送つたのであるが、其の監督者が薩張り地方の事情に通ぜぬ許りでなく、又言葉も解らぬ。當時此等の人々と一緒に來た照井亮次郎氏の話に依れば、當時は今日のやうに汽車の便がなかつたから、一行はサリナクルース港からソコヌスコ郡サンベニト港まで船で渡り、夫れから郡首府のタパチユラ市まで徒歩で行き、更に十九哩許りを歩かされたが、何處へ行つたら水が飲めるのだか、何處へ行つたら物が食べられるのだか、一向見當がついて居らなかつた位だから、始の日の旅行に早や歩行の叶はぬ人を出した程であつたさうである。斯やうなことでは到底殖民者が監督者の言ふことに服する譯がない、殖民地に一同が到著すると早や行動の一致を缺くやうになつたらしい。其の次の理由は仕事を知

るが、同氏は其の妻女及一人の日本人助手と共に、其の使役する數人の土人家族と同棲し、又た毎日二三十人の土人を雇使して居る。去る明治三十四年十二月此の殖民地に來てから今日まで引續き開拓に從事して居るが、既に耕耘を施した面積は七十餘町歩で、專ら護謨を栽培し、副業として玉蜀黍を耕作し、近所の市場又は他の珈琲園に賣拂つて居る。其の他百二十餘町歩の牧草地に牛三百頭を放養して居る。日墨協働會社は藤野氏から四十七町歩を買入れて之に甘蔗を栽培し、小林氏から百二十四町歩を買受けて之を牧場として居る。玉川氏は二十八町歩を小林氏から買受けて野菜園を起し、田邊氏は二十四町歩を矢張小林氏から買受けて之に甘蔗を作り、酒精の釀造に從事して居る。此等は皆な榎本殖民地と稱せられたところに現存する日本人の農業である。此の如き狀態であるから、榎本子經營の事業は全然失敗に終つた。然しながら榎本子が此地に向て大和民族の發展を試みんと期せられた其の志は、無意味に消

た連中も、稍々出資を澁るやうになつた爲めであらう、榎本子も此の事業に對して頗る冷淡となつて、終に今日の狀態になつて仕舞つたのである。若し榎本子にして起業の始めに充分なる調査を爲し、又事業の繼續に充分の投資を惜まなかつたならば、今頃は屹度十分成功をして居たであらうに、惜哉終に失敗を見るに至つたのである。榎本子の經營した殖民地の事業は右樣の次第で失敗に終つたが、墨國政府と契約した土地は折角色々の特權を得て居ることとであるから、之を放擲するのも惜いものだと云ふことで、墨國人某が其の大部分卽ち四萬四千六百十二町步を引受け、又た滋賀縣の前代議士藤野辰次郎氏が一萬三千五百二十六町步を讓受け、殘餘は墨京に在住する小林直太郎氏の手に歸した。此等の地所は榎本子の代理人室田義文氏が墨國農商務大臣と取結んだ土地購入契約の滿期となつた後、明治四十五年一月三十日を以て各當事者の所有と確定したのである。右藤野氏の殖民地は今日布施常松氏が之を管理して居

小橋岸本合名會社及日墨協働會社で、小橋岸本合名會社は資產の點に於て日墨協働會社に優ると云ふ評判がある。左に予が墨西哥滯在中、日墨協働會社理事照井氏から同會社の現狀に就て聞いたところと、外務省通商局編纂移民調查報告第十二墨西哥チャパス州ソコヌスコ郡日本人狀態視察報告とに依て、簡單に日墨協働會社の現狀を述べやう。

日墨協働會社は本名は Compania Japonesa Mexicana, Sociedad Cooperativa と稱し、墨西哥國法に依て組織せられた法人である。理事照井氏を始め社員數名は榎本殖民地の殘黨であつて、同殖民地沒落後此地に踏留まり、辛苦困難を極めた後前途の光明を認める樣になり、其內に他の人々も知つて今日の會社を組織する樣になつたので、現在の社員は十三人である。此會社は一種の面白い組織になつて居るから、定款の大要を左に揭げる。

▲會社は理事之を主管す理事は選擧に依る▲社員は創立者及總會の承認を經て入社を許可せられたる者たるを要す▲社員は自己に屬す

滅したものでない。今日此の地方に約百名の日本人が在住し、中には數十萬の資產を贏ち得た成功者もあるから、榎本子の失ふたところを補ひ得て餘りあるであらう。榎本子の計畫は子の懷勘定に於ては確かに損失であつたけれども、民族發展の上から見ては決して損失でなかつた。

最近の調査に依れば墨西哥在住の日本人總數は二千七百三十七人で、內男二千五百七十二人女百六十五人、其の內で重なるは礦山工夫の約八百五十人、家內勞働者の約三百人、農業勞働者の約二百五十人、勞働人足の約二百人等である。此等少數の日本人が我が國の約三倍の面積のところに散在するのであるから、墨西哥に於ける日本人の地位は決して重要のものではないが、其の內で最も成功して居るのは、チャパス州ソコヌスコ郡の日本人である。此の郡の在住日本人は其の數六十八人に過ぎぬけれども經濟上中々の勢力があつて、エスクイントラ村は實に日本人殖民地の中心として知られて居る。此の地方否墨西哥に於ける成功者は

關する法律の規定に準據す。

社員は私有財產を貯ふることを得ずとか、社員及其の家族の生活費は全部會社に於て負擔するとか、色々面白い規約がある。何時まで引續いて實行されるか一の疑問であるが、兎に角一種の共產主義が山海萬里を隔てた墨西哥で、日本人に依て實行されて居るのは珍重すべきことである。此の會社は商業と農業とに從事して居る。商業はエスクイントラ村、アカコニャグア村、アカベタグア村、ウイストラ町、タパチュラ市等に本店、支店を有つて、雜貨、賣藥、飮食料品等を販賣して居る。農業部は四十七町步のタコ農場、七百三十一町步のロシア耕地及百二十四町步のメモリア耕地を所有し、主として甘蔗を栽培して酒精を釀造するの外、野菜果實の栽培と牧畜に從事して居る。

社員中妻帶して居る者があるが、妻君は皆土人である。其の間に生れた兒童の敎育の爲、特に小學校を建設して、日本から敎師を招聘し、內地小

る一切の財産を會社に提供して別に私有財産を貯ふることを得ず但其の提供したる出資額に對しては株券を分配す▲株券は一定の利子を得るの外配當の標準となるものにあらず▲社員及其の家族の生活費は會社に於て全部之を負擔す但家族は會社の命ずるところにより其の事務を執るの義務あるものとす▲凡て會社の純益は社員の間に於て百分比例を以て配當率を投票し其の結果に依り配當す▲社員は自由に退社することを得、但其の出資及財産は十ヶ年賦にて拂戻を受くるものとす會社は其の拂戻金に對し六分の利子を附す▲定款には配當額を純益金の一割とすとあれども實際餘り多額に過ぐるを以て總會の結果該率以下を配當す▲配當金は現金を以てせず之を株金として會社に預託す▲社員は私用金として其全所有金の百分の十以上を消費することを得ず▲定款の改正は社員總數百分の八十以上の同意を得ることを要す▲社員總會に關することは墨國株式會社に

墨西哥人の日本觀光團組織を目論見、外務省の意嚮を尋ねたところ、外務省は墨西哥人が來朝しても一切構はぬことを言明して、不贊成の態度を示したから中止となつたことがある。殆ど同時に墨西哥の陸軍の學校で、我が柔道家を雇入れやうとして外務省に人選を依賴したけれども、之に應じなかつたことがある。此の如く我が國は墨西哥に關して甚だしく恐米病に罹り、病殆んど膏盲に入つて居るから、墨西哥に相當の見込を立て、眞面目に彼の地に赴いて仕事をしやうとする者があつても、中々旅劵を發給せぬ。米國に對する遠慮の爲、墨西哥移民は殆ど全く中止の狀態である。然し米國のやうな我儘勝手の國に對しては遠慮は禁物である、遠慮し控目にすればする程附け上つて飽くことを知らぬ國であるから、之に對しては思ひ切つて橫着に大膽に行動することが必要である。惟ふに日米問題を解決するに方り米國の好意に信賴するのは一つの方法である。米國に信賴するに足るだけの好意があるならば、之を怒らし其の感情を害するの虞ある墨

學校の課程の外、西班牙語を教授して居る。日本語の教科書は羅馬字で綴つたものであるが、兒童は皆能く日本語を解するさうである。

米國が斯かる約束を我に求め、我が國が之を承諾したのは故あることで、是より先明治三十三年以來、我が國は米國大陸行の移民に頗る制限を加へることになつたが、何うかして行きたいと苦心する者が少くなかつた。我が移民會社は之を見て奇貨措くべしとし、墨西哥行の移民を募集する時に、墨西哥は米國行の好い足場であると吹聽して盛に移民を誘惑したから、當時の墨西哥行移民は米國行が眞の目的で、渡墨後密入國を企てた者が多かつた。米國が之を取締るのに苦んだ結果上記の要求をしたのであつて、墨西哥渡航が非常に困難になつたことは、移民會社が大に其の責を負はねばならぬのである。

協約成立以後我が國が協約を遵守することは誠實以上で、墨西哥に關して米國を憚ることは極端である。明治四十三年東洋汽船會社の關係者が、

ない、之を排日問題の解決に利用せんことを欲するからである。排日問題解決の唯一の方法と看做される啓發運動は、前述の如く見込のあるものでなく、是だけで此の難問題を解決しようとするは、木に緣て魚を求めるやうなものである。爾うして現內閣は此の問題の解決は時の力を俟つの外なしとし、英米間に數世紀間懸案となつて居たニューファウンドランド漁業問題の例を擧げて、氣永に根本的解決の手段を講ずる旨を公言して居るが、是は結局無策を自白する者である。在米日本人沒落の危機は、百年の猶豫は勿論のこと十年の猶豫すらも許さぬ程切迫して居る。是に於て予は至急排日問題を解決する爲、日米外交上の掛引に墨西哥少なくも墨西哥移民を利用することを主張したい。米國を苦しめるには墨西哥を利用するに限る。我が國にモンロー主義を尊敬するの義務がないのは勿論のこと、今後膠州灣問題に關して米國の出方次第では、我が國は高平、ルート協約を楯として、太平洋沿岸にある中米、南米諸國に關し、米國の行動に容喙するの權

西哥移民の如きは努めて避けねばならぬが、米國政府に全然好意がない。好意があるにしても輿論の嚮ふところに逆行することは出來ぬ。米國の好意に信頼する能はざる以上、從來のやうに萬事遠慮勝では甚だしく不利であるから、約束に違背せざる限無遠慮に無頓着に、我が國の利益となることを斷然實行すべきである。墨西哥を踏臺として米國に密入國を企てる嫌疑のない者ならば、どし〳〵渡墨を許して然るべく、北部には今日のところ實際移民を送ることは出來ぬけれども、爭亂平定次第其の工夫を爲すべきである。尤も現在の爭亂は平定しても、墨西哥のことであるから續いて又新なる革命が起るであらう、起るならば必ず北部に起るべく、此の地方は引續いて兵革の巷となり移民を送ることは近き將來に於て實行し難いであらう。けれども、兎に角此の地方に移民を出す自由が我にあることを、米國に示して置くことを忘れてはならぬ。

予が墨西哥移民を主張するのは、獨り我が國の人口問題解決の爲だけで

以南に送つて北部には送らぬことを、交換條件として米國に許めば、米國は我が要求に應ずるに吝でなからう。僅々十數萬の在米日本人を救ふ爲、斯かる大なる報酬を與へることは果して我が國の利益であらうか、異論を挾むの餘地が十分ある。然しながら米國に於て日本人が築き上げた現在の地位は、中々容易に出來るものでない。之を全く破壞されて米國を引上げねばならぬことになつては、大損害である許りでなく、世界に於ける日本人の將來に大關係のあることである。墨國北部移民の自由を棄てる位で、米國に於ける日本人の現在の地位を維持することが出來るならば、計算上大なる利益があると云はねばならぬ。墨西哥移民と交換的に要求すべきは、歸化權の取得か、條約に依る日本人の不動產上の權利の保障であるが、歸化權の取得は國家の體面上要望すべき性質のものでないと云ふ論がある。成程常道でない。然し米國の排日其のものが變態である以上、我が國も亦變態の步調を執る必要に迫られて居るのである。在米日本人の爲、日米平

利あることを主張することが出來る。墨西哥を利用することは排日問題の解決の一策であるけれども、米國人の我が國に對する反感を甚だしくする虞があるから、寧ろ移民問題を利用して排日問題に關する日米妥協の道を、此の間に發見することが、策の得たるものである。米國に對して歸化權を與へよ、土地所有權及借地權の保障を與へよと要求しても、現在のところでは米國をして之を承諾せしめるだけの報酬がないから無理な注文である。此の種の要求を貫かうとするのには、相當の報酬を準備せねばならぬ。我が國から墨西哥へ移民を送ることは、約束に違反せざる範圍内に於てすると否とを問はず、米國の甚だ憚ばざるところである。殊に墨西哥の北部に我が移民を入れることは、米國が將來墨西哥に對する野心を遂行する上に大なる不便があるから、反對するのは必定で、米國に對する我が要求は、此の時に於て初めて有效なる報酬を準備し得たのである。墨西哥の北部よりも中部以南が日本人將來の發展に適當であるから、我が移民は之を中部

ある。例へば墨西哥第一の地主はチワ、州のルイス・テラサスで、彼の所有地は實に千三百萬英加(我が一町歩は二英加半)に上るさうである。前大統領マデロ一族の所有地も七百萬英加もあるさうである。先年或る日本人が墨西哥内地旅行の時、汽車中風采の一向揚がらぬ老人が隣の席に居た。段々話の進むにつれて、此の老人は地主であることが分つたから、何れ程地面を有つて居るかと聞いても極り惡さうな顏をして話さぬ。問詰めた揚句老人はお恥しいが僅か二萬へクタラ(一へクタラは約我一町)しか有つて居りませぬと答へたさうで、此の話でも如何に墨西哥の地主が大きいかを推知することが出來る。

最近の統計に依れば墨西哥の土地は左の如く分配所有されて居る。

一萬一千の莊園	八八〇、〇〇〇	吉羅米平方
十八の大土地會社	八〇、〇〇〇	
小土地會社	一二〇、〇〇〇	

和の爲、我が政府の奮發を希望する次第である。

第三款　墨西哥調査會の必要

人口問題及排日問題解決の爲、墨西哥移民は目下の急務であるが、然らば我が移民の需用は如何なる方面にあるかと云ふに、第一は農業である。勞働者許りでなく地主としても發展の餘地がある。第二は鑛山であつて既に幾多日本人の勞働して居る者がある。鑛山主は日本人勞働者が土人に比較して頗る優るところあるを見て、頻りに日本人を歡迎するやうであるが、明治四十年以後は新に渡航する者がないから、需用に應ずる能はざる有樣である。墨西哥は同時に資本投下の場所として大なる將來がある。如何なる方面に資本を投下すべきかと云ふに、第一が土地である。墨西哥は過去に於て土地の兼併盛に行はれた結果、今日其の農業地の大部分は極めて少數なる地主の所有に歸し、我が國では殆ど想像が出來ぬ程の大地主が

土地は多く大地主の所有で加州のやうに五英加や十英加の土地を切賣する者が極めて少く、よしあつても小仕掛では成功の見込が殆んどない。是れ加州と大に事情を異にするところである。蓋し墨西哥は場所に依ては甚だ水が乏しく之を得るに多額の金を要するの外、人口は稀薄で地方市場が乏しいから産物を遠方に送らねばならず、交通機關は非常に不完全で産出額が少なくては到底も引合はぬから、結局大規模大資本で經營せねばならぬ。加州のやうに初め勞働者として働き、資本を貯蓄して農業家となるが如きは殆んど不可能である。

米國人中墨西哥殊に其の北部に於て、廣大なる土地を有つて居る者が少くない、新聞王ハーストの如き其の一人である。此等土地の投資家は他日墨西哥が米國に併合少くも其の實權の下に立つやうになれば、地價が非常に騰貴することあるを豫期して、大きな土地を耕作もせずに所有して居る。米國で墨西哥干渉論が屢次行はれるのは、此等の連中を始め一般米國の墨

市町村　一二〇、〇〇〇
小地主　四〇〇、〇〇〇
國有　二〇〇、〇〇〇

此の統計に依て墨西哥の土地の大部分が少數の大地主の手にあることが明である。

然るところ或は勞働者の缺乏やら、或は引續いての革命の爲生命財産の不安があるやらで、所有地を賣つて外國に轉住する者が少くないから、今日幾つも廉い賣物があつて、其の直段は大抵一英加四五圓である。參考の爲國有地拂下の直段を見るに、最も直段の高いメキシコ市附近の土地で我が一町歩が約百五十圓、廉いので六圓、最も下等な下カルホルニヤ地方の土地が三圓位である。廉い土地を今日買入れて置くことは確實な投資の方法であると考へる。

墨西哥で最も日本人に適する事業は農業であるが、大資本が必要である。

ぬ。墨國人の大多數は極めて貧乏な需用の少い下等社會であるけれども、日墨貿易發達の餘地のあることは疑がない。

墨西哥事情は今日のところ我が國に全く知れて居らぬ、斯かる事情の下に無暗に移民を出しては棄民となる危險がある。資本家は如何に投資する志と資力があつても、投資の方法を誤つては大變である。商業家は如何に日墨貿易に從事したくとも其の方法に迷ふであらう。何事をなすにつけても、墨西哥の經濟事情を審かにしての後のことである。墨西哥に移民を出す爲にも、資本家や商業家が仕事をする爲にも、今日の急務は墨西哥に關する智識を得ることであつて、此れが爲至急墨西哥調査會設立の必要がある。墨西哥全國を幾部かに分ち、各部に經濟の智識ある者と西班牙語の通辯の二人を以て一組とし、一ヶ年の見込で調査員を派遣すれば、一組二人の給料雜費一ヶ年約一萬圓、五組として僅か五萬圓で足るから、墨西哥に志ある者が費用を分擔すれば六ヶしいことでない。加州在住日本人中に墨

西哥投資家が常に黑幕に在つてする仕事である。斯かる事情であるから我が國の資本家が今の內に墨西哥の土地に投資して置けば、近き將來に於て大なる利益を得るの日があるに相違ない。尤も支那にさへ投資する勇氣と實力の乏しい我が資本家に對し、遙々墨西哥に投資すべく勸誘することは、或は無理の注文であるかも知れぬ。然し墨西哥の地主と共同し我は流動資本と勞働者を供給する位でやれば大した資本は必要でない。國內不安の今日が仕事の爲時である、一冒險やつて見る資本家がないであらうか。鑛山に對しても亦我が資本家の活躍する餘地がある。銀山は十六世紀に西班牙人が著手する以前から、土人の採掘した者が少くない。交通機關を利用し得る場所にある目星しいものは、既に手が着いて居るけれども、尚遺利少くないさうである。其の他石油も金もある。要するに勞働者から見ても、資本家から見ても、墨西哥は日本人が將來發展すべき新天地である。更に日墨の貿易關係を見るに、貿易總額は一ヶ年僅々五十萬圓に過ぎ

しくては政治上、社會上大なる危險がある、經世家は是非とも日本人を生活難から救ひ出すことを圖らねばならぬ。其れには色々の方法があるけれども、移民を盛にして新天地を開拓することが其の一つである。然るに濠州や南亞弗利加は日本人に對して其の門戶を閉鎖して仕舞つた。米國も亦然り其の影響を受けて加奈陀も今日殆んど閉鎖の有様で、南米でも已に排日論が起つて居る。若し米國の排日を防止することが出來ぬならば、他日南米諸國の我に對する態度も甚だしく不利になるであらう。日本人は八方塞がりになる。どうかして一日も早く米國の排日問題を我れに有利に解決したいものである。米國在住日本人の爲に、廣く世界に於ける日本人の爲に。

白人は餘りに我儘横暴である。彼等は四世紀前から歐洲外の膨脹發展に着手し、先づ亞米利加、濠洲、亞弗利加の主人となり、亞細亞も今日は半ば彼等に征服されて、獨立を維持して居るのは我が國の外に支那と暹羅がある

西哥に注意する者があつて、昨年末彼等の間に墨西哥調査會組織の計畫があつたけれども、資力不十分の人々の仕事であるから碌なものは出來まい。是に於て予は墨西哥調査會の設立に就き、内地有力者の奮發を促したいのである。

第四款　生存の權利

予が九年前歐洲から歸朝した時、日本人が色が蒼ざめて活氣がなく、神經過敏らしいに驚いた。三年前に朝鮮支那を漫遊して歸朝した時に再び驚いた。今年春米墨旅行から歸つた時に三度驚いた。日本人は白人や支那人に比較して活氣が乏しい許りでない、米國は勿論のこと滿洲朝鮮に在住する日本人にも劣るやうである。内地到るところで聞くは不景氣の愁嘆話である、就職難の嘆息である、喰べるに困ると云ふ情ない呻き聲である、是で一等國民とは何處を押したら出る音であらう。生活難が此の如く甚だ

密度は內地では一方里二千二百八人の割合で、白耳義、和蘭、英本國を除いては我が國程人口の稠密なところはない、然るに耕地は瘠せて狹く、關西地方の如き山の頂上まで耕作されて殆ど剩す土地がない。現在の事情では商工業大發展の見込もない。海外に新天地を開拓するにあらざれば、今後無限に增加する人口を何時までも收容することが出來ぬ。日本人は恰も水に溺れる者のやうである。白人が日本人に對する現在の態度を改めざる以上、日本人は將來其の生存に必要なる土地を得る爲、白人に對してあらゆる手段を講ぜざるを得ざる時が到來するであらう。白人の態度如何によりては、據ろなく生存の權利を主張せざるを得ざるの日に逢着するであらう。

だけである。彼等と人種を同うせざる者は多くは彼等の足下に蹂躙せられ、甚だ可憐な狀態に陷つて居る。彼等は今日世界の十分の九を領有するに反し、黃人は僅かに十分の一を領有するに過ぎぬ。白人は斯く廣大なる地域を有するにも拘はらず、黃人をして平和的に進入することすら禁じて、之を世界の一隅に屛息せしめ樣として居る。米國の如き今日耕作して居るのは耕作し得る土地の二割七分で、殘りの七割三分は非常な天賦の富を藏し、人を容れる餘地が未だ幾らでもある、然るに已に日本人の入國に反對するのである。加奈陀でも爾うである。亞弗利加及濠洲でも爾うである。

水に溺れる者がある。四邊を見廻すと同じく水中にあつて板子を抱へて居る者がある、彼の板子を奪へば我は助かるけれども、彼は生命を失ふであらう。之を奪はねば彼は助かるけれども、我は生命を失ふであらう。此場合に板子を奪ふことは道德は許さぬとしても、生存の權利は之を許すのである。國家間に於ても亦同樣である。我が國の人口は約六千萬、人口の

大正四年二月五日印刷
大正四年二月十日發行

北米の日本人
定價金壹圓貳拾錢

著者　末廣重雄

東京市神田區錦町一丁目十六番地
發行者　宮下軍平

東京市芝區愛宕町三丁目二番地
印刷者　細萱武四郎

東京市芝區愛宕町三丁目二番地
印刷所　東洋印刷株式會社

發行元
東京市神田區錦町一丁目十六番地
振替口座東京第三四〇九番
二松堂書店
電話本局三七一七番

北米の日本人　終

名譽

本書は東京高等師範學校茗溪會にて此二名著を青年少年の讀むべき書として御撰定の光榮を得たり以て本書の價値を知れ

山路愛山先生著

四六判上製頗美本紙函入全一冊 定價金一圓二十錢●小包八錢 市内四錢

偉人論

愛山先生の史眼と文章とは世既に定評あり、先生獨特の史眼と靈筆とを以て英雄偉人を拉し來り其長短を縱論横說し、英雄偉人の幾多の面目紙上に活躍す、今日の所謂史家の平談無味なる史論とは其撰を異にし眞に千古の英雄偉人に接するの感あらしむ、本書は實に今の史論界の寂寞を破る警鐘と謂ふべく近頃見逃すべからざる一大快著也。

衆議院議員 東京市助役 田川大吉郎先生著

中判上製無類美本紙函入全一冊 着色寫眞入定價一圓十錢稅八錢

歐米都市とび〳〵遊記

田川先生は市政の當局者也氏の犀利なる觀察眼は實際生活の中心に入らずんば止まず、徒に歐米都市の外觀を說くも實際生活を離れたる漫遊談は空なる文字なり、本書は實に活きたる漫遊にして如何にも面白く讀ませ如何にも觀察の奇拔なるは此種の書として全然他書と類を異にし特に挿入せる四十餘種十數葉の寫眞は本文と相俟つて眞に歐米都市生活の一大縮寫圖たり。家庭の讀物として旅行の伴侶として敢てこれを江湖に薦む。

◎大增補全部訂正改版内容充實して現る◎

理學士 大森千藏先生著

增補改訂 普通生理衛生學

精密插圖百五十餘圖
菊判上製美本全一冊
正價金二圓
小包料十二錢

人に在つては貴重なること身體に優るものなし其生理を知り衛生法を知らんとする者は何人も本書を讀まれよ、本書は最も精密なる人體解剖圖を一々插みて生理衛生に關する事項は細大洩らさず最も平易簡明に説明せる斯學書中未だ**類を見ざる破天荒の大著述**なり尚本書の價値は世既に定評あり版を重ぬる事第九回一萬部を賣盡し**今回更に**大增補全部訂正改版して現る、故に舊版を讀まれし者も亦此增訂版を讀まざるべからざるなり

竹内楠三先生著

精神療法 諸病根治 心と病

一名 病は氣から

菊判洋裝美本
定價金五十錢
郵送料金六錢

俗に「病は氣から」と云ふ通り心の身體に及ぼす作用は靈妙不可思議にして種々の諸病を惹起し又よく之を除去す、本書は著者が甚深の研究と非凡の考察力を以て人間の心的秘密を叙述し何人にも實行し易き、嶄新なる心的諸病根治法を最も平易簡明に理解し易き様説述せる良書なり

林喜一先生著

公開絶叫 アキレ申候

▲中判上製頗美本全一册　定價金一圓十錢　小包料金八錢　市内四錢

上は政府の矛盾を剔抉公開し、以下大臣紳士の横暴より貴夫人の墮落、新聞の功罪及女優藝者の正體等巨細數十項に頒ち一々事實を根據として大膽に氣の毒な程素つ破拔き且論難したる活社會あらゆる裏面の總まくり吾乍らアキレ申候之れも正義の戈なればグーの音も出まいと思ふ而かも痛烈骨を刺す筆鋒言々肺肝より出づ實に無二の毒滅殺菌劑なり。左に内容の二三を記せば

操と命を交換した昔の女●危險なる哉美人??危險なる哉貞操●僕の見たる東京市の缺點兩面觀●悲劇巡査の免官●痴劇紳士の色師●賭博處分の奇怪事●藝者泣かせ待合檢擧と高官の横暴を論難す●行政整理と「矛盾」の說●何故に藝者は役者と密着するか●命賭け御殿女中の役者買の事實●新聞紙の功罪と記者の墮落●世界を跨に喰ふ大山師(官憲大狼狽)●藝者にモテル法(内部展開　現代藝者の資格を擧ぐ●上流家庭の墮落觀(奥様の不遇)●時間と紳士●上流の内幕は自白されず●紙面に限りがあるから以下略す。

日本大學 法政大學 講師理學士 柴田初治郎先生
佐賀縣小城中學校教諭 齋藤榮先生 共著

最新 物理化學問題及計算法解義

本書は著者が多年實地教授の經驗と研鑽とにより物理化學を學修する學生及受驗者の爲に最良なる參考書たらしむる目的を以て編纂せられたる新著にして學生及受驗者に最も適切なる材料を網羅し其記述は最も懇篤平易に精細に說明を與へ難解も容易に理解し得らるゝ樣に勉めたるは本書の最も特色とする所なり

菊半截判五百頁 上製美本全一冊
正價金七十五錢
郵稅金八錢

理學士柴田初治郎先生著

新式 物理學要領

本書は諸官立學校の受驗者醫藥の免許受驗者文部省檢定受驗者等が一般復習者に便益のために提供せる有益の好著なり。

特色。專ら要所のみを撰輯し正に意を致すべき歸着點を知悉せしむ。了解し難き箇所は特に精細なる說明を施し誤り易き所は之を指摘し「註」注意參考等の欄を設け註釋を試み再び不解難解誤解等なからしむ。各節毎に數多の實例及計算問題を配列し一は應用の途を明にし一は數理思想を確的ならしむ。之れ本書の特色なり。

中判洋裝美本
上下全二冊
正價各五十五錢
郵稅各六錢

●全國農村小學校農業必習科の活參考書●

農學士 向後衡平先生閱
東京府下石神井東小學校長 本橋元治先生著

小學校 補習學校 農業實習法 一名一坪農業之實際

菊判洋裝美本
定價金五十五錢
郵稅金六錢

本書は一面に於て農業教育を鼓吹し、更に又一面に於ては全國農村小學校に於て實施せらるべき農業必習科の參考に資せん爲、特に著者苦心の結果に成れる物なり、著者は夙に農村小學校に於ける一坪農業の有益なるに着眼し、自ら教鞭を執れる小學兒童に之を實行せしむると共に、自身も亦親しく鋤鍬を採つて耕作に從事しつゝあるものなれば机上の空論と撰を異にし總て、實地試作上より研究したる好著なり。

愛知縣農林學校長
愛知縣農事試驗所長 山崎延吉先生著

農民教育

菊判上製頗美本
定價金一圓廿錢
郵稅金十二錢

農村小學校、補習學校、農學校、教育家、學生、農業家、地方青年團等必ず一本を備ふべし、著者は斯界の大家本書に就て敢て喋々を要せず。

文學博士 芳賀矢一先生序 木場喜一郎先生編

本書は漢字の異義用法を説明し同訓意義を辨明したるもの而も實例の豐富適切なる語句の精選せられたるは從來の著書と大いに其撰を異にす、されば一般操觚者は勿論學生及敎員諸氏の參考書として空前の寶典なり。

三六版上製美本
定價金四十五錢
郵稅金四錢

大橋蘆水先生考案

袖珍上製携帶至便
色刷參考圖入
定價金二十五錢
郵稅金四錢

●本書を使用せば圖畫圖案に苦もなく上達出來る新考案●

自然物が有する種々の色彩を採集するノートで日常目に觸るゝ植物の葉花實等或は昆虫の如きもの又何でも色彩の面白いと思ふ物は何でも構はず持て來て其調和せる色彩を自由自在に採集する事を得て後に圖畫圖案に應用せば色彩の調和自由自在なり、故に學生諸氏は勿論斯道に志す者必ず携ふべきノートなり。

笹川臨風先生校

訓註 ポケット菜根譚

小本上製頗美本
定價金五十錢
郵稅金六錢

本書は修養と處世の秘訣を說ける東洋唯一の聖書にして論孟を裏面より說けるものなり論孟の書は仁義の大道を說けども處世の細緻を盡さず複雜なる現代社會に於ける處世と修養の大問題を遺憾なく解決するは實に此書なり。

特色　本文の外に讀方と細密なる頭注を施し小本洋綴の美本とせり。

文學博士　遠藤隆吉先生閱　文學士　本莊了一先生著

青年活學 處世之新研究

菊判洋裝美本
定價金六十五錢
特價金五十錢
郵稅金六錢

人生の戰場に於て弱き者は倒れ修養なき者は煩悶し、努力なき者は敗滅しゆく、生存競爭の活社會、著者は靑年學生の爲に此快著を提供す。本書を一讀せば煩悶を一掃し、逆運を轉換し、努力活動の精神、向上發展の氣風を振起せしむる現代の新論語なり。